

市川市衛生処理場長期責任包括運営委託に係るモニタリング業務委託 仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

市川市衛生処理場長期責任包括運営委託に係るモニタリング業務委託

2. 業務目的

本業務は、委託者が委託する市川市衛生処理場長期責任包括運営委託に関し、長期責任包括運営委託事業者（以下「事業者」という。）が提供する業務の評価について、委託者の監視業務を補完し、公平性、客観性及び透明性を確保することを目的とする。

3. 委託場所

市川市二俣新町15番地 市川市衛生処理場

4. 委託期間

令和8年6月19日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

事業者が作成し、委託者が承諾した市川市衛生処理場長期責任包括運営委託業務計画書等に基づいて、事業者が提供する業務の遂行をモニタリングし、委託契約に定められた仕様の達成状況を評価する。

(1) 長期責任包括運営委託の実施状況確認

事業者が作成し、委託者が承諾した業務計画書に基づいて、施設の運営管理が実施されているか、業務記録、運転データ及び各種報告書等の内容を確認する。

ア 確認書類

事業者が作成する業務実績報告書等

イ 確認項目

- (ア) し尿処理状況（搬入量、処理量、施設稼働状況等の書類確認）
- (イ) 性状分析結果と公害防止対策等の各基準値との適合性（書類確認）
- (ウ) 用役使用量（電気、燃料、薬品類、用水等の使用量の書類確認）
- (エ) 最終処分物の発生量等（書類確認）
- (オ) 運転管理状況（業務記録確認及び現場確認）
- (カ) 保守点検状況（業務記録確認及び現場確認）
- (キ) 定期修繕等の実施状況（業務記録確認）

- (ク) 安全体制・緊急連絡体制（現場確認）
- (ケ) 安全教育・緊急訓練等の実施状況（業務記録確認）
- (コ) 故障等緊急対応・措置状況（業務記録確認及び現場確認）
- (2) 計画内容等に係る協議支援
 - 事業者が策定する運転計画及び保全計画等の協議や、事業者から提出される変動費要素の見直しに関する協議等に参加し、専門的な内容への支援を行う。
- (3) 管理技術者等
 - 受託者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度の技術を要する業務については相当の経歴を有する技術者を配置しなければならない。
 - 管理技術者は、し尿処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経歴を有する衛生工学部門の技術士（廃棄物処理又は廃棄物管理）とする。
- (4) 資料の貸与
 - 事業者が作成し、委託者が承諾した市川市衛生処理場長期責任包括運営委託業務計画書を貸与する。また、本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在委託者が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、委託者に提出し、業務完了とともに返却するものとする。
- (5) 疑義
 - 本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。
- (6) 業務内容の変更
 - 委託者が必要であると認めた場合には、委託者と受託者による協議により変更する。なお、協議決定後における変更については、別途委託者と受託者による協議により行うものとする。
- (7) 関係官公庁との協議
 - 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合は誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。
- (8) 業務の完了
 - 受託者は、業務完了後速やかに完了届を提出し、委託者の検査を受けなければならない。委託者の検査員の検査合格を持って業務の完了とする。

6. 添付書類

別紙1 完了届 様式

別紙2 市川市衛生処理場長期責任包括運営委託 仕様書

7. 業務実施日

書類確認及び現場確認は10月と3月に実施することを基本とする。

8. 提出書類及び報告書

(1) 提出種類

受託者は、本業務の実施に当たり、委託開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。また、変更がある場合には、業務開始前に変更後の書類を委託者に提出するものとする。

ア 着手届

イ 管理技術者専任届及びその経歴書

(衛生工学部門の技術士資格に係る証明を含む。)

ウ 業務計画書

(実施体制、業務従事者名簿、工程表、緊急時連絡体制表を含む。)

(2) 報告書(成果品)

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を業務完了後、委託期間終了日までに委託者に提出するものとする。

なお、業務報告書には、本仕様書「5. 業務内容」(1)及び(2)の内容について、記載するものとする。

ア 業務報告書

イ 完了届

9. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受託者に求めることができる
- (2) 受託者は、本業務の履行にともなって事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を損害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項については第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。
- (7) 本仕様書に明記なき事項は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円

(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

市 川 市 衛 生 処 理 場
長 期 責 任 包 括 運 営 委 託
仕 様 書

令和 7 年 11 月

市川市

市川市衛生処理場長期責任包括運営委託 仕様書

目 次

第1章	総則	1
第1節	業務目的	1
第2節	基本事項	1
第3節	一般事項	7
1.	基本方針	7
2.	仕様書等の遵守	7
3.	関係法令等の遵守	7
4.	受託者の業務範囲	7
5.	本市及び所轄官庁等の指導等	8
6.	本市及び所轄官庁等への報告	8
7.	本市等による検査等	9
8.	保険への加入	9
9.	運転基準及び公害防止基準	9
10.	用役条件	10
11.	特定部品の調達	11
12.	業務計画書等の作成、提出、報告	11
13.	労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備	12
14.	防災管理体制の整備	12
15.	連絡体制の整備	13
16.	施設保安体制の整備	13
17.	従業員教育	13
第2章	運営管理業務	14
第1節	運営管理体制	14
1.	業務実施体制	14
2.	運営マニュアル	14
3.	有資格者の配置	14
4.	勤務日及び時間	14
第2節	運営準備業務	15
1.	状況調査、計画書作成	15
2.	運営準備期間中の業務等	15
第3節	運転管理業務	15

1. 運転管理計画.....	15
2. 運転管理	15
3. し尿等の受入.....	16
4. 最終処分物の運搬・処分.....	16
5. 性状分析	17
第4節 維持管理業務.....	17
1. 施設の点検	17
2. 点検・整備計画の作成.....	18
3. 点検・整備の実施.....	19
4. 施設保全計画の作成.....	19
5. 水槽清掃	19
6. 補修・更新の実施.....	19
7. 建築物等の保全.....	20
8. 改良保全	20
9. 用役管理、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理.....	21
10. 工具、測定機器等の管理・更新.....	21
11. 引き渡し基準.....	21
第5節 環境管理業務.....	22
1. 環境保全基準.....	22
2. 環境保全計画.....	22
3. 作業環境保全基準.....	22
4. 作業環境保全計画.....	22
5. 計測項目及び計測頻度.....	22
第6節 情報管理業務.....	23
1. 受付・計量記録.....	23
2. 運転管理記録.....	23
3. 点検・整備記録.....	23
4. 補修記録	23
5. 機器管理台帳の整備.....	23
6. 環境保全記録.....	24
7. マニュアル・図面等の管理.....	24
8. その他管理記録.....	24
第7節 その他付帯業務.....	24
1. 見学者対応	24
2. 近隣対応	24
3. 清掃等	24

4. モニタリング.....	24
5. 要監視基準の監視.....	25
第3章 本市の業務	25
第1節 本委託において本市が実施する業務の範囲.....	25
1. 見学者対応	25
2. 運転モニタリングの実施.....	25
3. 委託料の支払い.....	25
4. し尿等搬入に関する手数料の取り扱い.....	25
5. し尿等運搬許可業者への指導.....	25
6. 水槽等建築物に関する工事.....	25
7. 近隣対応	25
8. 国・県等に対する届出及び申請.....	26
9. 指定廃棄物の管理.....	26
第2節 運転モニタリングの実施.....	26
1. 運転段階	26
2. 委託期間終了時.....	26
第4章 衛生処理場の日常業務.....	27
第1節 前処理設備作業内容.....	27
1. 毎日行う作業（開場日）.....	27
2. 毎週行う作業（1回/週）.....	27
3. 定期的に行う作業.....	27
4. その他の不定期に行う作業.....	27
第2節 主処理設備作業内容.....	29
1. 毎日行う作業.....	29
2. 1週間に1回行う作業.....	29
3. 2週間に1回行う作業.....	29
4. 1か月に1回行う作業.....	29
5. その他定期的に行う作業.....	29
6. 随時行う作業.....	29
7. 臨時的作業	30
第3節 水質作業内容.....	32
1. 毎日行う作業.....	32
2. 月に1回行う作業.....	32
3. 定期的に行う作業.....	32
4. 測定項目	32
第4節 施設見学対応.....	34

1. 施設見学対応フロー	34
2. 緊急時の見学者対応	34
別紙1 処理工程図（水処理）	35
別紙2 処理工程図（汚泥処理）	36
別紙3 処理工程図（脱臭処理）	37
別紙4 市川市衛生処理場 月別搬入実績及び計画処理量	38
表 月別搬入実績（令和4年度～令和6年度）	38
表 計画処理量（市川市衛生処理場）（令和7年度～令和15年度）	40
別紙5 搬入し尿等の性状	40
別紙6 市川市衛生処理場 用役使用量 実績	41
○用役使用量	41
○薬品使用量	42
別紙7 市川市衛生処理場 特定部品リスト	43
別紙8 責任分担	44
別紙9 市川市衛生処理場 管理体制	45
別紙10 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく 業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」	46
別紙11 脱水汚泥等運搬業務委託契約書（案）	49
別紙12 各種点検記録表リスト	61
別紙13 市備品リスト	106
別紙14 整備計画	112
別紙15 槽内清掃実施参考予定表	128
別紙16 完了届・業務完了報告書	129

第1章 総則

市川市衛生処理場長期責任包括運営委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は市川市（以下、「本市」という。）の市川市衛生処理場（以下、「本施設」という。）において実施される第2期目の市川市衛生処理場長期責任包括運営委託（以下、「本委託」という。）について本市が要求する業務内容を示すものである。

仕様書は、本委託の基本的な内容について定めるものであり、本委託の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、仕様書、委託契約書(案)等に明記されていない事項であっても、受託者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 業務目的

本委託は、本施設の運転及び維持管理等包括的な運営委託を行うものである。受託者は、維持管理・運営に関するノウハウを遺憾なく発揮し、安定性及び経済性に優れた運転管理等を実施することを目的とする。

第2節 基本事項

(1) 委託名称

市川市衛生処理場 長期責任包括運営委託

(2) 委託実施場所

千葉県市川市二俣新町 15 番地
市川市衛生処理場

(3) 委託内容

本委託における業務は、本施設に関する運転管理、維持管理、環境管理、情報管理、その他付帯業務である。本委託において本市が実施する業務の範囲第3章第1節に記載してある本市が行う業務以外すべてである。概要については、表 1-2-1 委託の概要に示す。

表 1-2-1 委託の概要

業務	項目	業務内容		役割分担		備考
				本市	受託者	
運転管理業務	・運転管理計画等の作成	・本施設の運転管理計画等を作成する。			○	
	・運転管理	・本施設を運転管理する。			○	
	・し尿等の受入	・し尿等の受付・計量・車両誘導・受入室監視等を行う。			○	休日：土(隔週)、日、祝、年末年始
	・浄化槽汚泥等運搬業者への指導	・浄化槽汚泥等の収集・搬入等について、運搬業者に必要な指導を行う。		○		
	・最終処分場の運搬・処分	・本施設で発生するし渣・脱水汚泥等を運搬する。			○	市川市クリーンセンターへ運搬
維持管理業務	・維持管理計画の作成	・本施設の維持管理計画を作成する。			○	
	・施設の点検	・本施設の点検を行う(機械設備、電気計装設備、建築物等)。			○	
	・施設の補修	・本施設の補修を行う(機械設備、電気計装設備、建築物等)。	水槽等 水槽内の全面補修、外壁、屋上防水等の全面補修(整備計画除く)	○		・本市：工事計画策定、仮設工事、補修工事、仮設工事前の準備段階から工事完了後の運転立ち上げまでの運転指導。 ・受託者：仮設工事前の準備段階から工事完了後の運転立ち上げまでの運転。
		上記以外			○	・見学者用の設備(プロジェクター等)の補修については、受託者の所掌に含む。
	・用役管理	・本施設で使用する薬剤等の調達、管理を行う。			○	
情報管理業務	・各種報告書作成及び管理	・運転記録等を整理した各種報告書の作成及び管理を行う。			○	
	・施設情報等データ管理	・搬入・搬出データ、運転状況、薬剤使用量データ等の管理を行う。			○	
	・設計図書等の管理	・施設設計図書等の管理を行う。			○	
環境管理業務	・環境保全計画の作成	・本施設の環境保全計画を作成する。			○	
	・環境保全	・環境保全計画に基づく対策を行う。			○	
	・環境測定	・水質、騒音、振動、悪臭等の環境測定を行う。			○	
	・作業環境管理	・場内作業環境の管理を行う。			○	
その他付帯業務	・見学者対応	・見学者の申し込み受付、当日の見学者対応を行う。		○	○	・受託者は見学時に本市をサポート
	・近隣対応(住民対応)	・近隣住民への対応を行う。		○		
	・清掃	・本施設の清掃を行う。			○	
	・モニタリング	・委託業務の状況が仕様書及び契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにモニタリングを行う。		○	○	・受託者はセルフモニタリングを実施
	・国・県等に対する届出・申請	・届出・申請に係る書類作成を行う。		○	○	・なお、受託者は届出・申請書類の作成のみを行い、届出・申請は本市が行う。
	指定廃棄物 [*] の管理	・市川市衛生処理場の敷地内に保管されている指定廃棄物の管理を行う。		○		

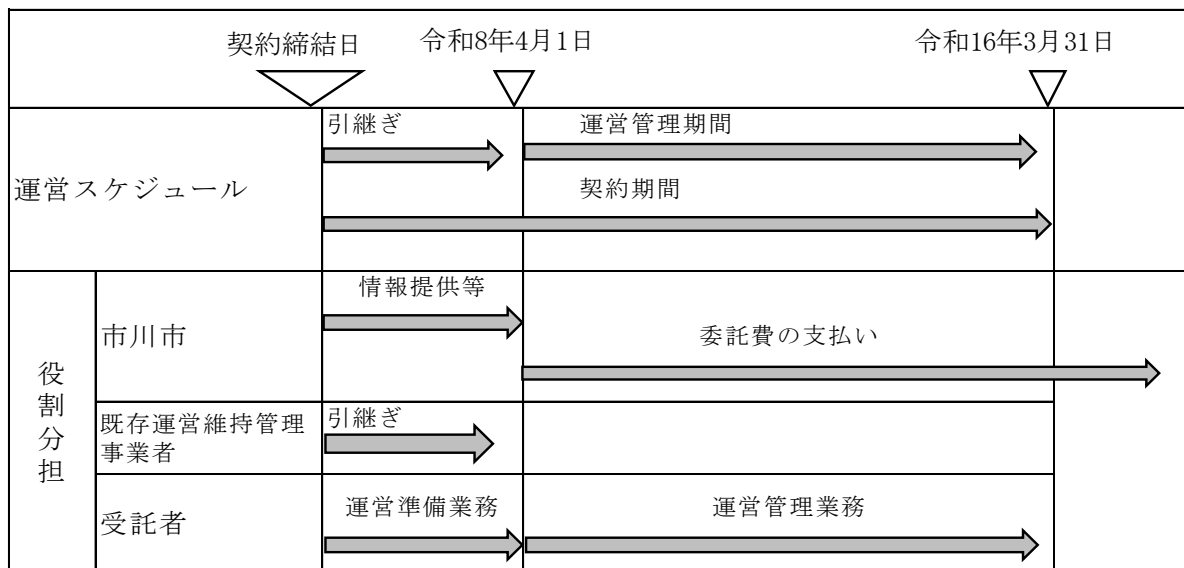
※上記以外の業務が判明した場合には、本市及び受託者の両者で協議し、役割分担を決定する。

※指定廃棄物とは原発事故後に、本市内の道路清掃作業により集めた放射性セシウム濃度 1 kgあたり 8,000 ベクレルを超えた汚泥である。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和16年3月31日まで

(委託準備期間：本委託契約日の翌日から令和8年3月31日まで)



(5) 対象施設

1) 本施設の概要

本委託における本施設の概要は、表 1-2-2 本施設の概要、図 1-2-1 全体配置図(委託範囲)、図 1-2-2 本委託の範囲の概要のとおりである。

表 1-2-2 本施設の概要

施設名称	市川市衛生処理場		
施設所管	市川市 環境部 クリーンセンター		
所在地	〒272-0002 千葉県市川市二俣新町 15 番地 TEL : 047-327-0288 FAX : 047-327-3900		
計画処理能力	242kL/日 (し尿 : 14kL/日、浄化槽汚泥 : 228kL/日)		
処理方式	主処理 : 膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理 : 凝集膜分離処理+活性炭吸着処理 汚泥処理 : 脱水→場外搬出 臭気処理 : 中・高濃度臭気 : 酸+アルカリ次亜塩洗浄→活性炭吸着 低濃度臭気 : 活性炭吸着		
放流先	二俣川		
し渣処分方法	市川市クリーンセンターにて焼却後、焼却灰を埋立処分		
汚泥処分方法	市川市クリーンセンターにて焼却後、焼却灰を埋立処分		
放流水質	水質項目	基準値	計画値
	pH (-)	5.0~9.0	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	10 以下	10 以下
	COD (mg/L)	-	10 以下
	SS (mg/L)	20 以下	10 以下
	T-N (mg/L)	30 以下	10 以下
	T-P (mg/L)	3 以下	1 以下
	色度 (度)	-	30 以下
	大腸菌群数 (個/cm3)	3,000 以下	1,000 以下
施設整備経過	平成 12 年 3 月竣工、平成 12 年 4 月供用開始		
設計・施工	三菱・戸田・上條特定建設工事共同企業体		
現在の施設運営方式	長期包括運営方式 (平成 30 年度~令和 7 年度)		

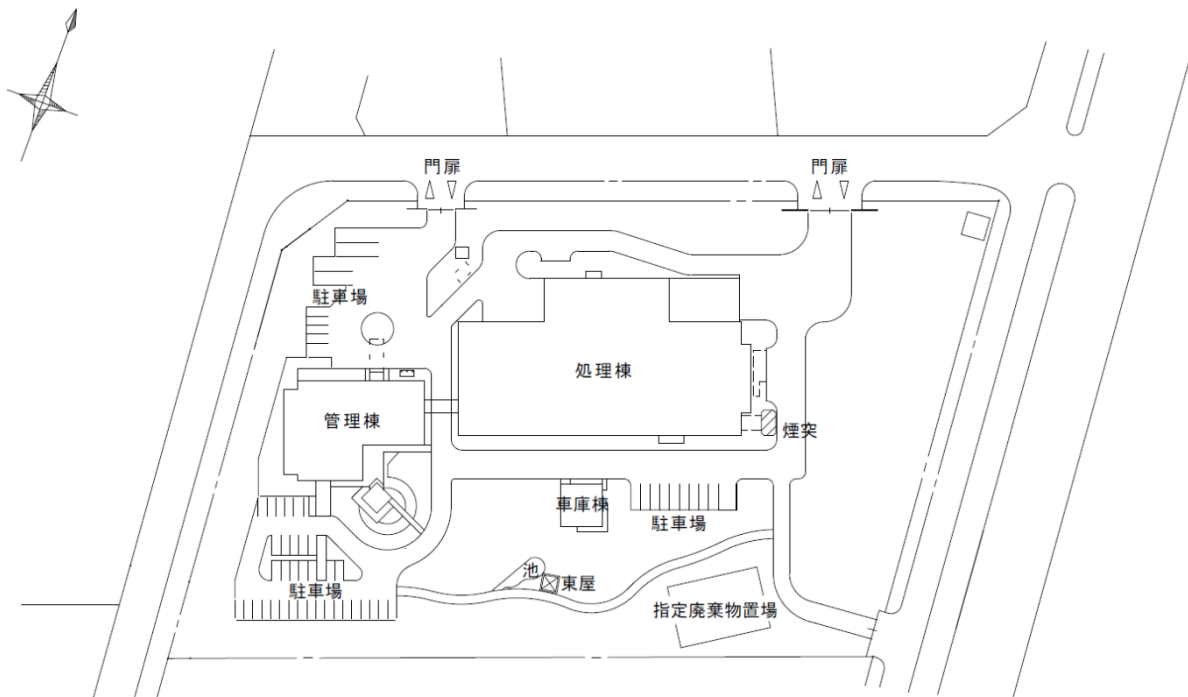


図 1-2-1 全体配置図（委託範囲）

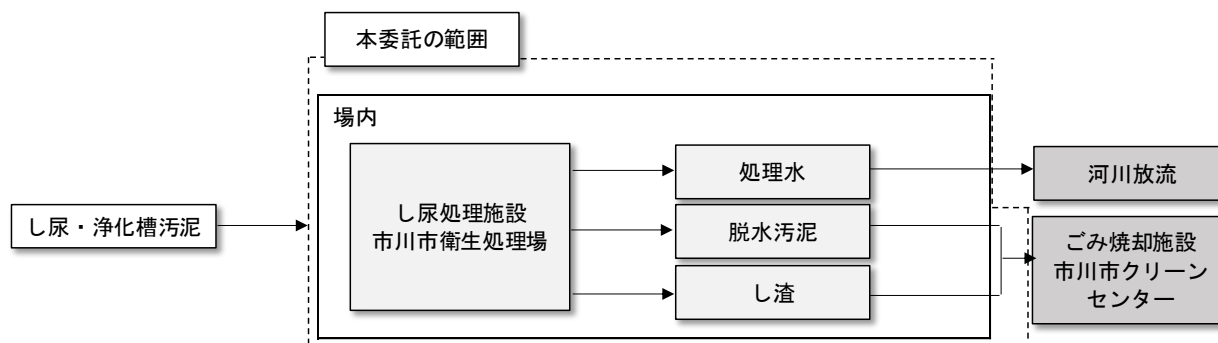


図 1-2-2 本委託の範囲の概要

2) し渣、汚泥の発生量（設計値）

① し渣発生量

し尿し渣 8kg-DS/ki11

浄化槽汚泥し渣 3kg-DS/kL

② 汚泥発生量

し尿 8kg-DS/kL

浄化槽汚泥 8kg-DS/kL

凝集分離汚泥 2kg-DS/kL

3) プロセス用水等

プロセス用水は上水を使用する。

種類：上水道

取水量：242m3/日（設計値）

第3節 一般事項

1. 基本方針

受託者は本委託の運転管理等に当たって、本施設が本市の生活環境を形成するうえで必要な施設の一つであること、また、地域住民・近隣市町村の理解・協力のうで運営されていることを十分自覚し、最適な運転管理等に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

(1) 搬入物の適正処理

本施設へ搬入されるし尿、浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）を常に円滑、適正に処理できるよう配慮すること。

- 1) 安定した適正な運転の確保
- 2) 市民及び近隣市町村に安全性・安心感を与える施設の運転管理等

(2) 環境の保全

地球環境、地域環境等に対する環境負荷の低減と保全に十分に配慮すること。

- 1) 公害防止の配慮
- 2) 省エネルギー対策の構築

(3) 安全・安定確保

通常時において安全・安定性を確保するだけでなく、天災や事故等においても迅速に適切な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本施設の運転管理を行うこと。

- 1) 本施設の安全・安定性の確保
- 2) 天災や事故等の非常事態発生時における迅速・安全・確実なプラント設備の停止
- 3) 天災や事故発生後の二次災害の発生防止
- 4) 天災や事故等による設備損傷時のプラント復旧に向けた体制の整備

(4) 経済性への配慮

- 1) 本施設の運転管理等を行うにあたり、効率的かつ効果的な業務運営を行い経済性には十分配慮すること。
- 2) 雇用、用役、外部委託、請負等において、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮すること。

2. 仕様書等の遵守

受託者は、業務期間中、仕様書、委託契約書等に記載される要件を遵守すること。ただし、記載される要件に相違がある場合は、本市の指示による。

3. 関係法令等の遵守

本委託にあたっては、表 1-3-1 関係法令等の法令、規格、基準等（いずれも最新版）を遵守すること。

4. 受託者の業務範囲

本委託にあたり、現行のサービスを維持するため現契約の各種実施事項及び事業計画等については、全て業務範囲とする。

表 1-3-1 関係法令等

法令等	法令等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特定化学物質等障害予防規則
都市計画法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
建築基準法	高圧ガス取締法
建設業法	一般高圧ガス保安規則
消防法	有機溶剤中毒予防規則
道路法	酸素欠乏症等防止規則
道路交通法	電気設備に関する技術基準
下水道法	電気機械器具防爆構想規格
水道法	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準 (JIS Z 3801)
環境基本法	日本産業規格 (JIS)
水質汚濁防止法	日本農林規格 (JAS)
騒音規制法	電気規格調査会標準規格 (JEC)
振動規制法	日本電気工業会標準規格 (JEM)
悪臭防止法	日本電線工業会規格 (JCS)
大気汚染防止法	日本油圧工業会規格 (JOHS)
肥料取締法	内線規程
労働基準法	電気供給規程
労働安全衛生法	地方自治法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	グリーン購入法
航空法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)
電波法	し尿処理施設性能指針
有線電気通信法	市川市環境基本条例
電気事業法	市川市公害防止条例
電気工事士法	生活環境影響調査指針
電気用品取締法	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等
計量法	
事務所衛生基準規則	
危険物の規制に関する規則・政令	

5. 本市及び所轄官庁等の指導等

受託者は、業務期間中、本市及び所轄官庁等の指導等に従うこと。

6. 本市及び所轄官庁等への報告

受託者は、本施設の運転管理等に関して、本市及び所轄官庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、本市の指示に従うこと。

7. 本市等による検査等

受託者は、本市が受託者の運転や設備の点検等を含む運転管理等全般に対する立ち入り検査を行う時は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8. 保険への加入

受託者は委託準備期間を含めた業務期間中、契約書に定めるもののほか、必要と考えられる保険に加入することとし、保険証書の写しを提出すること。

9. 運転基準及び公害防止基準

本委託における本施設の運転基準及び公害防止基準は、下記のとおりである。

(1) 排水基準

処理水の水量及び水質は、以下の基準を満足すること。

1) 放流量量 300m³/日平均 以下 (設計値 484m³/日平均 以下)

※現在、本市は放流水をし尿運搬許可業者に浄化槽用の張り水として無償提供している。

受託者は委託期間中も同様に対応すること。

2) 放流水水質

pH	5.8～8.6
BOD	10mg/L 以下
COD	10mg/L 以下 (総量規制 9.68 kg/日 以下)
SS	10mg/L 以下
全窒素	10mg/L 以下 (総量規制 9.68 kg/日 以下)
全リン	1mg/L 以下 (総量規制 0.968 kg/日 以下)
色度	30 度以下
大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下

(2) 騒音基準

本施設から発生する騒音については、敷地境界線 (地上 1.5m) において下記の基準値以下とすること。

朝	6 時～8 時	65dB 以下
昼間	8 時～19 時	70dB 以下
夕	19 時～22 時	65dB 以下
夜間	22 時～6 時	60dB 以下

(3) 振動基準

本施設から発生する振動については、敷地境界線において下記の基準値以下とすること。

昼間	8 時～19 時	45dB 以下
夜間	19 時～8 時	45dB 以下

(4) 悪臭基準

1) 本施設から発生する悪臭については、敷地境界線において、下記の基準値以下とすること。

臭気濃度	: 10 以下
アンモニア	: 1ppm 以下
メチルメルカプタン	: 0.002ppm 以下
硫化水素	: 0.02ppm 以下
硫化メチル	: 0.01ppm 以下
二硫化メチル	: 0.009ppm 以下
トリメチルアミン	: 0.005ppm 以下
アセトアルデヒド	: 0.05ppm 以下
プロピオンアルデヒド	: 0.05ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	: 0.009ppm 以下
イソブチルアルデヒド	: 0.02ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	: 0.009ppm 以下
イソバレルアルデヒド	: 0.003ppm 以下
イソブタノール	: 0.9ppm 以下
酢酸エチル	: 3ppm 以下
メチルイソブチルケトン	: 1ppm 以下
トルエン	: 10ppm 以下
スチレン	: 0.4ppm 以下
キシレン	: 1ppm 以下
プロピオン酸	: 0.03ppm 以下
ノルマル酪酸	: 0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	: 0.0009ppm 以下
イソ吉草酸	: 0.001ppm 以下

2) 脱臭装置排出口における臭気濃度は下記の基準値以下とすること。

臭気濃度	300 以下
------	--------

3) 放流水の臭気物質濃度は下記の基準値以下とすること。

メチルメルカプタン	: 0.0068ppm 以下
硫化水素	: 0.024ppm 以下
硫化メチル	: 0.069ppm 以下
二硫化メチル	: 0.126ppm 以下

10. 用役条件

(1) 電気

本施設の受電方式は、高圧 6.6kV 受電、契約電力 900kW であり、基本料金及び使用料金は受託者が負担する。なお、電力会社の選定については、特別な事情がない限り市が出資する地域新電力会社である「いちかわクリーンエネルギー株式会社」とすること。

(2) 給水

プロセス用水及び生活用水は、上水を使用する。なお、水道メーター口径は 75mm であり、基

本料金及び使用料金は、受託者が負担する。

(3) 電話

受託者用回線は、固定電話とし、受託者の名義で調達し、基本料金及び使用料金は受託者が負担する。

(4) 薬品類

本施設運転管理に必要な薬品、油脂類を調達し、調達費用は受託者が負担する。

(5) 燃料（プロパンガス・灯油）

本施設運転管理に必要な燃料(プロパンガス・灯油)を調達し、調達費用は受託者が負担する。

11. 特定部品の調達

(1) 本市は、本施設の施工企業と特定部品の供給等に関する協定を締結している。受託者は、本委託の実施において、「特定部品リスト」（別紙7 市川市衛生処理場 特定部品リスト）に示す本施設の施工企業の製品等（以下「特定部品」という。）の調達に際し、合理的な条件で本施設の施工企業の協力を求めることができる。

(2) 受託者は、特定部品の点検、検査又は補修を求め、並びに本市及び施工企業において別途協議し当該協議により合意した範囲内において特定部品の点検等のための情報の提供を受けることができる。これらの特定部品の調達、特定部品の点検、検査又は補修及び当該情報の提供にあたり費用が発生するときの費用は、受託者が負担するものとする。

(3) 上記に係わらず、受託者が自らの責任において、本施設の施工企業以外から特定部品を調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、受託者は、本施設の機能を維持できることを本市に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

12. 業務計画書等の作成、提出、報告

(1) 委託準備期間計画の作成

受託者は、契約締結後、すみやかに委託準備期間計画を作成し、本市の承諾を得ること。委託準備期間計画には、委託準備期間中の体制、計画工程表、運転教育計画、各作業計画、安全管理、環境対策、緊急連絡体制表等を記載すること。

なお、計画作成にあたっては、本市との調整を十分行うこと。

(2) 業務計画書の作成

受託者は、委託期間開始までに、仕様書に基づき、業務の概要、実施体制、施設の運転管理等に係る業務計画書を作成し、本市の承諾を得ること。業務計画書は、毎年度更新し、本市に提出すること。またこれ以外にも、施設の運転管理等を行う中で必要な見直しを行うこと。なお、業務計画書の変更を行う場合は、本市の承諾を得ること。

(3) 業務報告書の提出

受託者は、本委託における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、業務完了報告書（契約満了時においては完了届（別紙16 完了届・業務完了報告書 参照）を添えて本市に提出すること。

なお、業務報告書の様式、記載方法等については、本市との協議により定めるものとし、提出方法は用紙に出力したもの及び電子データの両方を提出するものとする。

受託者は、上述の業務報告書のほか、各種の日報、点検記録、報告書等を作成し、受託者の事業所内に委託期間にわたって保管しなければならない。

受託者は、本市の要請があるときは、それらの日報、点検記録、報告書等を本市の閲覧又は謄写に供しなければならない。

(4) 協議簿の作成

受託者は、打合せや協議、報告、届出等の都度、協議簿を2部作成し、提出すること。協議簿は各々が押印のうえ、1部ずつ保管する。

13. 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本委託に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 受託者は、整備した安全衛生管理体制について、本市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

14. 防災管理体制の整備

- (1) 受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 受託者は、整備した防災管理体制について、本市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (4) 受託者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時（施設の通常の運転管理等業務では施設性能が発揮できない状態や安全性を確保できない状態）においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時見直しを行うこと。
- (6) 受託者は、地震や大雨・台風等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。
- (7) 受託者は、整備した自主防災組織について、本市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に本市に連絡し、訓練等の結果は、本市へ報告書として提出すること。
- (9) 受託者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成

し、本市に提出すること。

- (10) 受託者は、地震・台風・落雷・水害・停電・断水等の想定される災害時には、見学者を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。また、本施設の安全確保についてマニュアル化及び定期的な訓練等を行い、迅速な対応に努めること。なお、災害時の廃棄物処理については、本市が策定している災害対策マニュアルに従い、本市の責務として行う対策に対し全面的に協力すること。

15. 連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

16. 施設保安体制の整備

- (1) 受託者は、本施設の保安体制を整備し、本市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 受託者は、本施設内の施設警備・防犯システムを自ら構築し、24時間監視体制を整備すること。
- (3) 受託者は、夜間、休日等、本市から要請があった場合には、本施設への来訪者の対応を行うこと。

17. 従業員教育

- (1) 受託者が雇用する従業員については、施設の運転操作、維持管理等の作業を習得できるよう、できる限り長期雇用契約すること。
- (2) 受託者は、新規に雇用した従業員への教育を行い、本委託への熟練度を上げるよう努めること。

第2章 運営管理業務

第1節 運営管理体制

1. 業務実施体制

受託者は、本委託の実施にあたり、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他付帯業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。

受託者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

2. 運営マニュアル

- (1) 受託者は、本市が所有又は施工業者により本市へ提出された本施設の運営マニュアルを踏まえ、必要に応じて本市と協議の上、適宜運営マニュアルを更新し、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本市に提出して本市の承諾を受けなければならない。なお、運営マニュアルには、運転管理、安全衛生管理及び緊急時等に関する各種マニュアル及び検査マニュアルも含まれるものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定に基づき本市の承諾を受けた変更後の運営マニュアルにより、本委託を行う。
- (3) 受託者は、本施設について仕様書に示す性能を維持し、運営するため、また、本委託を円滑に行うため、常に運営マニュアルを適正なものにするよう努めるものとする。
- (4) 受託者は、委託期間の終了まで運営マニュアルの更新を行うとともに、委託期間終了時において、委託期間の運営実績及び受託者の提案事項を反映させた運営マニュアルを提出する。
- (5) 受託者は、本委託の結果が本契約等を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

3. 有資格者の配置

本委託を適切に行うにあたり、必要な有資格者を継続して3年間以上配置し、配置後は、本市に報告すること。なお、変更があった場合も同様とし、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。また、同一人物が継続して3年間以上配置できない事情が発生した場合、仕様書に定める資格と経験を満たす同等の人物を速やかに配置すること。

本施設の運転管理等に必要な有資格者は、次のとおりとする。なお、し尿処理施設、汚泥再生処理センター運転管理の経験を有する廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理・汚泥再生処理施設）を配置すること。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者
- (2) 電気主任技術者（外部委託可）
- (3) 特定化学物質等作業主任者
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 電気工事士
- (6) 危険物取扱者 乙種4類
- (7) その他本施設運営管理に必要な資格者

4. 勤務日及び時間

標準的な受託者の勤務日及び時間は、現状の基準に準ずること。ただし、本施設からの警報発令時、本市が行う修繕及び事故・災害時の非常時等には、必要に応じて対応を行うものとする。

第2節 運営準備業務

1. 状況調査、計画書作成

受託者は、運営準備期間中に以下の業務を行う。

- (1)本市、既存運営維持管理事業者が所有する運営管理業務に関わる資料内容の確認
- (2)本施設の状況調査
- (3)運営準備業務計画書及び事業実施計画書等（第1章第3節12）の作成

受託者は、運営準備業務開始までに運営準備業務計画書を作成し、本市から承諾を得ること。また、受託者は、運営準備期間中に運転要員を確保し、既存運営維持管理事業者から運転指導を受け、委託開始後に問題なく運転管理業務を実施できるようにすること。

受託者は、既存運営維持管理事業者が利用している教育訓練運転手引き書、運転マニュアル及び保守管理要領書等を踏まえ、本市と協議のうえ、運営期間開始前までに運営マニュアル等を本市に提出すること。

2. 運営準備期間中の業務等

①運転管理業務

既存運営維持管理事業者が行う。（第3節参照）

②維持管理業務

既存運営維持管理事業者が行う。（第4節参照）

③環境管理業務

既存運営維持管理事業者が行う。（第5節参照）

④情報管理業務

既存運営維持管理事業者が行う。（第6節参照）

⑤その他付帯業務

既存運営維持管理事業者が行う。（第7節参照）

第3節 運転管理業務

1. 運転管理計画

運転管理計画は以下の内容で作成し、業務計画書に盛り込むこと。

- (1)施設概要、施設能力に基づき運転管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2)作成した運転管理計画に基づき業務を実施し、実施に際し変更が生じた場合は、本市と協議のうえ計画を変更し承諾を得ること。

2. 運転管理

(1) 適正処理

受託者は、本施設の全体構成、フローシート、設計計算書、機器の種類、能力等及び求められる性能事項等を十分に踏まえ、受入対象物を、関係法令、公害防止条例等を遵守し、適切に処理を行い、第1章第3節12に基づき、結果を報告すること。

(2) 計画処理量

搬入されたし尿等を適正に処理すること。なお、本市の令和元年度～令和6年度の実績及び令和7年度～令和15年度までの計画処理量を別紙4 市川市衛生処理場 月別搬入実績及び計画処理量に示す。

(3) 計画性状

し尿等性状の設計値及び実測値平均を別紙 5 搬入し尿等の性状に示す。処理はこれらの数値を十分に考慮し実施すること。なお、実測値の日データは本施設にて閲覧可能である。

(4) ディスポーザ汚泥の搬入

本市では、ディスポーザ汚泥の試験処理を実施している。申請者から提出された水質分析結果及びサンプルにより、処理に支障がないと判断されたものについて、搬入を許可している。受託者は、本市との協議により同様の対応をすること。

3. し尿等の受入

(1) 受入管理

搬入されるし尿等をトラックスケールにて計量し、搬入車両の搬入状況を管理記録すること。記録は日時、種類、業者別等とすること。なお、運搬許可業者に、計量票を発行すること。

なお、搬入量を kL で集計するときは、搬入し尿等の比重を 1 として、トラックスケール計量値を換算することとする。

(2) 受入時間

搬入車の受入時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日	8:30～16:00
隔週土曜日	8:30～15:00
日曜日及び祝日	原則として搬入なし

なお、受入時間外においても、本市が必要とした場合は、事前に協議のうえ、受入業務を行うこと。

(3) 計画処理量の超過

別紙 4 市川市衛生処理場 月別搬入実績及び計画処理量に示す計画処理量を超える搬入量となるおそれがある場合、本市に報告するものとし、本市の指示を受けること。

4. 最終処分物の運搬・処分

(1) 沈砂、し渣及び脱水汚泥の取り扱い

1) 沈砂は、洗浄後、し渣は含水率 60%以下に脱水後、汚泥は適切な含水率に脱水後、不燃物ホッパへ移送する。

沈砂、し渣及び脱水汚泥の搬出先は本市のごみ焼却施設（市川市クリーンセンター）とし、受託者の負担により運搬車両に積み込み、運搬を行うこと。なお、現在、本市は沈砂、し渣及び脱水汚泥は混載し搬出しているため、委託期間中も同様に対応して良いものとする。

2) 受託者は、沈砂、し渣及び脱水汚泥の運搬において、一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合には、別紙 10「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく業務委託における PFI 事業等の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 30 日環廃対発第 16033010 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に従い、別紙 11 脱水汚泥等運搬業務委託契約書（案）を参考に、市、受託者及び運搬業者との間で三者契約を締結すること。

(2) 焼却残渣の取り扱い

焼却残渣は、現在焼却設備稼働停止のため、運搬・処分の対象外とする。

(3) その他の廃棄物の取り扱い

その他の本委託において発生する廃棄物は、受託者の責において処理すること。

5. 性状分析

- (1) 受託者は、委託期間中、自己の負担において、本契約等、運営マニュアル及び点検・整備計画に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより本施設に係る測定を実施し、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを確認すること。特に、水質、搬入し尿等の性状等については必要な日常管理項目を設定し、異常時に速やかに対応できるよう管理すること。
- (2) 本施設の運転管理等にあたり、下表に示す項目及び回数以上の測定の分析管理を実施し、記録、データの保存したうえで本市に報告を行うこと。本市は、事前に受託者に通知した上で、当該測定に立ち会うことができるものとする。なお、放流水の水質及びし渣、脱水汚泥の含水率の検査結果には、月に1度以上の第三者機関による計量証明を要するものとする。また、運転管理上必要な測定は、対象・項目・頻度を運転管理業務計画に示したうえで、自主測定等により別途実施すること。
- (3) 本市は、測定項目のいずれかの測定値が、第1章第3節9に規定する公害防止基準値に近い値を示し公害防止基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は測定項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受託者に測定頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、本市が測定値に応じて決定するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書で示されている項目で、下表の測定項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は本市が合理的に要求する場合、自らの責任及び費用により測定を実施し、その結果を速やかに本市に報告しなければならない。

表 2-3-1 測定項目及び頻度

対象	項目	頻度	計量証明
搬入し尿等	pH、BOD、SS、T-N、ヘキササン抽出物質	1回/月	—
処理工程別水質	提案によるが、各工程の処理機能が確認できる項目とすること。	1回/月	—
放流水	pH、水温、COD、	1日/日	1回/月
	SS、T-N、T-P	1回/週	1回/月
	BOD、Cl ⁻ 、大腸菌群数	1回/月	1回/月
し渣	含水率	1回/月	1回/月
脱水汚泥	含水率	1回/月	1回/月

第4節 維持管理業務

1. 施設の点検

受託者は本施設の管理として点検作業等を行うこと。点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目は表 2-4-1 点検項目のとおりである。

表 2-4-1 点検項目

No.	項目	点検内容	作業内容	備考
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・補修・清掃作業	
		施設外構、雨水排水側溝等の維持管理及び駐車場の点検及び修理等を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修、刈込、除草、清掃等	
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3か月点検）を行い、設備の故障を未然に防止する。	巡回点検、日常保全のチェックと指導を併せて実施	

※表中の業務は、プラント設備・建築設備のいずれにも該当する。

2. 点検・整備計画の作成

受託者は本施設の点検・検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・整備計画を策定すること。

点検・整備計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査、予備品・消耗品交換等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・整備計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、点検・整備計画は別紙 14 整備計画を参考にしたうえで第 1 章第 3 節 12 に基づき作成すること。

なお、“整備”とは、主に定期的な予備品・消耗品の交換であり、受託者の責によらない修理・オーバーホール・改造は含まれない。

点検・整備に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

点検・整備結果報告書を作成し本市に提出すること。なお、法定点検項目は表 2-4-2 法定点検及び測定項目のとおりである。なお、点検・整備結果報告書は第 1 章第 3 節 12 に基づき作成すること。

表 2-4-2 法定点検及び測定項目

No.	項目	準拠法令等	期間等
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律維持管理同法施行規則 精密機能検査	3 年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2 年毎
3	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	電気主任技術者の選任 本施設保安規定の作成 1 年毎
4	消防用設備	消防法 同法施行規則	機器点検 6 か月毎 総合点検 1 年毎
5	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理点検	1 年毎
6	エレベータ 処理棟・管理棟各 1 基	建築基準法	定期検査 1 年毎 保守点検 1 か月毎
7	第一種特定製品	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	簡易点検 3 か月毎 定期点検 3 年毎（圧縮機出力 7.5kW 以上）
8	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定による
9	精密機能検査	—	3 年毎

3. 点検・整備の実施

- (1) 点検・整備は、毎年度提出する点検・整備計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合等、受託者は点検・整備計画に基づいて詳細点検を実施すること。
- (3) 点検・整備に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (4) 毎年度ごとに点検・整備結果報告書を作成し、本市に提出すること。

4. 施設保全計画の作成

受託者は本市が策定した長期保全計画を参考とし、各機器リストの毎年度の施設保全計画を前年度に作成し、本市に提出すること。

なお、施設保全計画は、本市が提示している機器（別紙 14 整備計画）については最低限網羅すること。また、点検・整備結果及び補修実績に基づき見直しを行うこと。

5. 水槽清掃

受託者は本施設の水槽清掃を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように水槽清掃計画を策定すること。

水槽清掃計画については、水槽清掃計画を本市に提出し、承諾を得ること。

水槽清掃に係る記録は適切に管理し、本市との協議による年数保管すること。

水槽清掃時には、水槽内の点検確認を行い、防水や槽内配管の劣化等が見られた場合、点検結果を確認のうえ、補修といった対応方法等について提案すること。

受託者は、水槽清掃計画に変更が生じた場合、本市と協議のうえ、計画を変更し承諾を得ること。

受託者は、水槽清掃結果報告書を作成し本市に提出すること。

6. 補修・更新の実施

- (1) 受託者は施設保全計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修・更新を行うこと。
- (2) 補修・更新工事着工前に、補修・更新工事施工計画を本市に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修・更新に係る記録は、機器管理台帳等で適切に管理し、法令等に定められた年数又は、本市との協議による年数保管すること。
- (4) 補修・更新結果を記載した補修・更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (5) 受託者が行うべき補修・更新の範囲は以下のとおりである。なお、補修・更新の概要を表 2-4-3 補修・更新の概要に示す。
 - 1) 点検・整備結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、追加又は改良設備の設置
 - 2) 設備・機器等が故障した場合の修理、調整、追加又は改良設備の設置
 - 3) 再発防止のための修理、調整、追加又は改良設備の設置
 - 4) 計画補修・更新の実施
- (6) 施設の基本性能を維持するための補修・更新であって、それを実施するにあたり通常想定されうる補修・更新と比較して著しく高額であると判断される場合には、受託者は本委託業務内での対応について市と協議することができるものとする。

表 2-4-3 補修・更新の概要

作業区分		概要	作業内容（例）
補修・更新	予防保全	定期補修・更新	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する（原則として固定資産の増加を伴わない程度のもをいう。） ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替及び更新 ・精度検査
		更正補修・更新	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修繕をいう。） 設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度検査
		予防補修・更新	以上の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。 日常点検等で発見した不具合箇所の補修・更新
		計画捕集・更新	委託期間内において、定期修繕とは別に将来的に設備性能の低下が予定される機器の修繕を行う。 機器の補修・更新
	事後保全	通常事後保全（事後修繕）	運転停止リスクを伴わず、安全面でも問題のない機器のついて、経済的側面を考慮し、故障発生後に早急に復元する。 故障の修繕、調整
緊急事後保全（突発修繕）		設備が故障して停止した時、又は設備性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止の為の修繕	

※表中の業務は、プラント設備・建築設備のいずれにも該当する。

7. 建築物等の保全

(1) 建築物等の定義

- 1) 建築物等とは仕様書の第1章第2節(5)対象施設の内、土地に定着する工作物で、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 2) 関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、空調設備、防災・消防設備、エレベータ等の建築設備のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、その他倉庫、避雷針等を含む。

(2) 保全対象

建築物の屋根・外壁、内装（天井・壁・床）、建具、階段、付帯する工作物並びに建築設備、外構（植栽含む）等とする。

(3) 業務内容

1) 建築物等保全業務

受託者は建築物等の施設の劣化に伴う機能低下を防ぎ性能を維持するよう、建築物各所の保全を行う。ただし、建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、屋根の防水の全面張り替え、敷地内道路の全面的な舗装工事は業務対象外とする。また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めること。

2) その他関連設備等の機能維持

受託者は、設備・機器等を適切に管理し、その他関連設備等は業務期間に渡り適切に維持すること。

3) 見学者等第三者の眼に留まる箇所は、清掃等を整えて常に美観には留意すること。

8. 改良保全

本市又は受託者は、プラントの機能向上、故障・不良の発生抑制、保全の軽減や用役費の低減等を目的として、新たに開発された技術の採用による設備改良等の計画を提案することができる。提案がなされた場合、本市と受託者は、当該提案の実施及び費用の負担等について協議すること。

9. 用役管理、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理

- (1) 受託者は電力・水道・燃料・薬品・活性炭等の調達・管理に関わるもの、油脂類・予備品・消耗品等の点検・整備に関わるもの及び、備品・什器・事務用品・日用品等の受託者が行う管理事務に関わるもので、業務の遂行に必要な全てのものを調達すること。なお、調達に際しては、毎年度当初に調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は調達計画に基づき調達した物品等を常に安全に保管し、処理・運転・事務等に支障を来さないよう適切に補充・交換を行うこと。なお、必要の際には支障なく使用できるように管理台帳を作成し、適切に管理すること。
- (3) 受託者は、経済性を考慮した調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 受託者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達を行うこと。
- (5) 受託者は、作成した調達計画を変更しようとする場合には、本市の承諾を得なければならない。
- (6) 調達計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本市との協議により決定する。
- (7) 受託者は、調達物を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (8) 受託者が使用する備品類（机・ロッカー等）は、必要となる時期（必要な時期とは、受託者が本委託において必要と考える時期であり、委託準備期間も含むものとする。）、受託者の負担で調達・購入するものとする。なお、委託期間終了時にこれら備品類の財産処分については、本市と協議するものとする。

10. 工具、測定機器等の管理・更新

- (1) 本施設の運転に必要な工具、測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。なお、現在本市が保有する工具等については、受託者に無償で貸与する。貸与物についてはリストを提示する。
- (2) 本施設の運転に必要な工作機械、測定機器等について、新たに調達又は更新の必要がある場合は、受託者において調達又は更新すること。
- (3) 本市が保管している工具、測定機器等の消耗品及び定期交換については、使用可とする。

11. 引き渡し基準

- (1) 受託者は、運営期間中の財務諸表並びに必要な費用明細書等を提出する等本市の検討に協力すること。また、委託期間終了後の本市又は本市が指定する第三者への業務の引継ぎを可能とするため、受託者は必要な協力及び業務を行うものとする。
- (2) 受託者は、委託期間終了時点の施設状況把握のため、最終年度又は適切な時期に機能診断を実施するとともに、通常の補修点検整備により委託終了から 1 年間継続して本施設を使用することに支障のない状態を確保すること。
- (3) 受託者は、詳細な引き渡し基準を設定し、本市の承諾を得ること。また、引き渡し前に本施設の性能が確保されていること及び引き渡し基準に合格していることを確認し、本市の承諾を得ることとし、性能が確保されていない場合には、事前に本市の承諾を得たうえで、性能回復整備工事を実施すること。
- (4) 受託者は、引き渡し前に適切な引き継ぎ期間を設定し、本市の承諾を得て、次期運転管理業

務受託者に対する運転教育を行うこと。

第5節 環境管理業務

1. 環境保全基準

受託者は、公害防止基準、環境保全関係法令等を遵守した環境法全基準を定め、本市の承諾を得ること。

受託者は、運転管理等にあたり、環境保全基準を遵守すること。

環境保全基準を設定・変更する場合は、本市と協議すること。

2. 環境保全計画

受託者は、委託期間中、環境保全基準の遵守状況と確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。

受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

受託者は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

3. 作業環境保全基準

受託者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定め、本市の承諾を得ること。

受託者は、運転管理等にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。

作業環境保全基準を設定・変更する場合は、本市と協議すること。

4. 作業環境保全計画

受託者は、委託期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。

受託者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

受託者は、作業環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

5. 計測項目及び計測頻度

受託者は、環境保全計画及び作業管理計画を作成するにあたっては、表 2-5-1 計測項目及び計測頻度（環境保全基準）及び表 2-5-2 計測項目及び計測頻度（作業環境管理基準）表 2-4-2 に示す項目及び頻度以上とすること。また、本計測に際しては、第 3 節 5 に準ずること。

表 2-5-1 計測項目及び計測頻度（環境保全基準）

計測項目	計測頻度	計量証明
騒音（試験方法は、騒音規制法による。）	1 回/年以上	1 回/年
振動（試験方法は、振動規制法による。）	1 回/年以上	1 回/年
悪臭（悪臭防止法による。）	1 回/年以上	1 回/年

表 2-5-2 計測項目及び計測頻度（作業環境管理基準）

計測項目	計測頻度	計量証明
温度、相対湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉塵量	1 回/2 か月	—

第6節 情報管理業務

- (1) 受託者は、本委託で得た以下に示す情報を適切に管理し、業務計画書に従い本市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、日報類は当該日の翌営業日に、月報類は当該月の翌月 7 営業日以内に、年報類は当該委託年度終了後 2 か月以内に、その他の書類は必要な時に適宜提出するものとして、具体的な提出時期及び頻度を情報管理業務実施計画に明記すること。
- (3) 現在本施設は四半期ごとの汚濁負荷量測定結果を本市環境保全課に、毎年のし尿処理維持管理状況を千葉県に報告している。それらについて、受託者は、本市環境保全課に提出する測定結果は四半期の翌月（1 月、4 月、7 月、10 月）5 営業日以内に、千葉県に提出する維持管理状況は 4 月 5 営業日以内に様式に従って記入し、提出すること。
- (4) 受託者は、データは法令等で定める年数又は本市との協議による年数保存し、本市が必要と認めた時には速やかに提示すること。また、業務報告書の詳細な内容については本市と協議うえ決定すること。

1. 受付・計量記録

受託者は、計量機において記録された受入対象物搬入許可車両の搬入を確認し、記録の管理を行うこと。

なお、記録については日時、車番、処理物、搬入出量、搬入出者、地域等で整理・集計し、本市に報告すること。

2. 運転管理記録

受託者は、受入対象物投入量、生成物搬出量、廃棄物排出量、薬剤等搬入量、運転データ、用役データ、分析データに関するデータ等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。

3. 点検・整備記録

受託者は、点検・整備計画、点検・整備結果を記載した点検・整備結果報告書を作成し、本市に提出すること。

4. 補修記録

受託者は、施設保全計画、補修・更新結果を記載した補修・更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。なお、受託者以外が行う補修等についても、本市が提示したものを含めて取りまとめること。

5. 機器管理台帳の整備

受託者は、各設備・機器の点検・整備、故障及び補修に係る記録は、委託期間を通じて機器管理台帳により適切に管理し、電子データにより本市に提出すること。

また、受託者は補修等により本施設に変更が生じた場合、機器管理台帳を速やかに変更し、本市に提出すること。

6. 環境保全記録

受託者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、本市に提出すること。

報告書の詳細な内容については本市と協議のうえ、決定すること。

作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

7. マニュアル・図面等の管理

受託者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を委託期間に渡り適切に管理すること。

受託者は、補修、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、施設の変更点を取りまとめて、速やかに本市へ報告すること。

本委託の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本市と協議のうえ、決定すること。

8. その他管理記録

受託者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は受託者が自主的に管理記録する項目で、本市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

報告書の詳細な内容については本市と協議のうえ、決定すること。

本市が要望する管理記録の保管は、本市との協議にて合意した期間とすること。

第7節 その他付帯業務

1. 見学者対応

受託者は、本市の協力要請に対し、本施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行い、見学者が本施設についての理解を得るように努めること。なお、見学者の受付は本市にて行う。

また、見学者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理すること。

本市の許可を得ない見学者からの問い合わせ等があった場合には、見学の受付方法について指示すること。

2. 近隣対応

受託者は、常に適切な運転管理等を行うことにより、近隣の信頼と理解、協力を得るよう努めること。なお、本施設の運転管理等に関して、近隣等から意見等があった場合、早急に本市が対応できるよう速やかに報告すること。

また、近隣への説明に必要な資料の作成等の支援を行うこと。

3. 清掃等

受託者は、本施設の清掃計画を作成し、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

植栽等についても定期的に手入れを行い景観に配慮すること。

4. モニタリング

本市が必要と認めた場合は、受託者へセルフモニタリングの実施を指示できるものとする。また、本市が自らの費用でモニタリングを実施する場合、受託者は運転データ等の開示を含め、本市のモニタリングに協力すること。

5. 要監視基準の監視

本市は、環境への負荷を軽減するために、要監視基準を設ける。この基準は「第1章第3節9」とする。

受託者は、自ら実施した環境計測又は本市の測定結果において、要監視基準を逸脱した場合は、本市に速やかに報告するとともに緊急対応マニュアルに従い、本市の承諾を得たうえで、対処すること。

第3章 本市の業務

第1節 本委託において本市が実施する業務の範囲

本市が実施する業務の範囲は次のとおりである。

1. 見学者対応

本市は、本施設の見学者対応及び行政視察等の対応を受託者と連携して行う。

2. 運転モニタリングの実施

本市は、受託者により実施される業務（表 1-2-1 委託の概要）の状況について必要な監視を行う。実施状況の監視は、本施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各報告書により行う。また、本市は、必要に応じ、自らの負担において本施設に係る計測及び分析を行う。

3. 委託料の支払い

本市は、委託契約書に定める支払条件に基づき、本施設の運営管理業務に要する対価（委託料）を委託期間にわたって受託者に支払う。

4. し尿等搬入に関する手数料の取り扱い

本市は、受託者から提出されたし尿等の搬入実績データを基に、し尿等運搬許可業者に手数料を請求する。

5. し尿等運搬許可業者への指導

本市は、し尿等運搬業者に対して、違反行為等が判明した場合、指導を行う。

6. 水槽等建築物に関する工事

本市は、表 1-2-1 委託の概要に示す補修・更新の実施以外に該当する水槽の防食工事等の建築物の工事を必要に応じて行う。その際、受託者は、工事前の準備や、完了後の運転立ち上げ等支援を行うものとする。

7. 近隣対応

本市は、本施設の委託期間において近隣等からの意見等があった場合、受託者と連携して対応を協議する。

8. 国・県等に対する届出及び申請

本市は、必要に応じて、届出及び申請を行う。
なお、届出・申請書類の作成は、受託者が行うこと。

9. 指定廃棄物の管理

本市は、本施設敷地内に保管している指定廃棄物について適切に管理する。

第2節 運転モニタリングの実施

1. 運転段階

本市は、受託者による本委託の状況が、委託契約書及び仕様書等に定める要件を満たしていることを確認するために本委託の監視を行う。受託者は、本市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行うこと。

2. 委託期間終了時

委託期間終了時には、本市は受託者から提示された各種計画の実施状況を確認し、受託者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行うものとする。

- (1) 本施設の機能状況の確認
- (2) 本施設の耐用年数の確認
- (3) 本委託継続に係る経済性評価の確認

第4章 衛生処理場の日常業務

第1節 前処理設備作業内容

1. 毎日行う作業（開場日）

- ・受入準備（受入室自動扉のスイッチを入れ受入可能な状態にする）
- ・運転前点検（機器のオイルレベル等を確認し運転前点検表に記入する）
- ・運転起動（夾雑物除去・繊維細砂除去・汚泥脱水機の運転開始を行う）
- ・運転管理（夾雑物除去・繊維細砂除去・汚泥脱水機の処理量・薬品添加量の調整及び運転状況の確認を適時行う）
- ・運転記録の作成（1時間毎に機器の圧力・電流値等を確認し前処理運転記録日報及び汚泥脱水運転記録日報を作成する）
- ・運転停止（夾雑物除去・繊維細砂除去の運転停止を行う）
- ・ドラムスクリーンの清掃
- ・受入室清掃（搬入時間終了後に受入室の床や投入口の清掃を行う）
- ・受入停止（受入室自動扉及び自動門を閉める）
- ・翌日の処理予定量の計算（翌日の処理予定量を計算し週間予定表に記入する）
- ・前処理設備作業日報の作成（当日の処理量を集計し前処理設備作業日報を作成する）
- ・汚泥脱水処理に関するサンプリングの採取（汚泥・脱水汚泥・分離液のサンプリングを行い、分析結果を前処理水質分析結果表に記入し週間予定表等の計算に使用する）
- ・古紙解繊機用の古紙作成
- ・古紙装填機へ古紙装填（朝・夕）

2. 毎週行う作業（1回/週）

- ・ポンプ等の切替（ポンプ等の切替作業を行いポンプローション表に記入する）
- ・沈砂槽清掃（沈砂槽4槽を沈砂吸引装置で吸引除去し沈砂ホッパに送る作業。沈砂清掃記録表に記入）
- ・週間予定表の作成（搬入予定量から1週間先の毎日の処理予定量を計算し、週間予定表を作成する）
- ・毎週行うメンテナンス（毎週行う機器のグリスアップ作業）
- ・スクリープレスの清掃
- ・繊維細砂除去装置の清掃
- ・汚泥脱水機の清掃
- ・前処理に関するサンプリングの採取（前処理設備の水質分析用サンプリングを行い、分析結果を前処理水質分析結果表に記入し週間予定表等の計算に使用する）

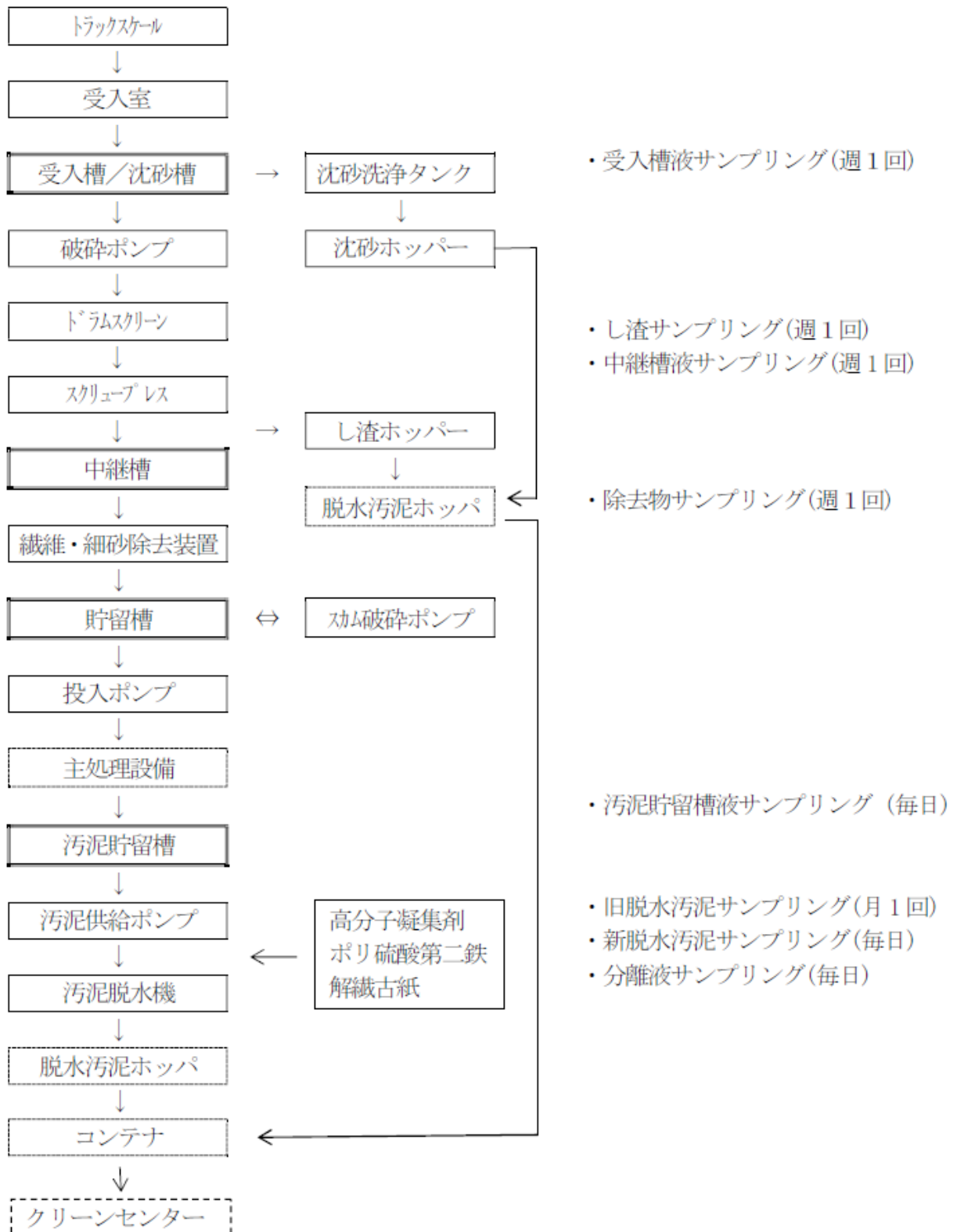
3. 定期的に行う作業

- ・薬品搬入立会い
- ・周期的メンテナンス（隔週・1か月・3か月・6か月・1年周期に行うオイル交換・グリスアップ等の機器メンテナンス作業で、メンテナンス表に記入する）

4. その他の不定期に行う作業

- ・機器の軽微なトラブルの修理及び清掃等（技術職と共同）
- ・定期修繕等における機器の試運転及び切替作業（技術職と共同）

【前処理設備フロー】



第2節 主処理設備作業内容

1. 毎日行う作業

- (1) ポンプ・ブローアの運転記録（朝1回）
- (2) 各水槽の容量記録（朝夕2回 8：00、15：30）
- (3) 各薬品の使用量記録（朝1回 赤線より下がったら発注依頼）
- (4) 膜の水洗浄
- (5) 膜洗浄用タンクの水入れ替え

2. 1週間に1回行う作業

- (1) 反応槽・中和槽のpH計校正
- (2) ブローアの運転切り替え（月曜日朝）
- (3) 膜の薬液洗浄（アルカリ）
- (4) 膜洗浄用タンク（アルカリ）の清掃（水入れ替え後、ウルトラジルを溶解）
- (5) 反応槽計装タンクの清掃（A系・B系）
- (6) 脱臭用薬液洗浄塔の循環水交換
- (7) ロータリアトマイザの試運転

3. 2週間に1回行う作業

- (1) 混和凝集槽・放流水pH計校正
- (2) 脱臭用薬液洗浄塔（酸・アルカリ）pH計校正
- (3) pH・ORP標準溶液の調製・・・粉末を溶解し500mLとする
- (4) ポンプの運転切り替え（月曜日朝）
- (5) 低濃度活性炭フィルター交換・清掃

4. 1か月に1回行う作業

- (1) 膜の薬液洗浄（酸）
- (2) 膜洗浄用タンク（酸）の清掃（水入れ替え後、クエン酸を溶解）
- (3) 冷却塔の清掃（夏期は1回／2週）
- (4) ブローアのエアフィルター清掃
- (5) 攪拌槽・原水槽ORP計校正
- (6) 分配タンク（A系・B系）清掃・・・2F反応槽上部

5. その他定期的に行う作業

- (1) ポンプ・ブローアのオイル交換（3か月・6か月・12か月）
- (2) 溶存酸素計（DO計）校正
- (3) 汚泥濃度計（MLSS計）校正

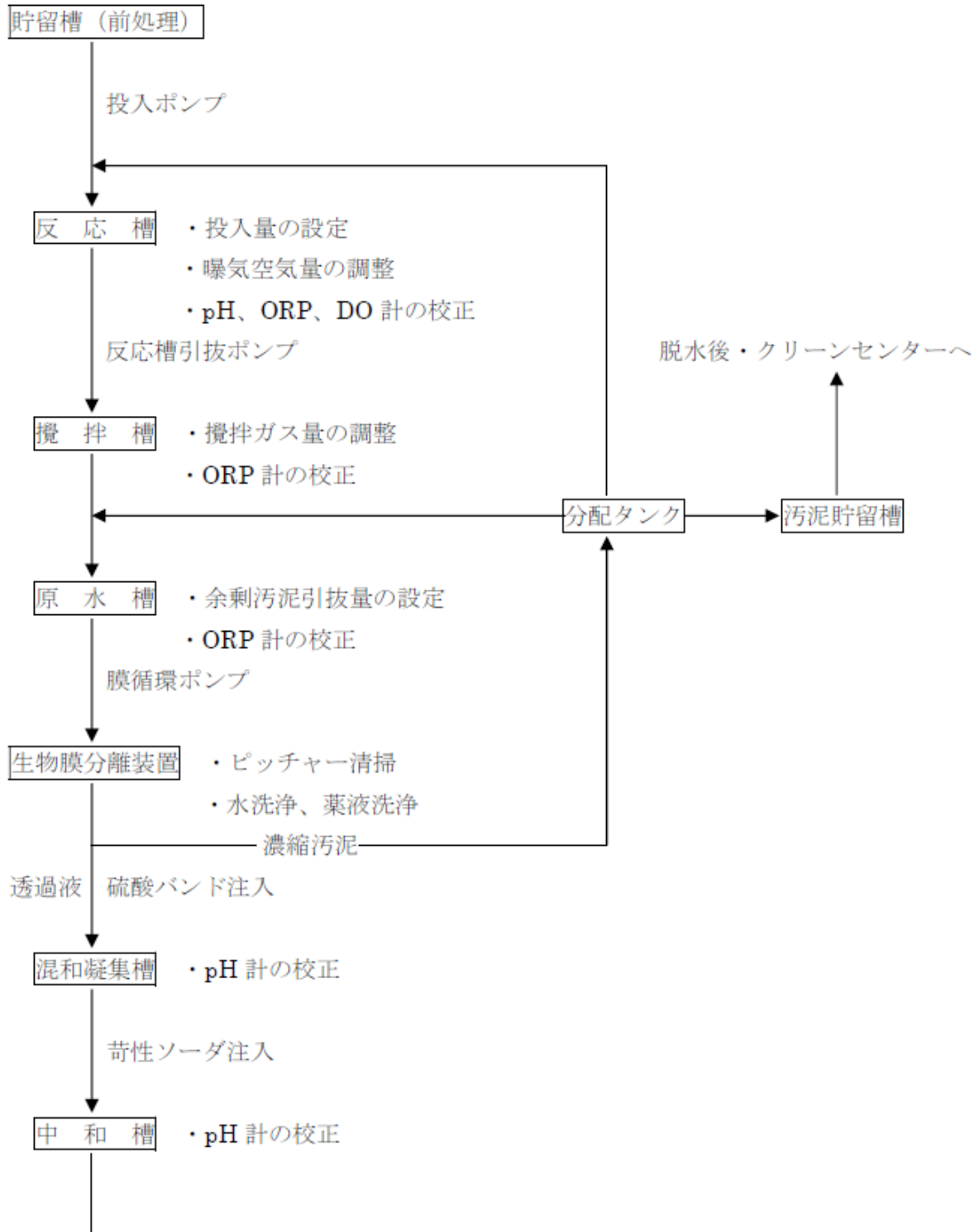
6. 随時行う作業

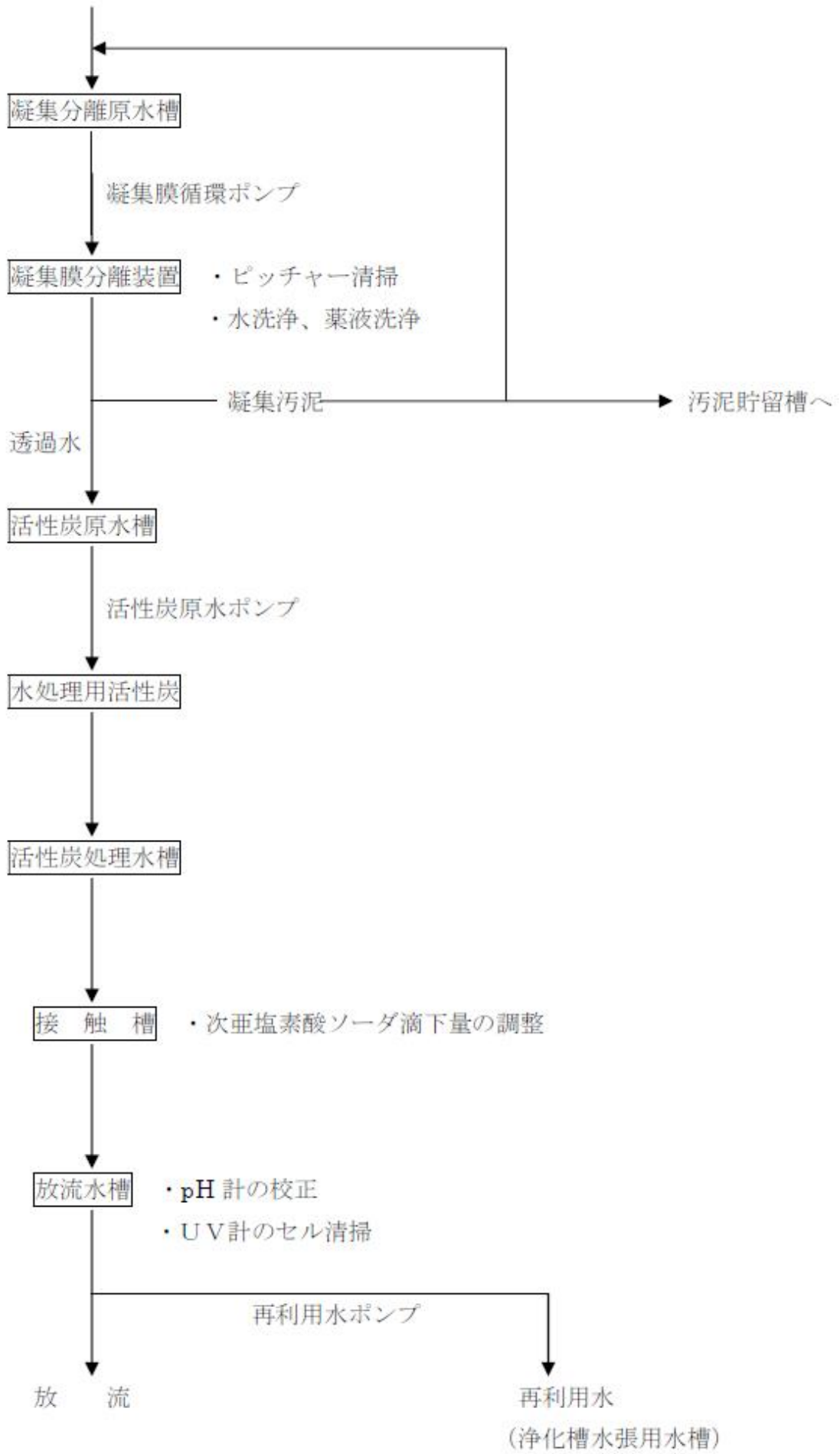
- (1) 各フロア清掃
- (2) UV計清掃（1F放流水計装タンク内）
- (3) 放流監視水槽清掃

7. 臨時的作業

- (1) 濾過膜モジュールの分解・清掃（膜が閉塞した時）
- (2) Vベルト・圧力計等の交換
- (3) 夜間重故障発生時の対応

【主処理設備フロー】





第3節 水質作業内容

1. 毎日行う作業

- (1) 日次測定
- (2) 器具清掃

2. 月に1回行う作業

- (1) 月例測定

3. 定期的に行う作業

- (1) 計器類校正
- (2) 試薬の調製（残量が少なくなった時）
- (3) 3か月に一度、市川市（環境保全課）に放流水測定報告
 - ① 汚濁負荷量（COD、窒素含有量、りん含有量）
 - ② 水質測定結果（排出量、pH、アンモニア、硝酸、大腸菌等）
- (4) 1年に一度、千葉県（葛南地域振興事務所地域環境保全課）に報告
し尿処理維持管理報告書（し尿・浄化槽汚泥搬入量、放流水、電力量）

4. 測定項目

下表の水質分析予定表参照

水質分析予定表 1

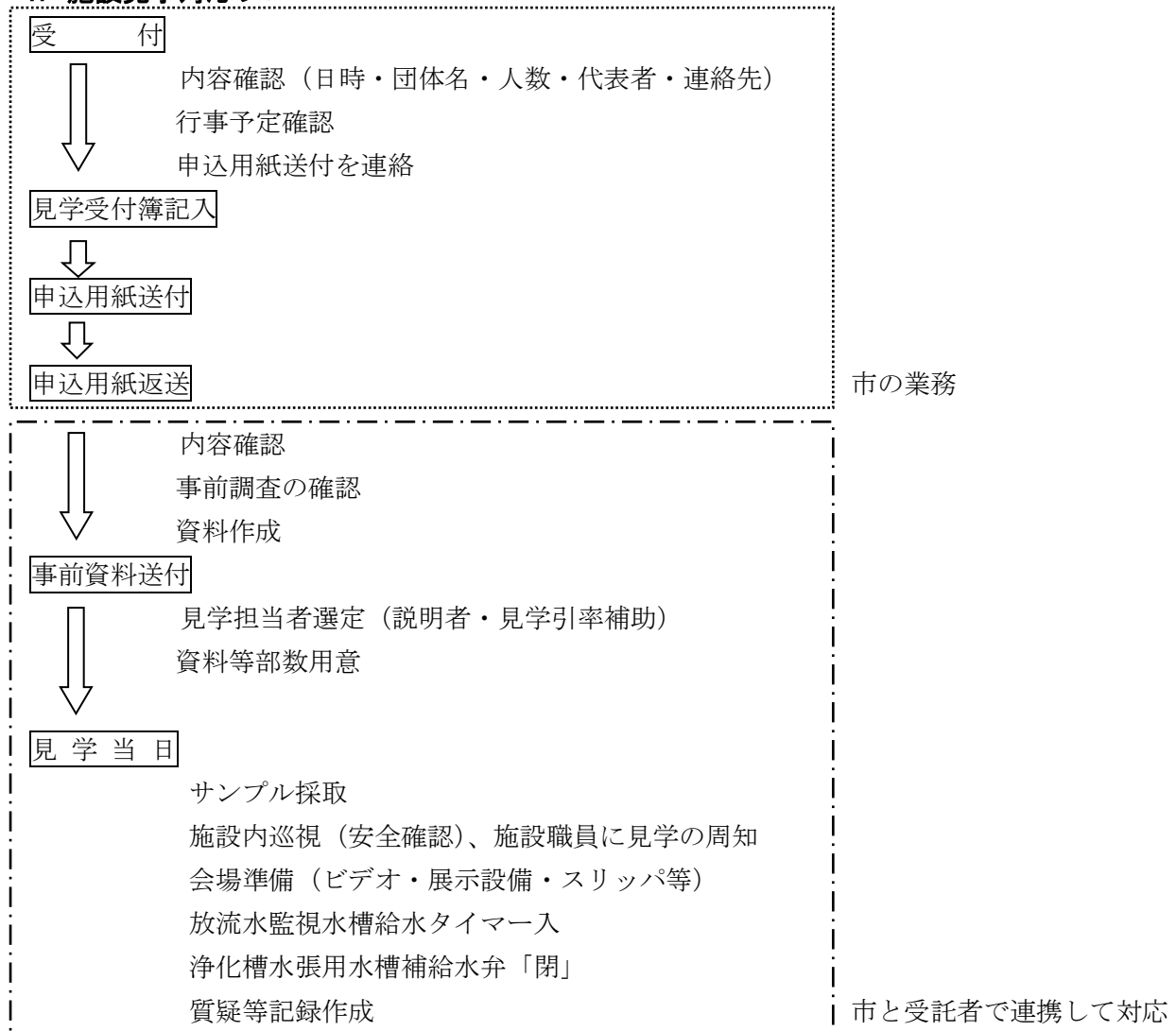
	受入槽	投入液	反応槽 A	反応槽 B	原水槽 A	原水槽 B	返送汚泥 A	返送汚泥 B	生物膜水 A	生物膜水 B	凝原水槽	凝膜透過水	吸着水 1	吸着水 2
pH	週 1	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5			週 5	週 5		週 5		
温度	週 1	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5			週 5	週 5		週 5		
BOD	月 1	月 1	月 1	月 1	月 1	月 1						月 1		
COD	月 1	週 5	週 5	週 5								週 5	週 1	週 1
MLSS(SS)	週 1	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5			週 5			
NH3-N	月 1	週 5	週 5	週 5	週 5	週 5						週 5		
NO2-N			週 5	週 5	週 5	週 5						週 5		
NO3-N			週 5	週 5	週 5	週 5						週 5		
K-N	月 1	月 1	月 1	月 1	月 1	月 1			月 1	月 1		月 1		
T-N	月 1	月 1												
P04-P	月 1	月 1							月 1	月 1		月 1		
T-P	月 1	月 1							月 1	月 1		月 1		
大腸菌														
Cl														
残留塩素														
含水率														
N-ヘキサン	2 週 1													

水質分析予定表 2

	放流水	分離液槽	雑排水	し渣 1	し渣 2	汚泥ケーキ	繊維ケーキ 1	繊維ケーキ 2	繊維分離液 1	繊維分離液 2	中継除渣液	汚泥貯留	汚泥分離	古紙混合液
pH	週 5	週 3	週 5											
温度	週 5	週 3	週 3											
BOD	月 1													
COD	週 5													
MLSS (SS)									週 1	週 1	週 1	週 5	週 5	
NH3-N	週 5													
NO2-N	週 5													
NO3-N	週 5													
K-N	月 1													
T-N	月 1													
P04-P	月 1													
T-P	月 1													
大腸菌	月 1													
Cl	月 1													
残留塩素	週 5													
含水率				週 1	週 1	週 5	週 1	週 1						
N-ヘキサン														

第4節 施設見学対応

1. 施設見学対応フロー



2. 緊急時の見学者対応

地震・火災等災害発生時、見学者の安全を確保するもの。

1) 会議室使用時

- ① 室内に待機させ、施設内の状況を確認する。
- ② 場外避難が必要な場合は、正面階段を使用し場外へ誘導する。
- ③ 場外誘導後、引率責任者と共に、見学者の人数・怪我の有無等を確認する。

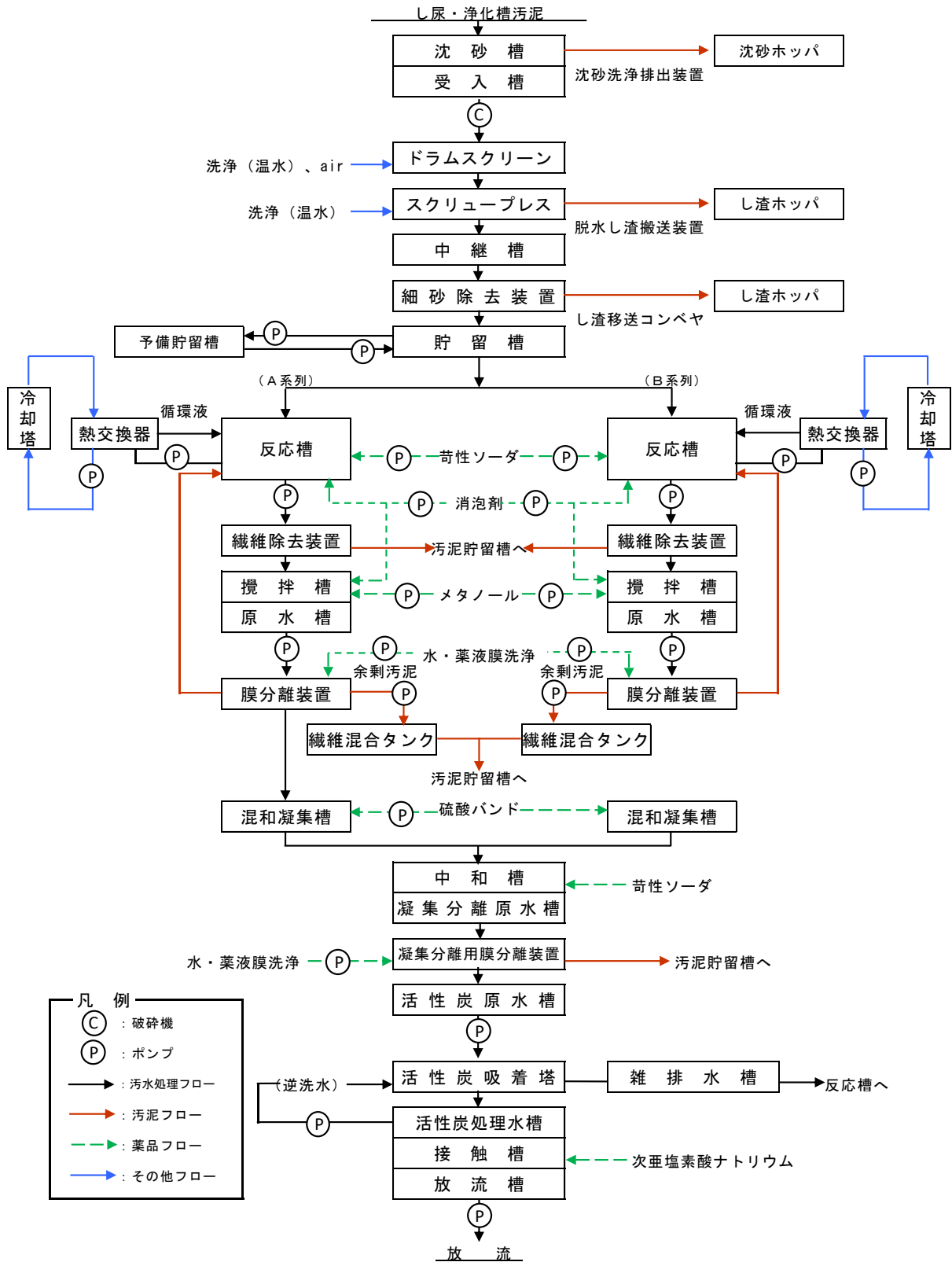
2) 場内見学时

- ① 誘導職員の指示により、場外へ誘導する。
- ② 怪我人等がいる場合は、事務室に応援を要請する。
- ③ 場外誘導後、引率責任者と共に、見学者の人数・怪我の有無等を確認する。

3) 注意事項

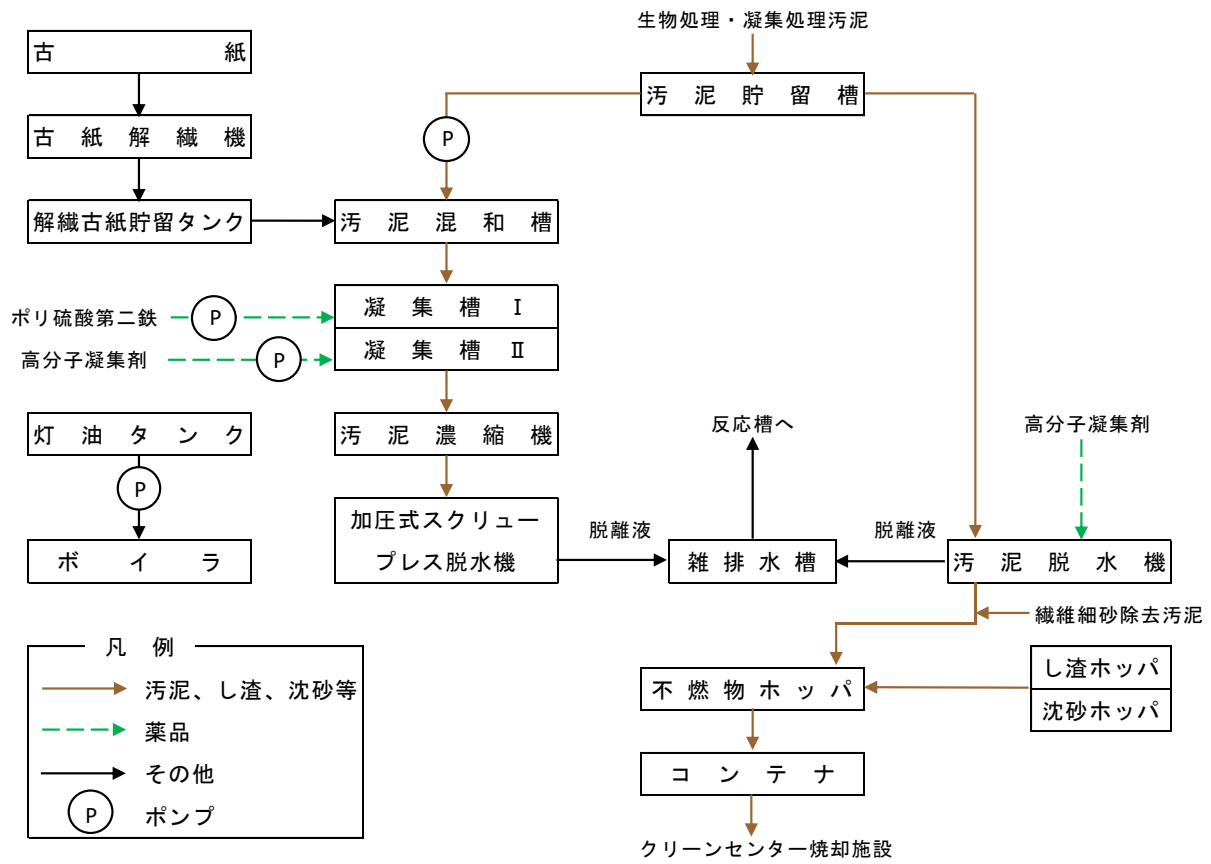
- ① 見学者が動揺しないように、適確な指示をすること。
- ② 避難誘導時、先頭と最後尾に職員を配置すること。
- ③ エレベータ等は使用させないこと。

別紙1 処理工程図（水処理）

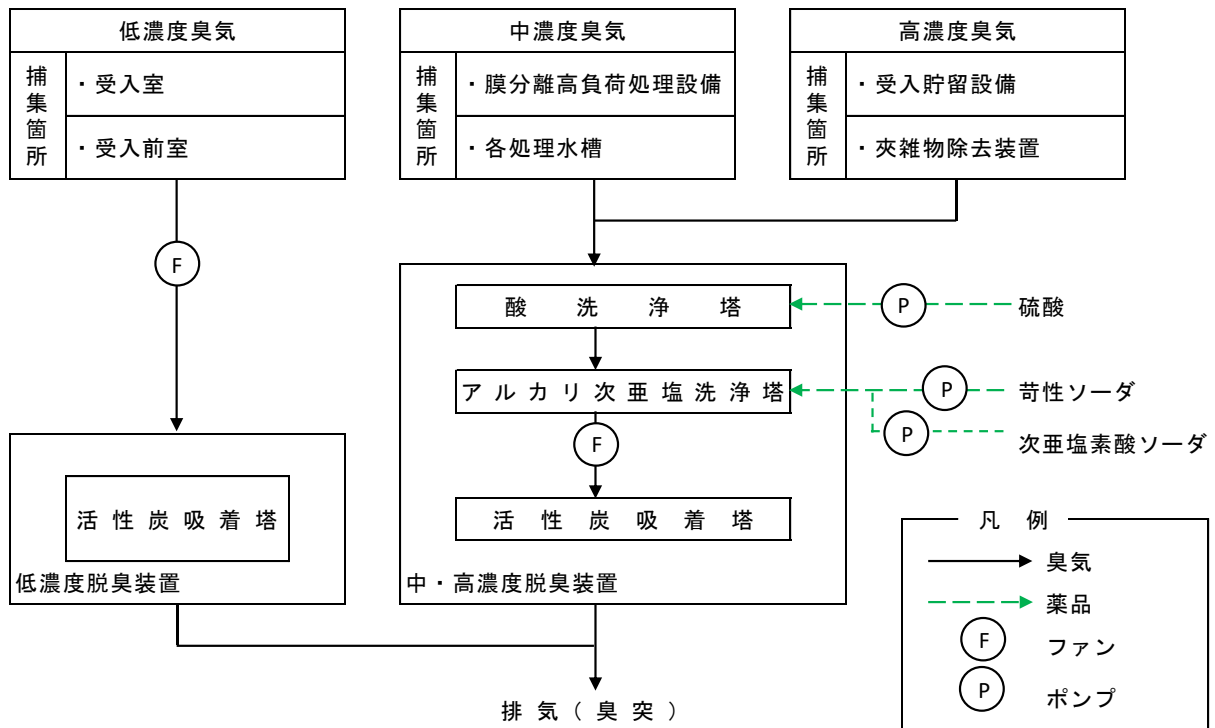


注) 繊維・細砂除去装置が分離・更新されている

別紙 2 処理工程図（汚泥処理）



別紙3 処理工程図（脱臭処理）



低濃度臭気・・・受入前室、受入室の室内臭気

中濃度臭気・・・反応槽、攪拌槽、原水槽、混和凝集槽、中和槽、凝集分離原水槽
 活性炭原水槽、活性炭処理水槽、接触槽、放流水槽、分離液槽、
 雑排水槽、各薬品貯槽（硫酸・次亜塩素酸ソーダ・硫酸バンド・
 苛性ソーダ・高分子凝集剤）、膜洗浄タンク（水・酸・アルカリ）
 脱水汚泥ホッパ、ドラフトチャンバー、分配タンク、計装タンク等

高濃度臭気・・・受入口、受入槽、沈砂槽、中継槽、貯留槽、予備貯留槽、汚泥貯留槽、
 ドラムスクリーン、スクリュプレス、繊維・細砂分離液タンク・し渣ホッパ、
 し渣移送コンベア1・2、汚泥移送コンベア1・2、バキューム車排気等

別紙 4 市川市衛生処理場 月別搬入実績及び計画処理量

表 月別搬入実績（令和 4 年度～令和 6 年度）

令和 4 年度

年月	搬入量			浄化槽 汚泥 混入率	暦日平均		変動 係数	搬入 日数	搬入日数平均		変動 係数
	合計	し尿	浄化槽汚泥		搬入量	搬入率			搬入量	搬入率	
	kL/月	kL/月	kL/月		%	kL/月			%	日	
R4.4	5,793.03	232.84	5,560.19	96.0	193.1	79.8	1.11	23	251.9	104.1	1.07
5	5,335.62	227.41	5,108.21	95.7	172.1	71.1	0.99	21	254.1	105.0	1.08
6	6,135.82	226.39	5,909.43	96.3	204.5	84.5	1.17	24	255.7	105.7	1.08
7	5,037.48	209.79	4,827.69	95.8	162.5	67.1	0.93	22	229.0	94.6	0.97
8	5,302.56	200.02	5,102.54	96.2	171.1	70.7	0.98	24	220.9	91.3	0.94
9	5,277.15	218.20	5,058.95	95.9	175.9	72.7	1.01	22	239.9	99.1	1.02
10	5,247.24	229.87	5,017.37	95.6	169.3	70.0	0.97	23	228.1	94.3	0.97
11	5,096.92	223.50	4,873.42	95.6	169.9	70.2	0.97	22	231.7	95.7	0.98
12	5,131.13	236.89	4,894.24	95.4	165.5	68.4	0.95	23	223.1	92.2	0.95
1	4,486.28	211.63	4,274.65	95.3	144.7	59.8	0.83	21	213.6	88.3	0.91
2	4,865.93	210.25	4,655.68	95.7	173.8	71.8	1.00	21	231.7	95.7	0.98
3	5,971.56	233.69	5,737.87	96.1	192.6	79.6	1.10	24	248.8	102.8	1.05
合計	63,680.72	2,660.48	61,020.24	-	-	-	-	270	-	-	-
平均	5,306.73	221.71	5,085.02	95.8	174.5	72.1	-	23	235.9	97.5	-
最大	6,135.82	236.89	5,909.43	96.3	204.5	84.5	1.17	24	255.7	105.7	1.08
最小	4,486.28	200.02	4,274.65	95.3	144.7	59.8	0.83	21	213.6	88.3	0.91

令和5年度

年月	搬入量			浄化槽 汚泥 混入率	暦日平均		変動 係数	搬入 日数	搬入日数平均		変動 係数
	合計	し尿	浄化槽汚泥		搬入量	搬入率			搬入量	搬入率	
	kL/月	kL/月	kL/月		%	kL/月			%	日	
R4.4	5,178.82	206.29	4,972.53	96.0	172.6	71.3	1.02	22	235.4	97.3	1.02
5	5,221.13	208.57	5,012.56	96.0	168.4	69.6	0.99	22	237.3	98.1	1.03
6	5,892.23	231.99	5,660.24	96.1	196.4	81.2	1.16	24	245.5	101.4	1.07
7	5,248.63	188.45	5,060.18	96.4	169.3	70.0	1.00	23	228.2	94.3	0.99
8	5,471.72	200.22	5,271.50	96.3	176.5	72.9	1.04	24	228.0	94.2	0.99
9	5,133.03	195.67	4,937.36	96.2	171.1	70.7	1.01	22	233.3	96.4	1.01
10	5,044.15	204.63	4,839.52	95.9	162.7	67.2	0.96	23	219.3	90.6	0.95
11	5,077.87	220.85	4,857.02	95.7	169.3	70.0	1.00	22	230.8	95.4	1.00
12	5,238.92	210.41	5,028.51	96.0	169.0	69.8	0.99	23	227.8	94.1	0.99
1	4,470.60	210.92	4,259.68	95.3	144.2	59.6	0.85	21	212.9	88.0	0.92
2	4,631.23	215.92	4,415.31	95.3	159.7	66.0	0.94	21	220.5	91.1	0.96
3	5,590.52	221.77	5,368.75	96.0	180.3	74.5	1.06	23	243.1	100.5	1.06
合計	62,198.85	2,515.69	59,683.16	-	-	-	-	270	-	-	-
平均	5,183.240	209.64	4,973.60	96.0	169.9	70.2	-	23	230.4	95.2	-
最大	5,892.23	231.99	5,660.24	96.4	196.4	81.2	1.16	24	245.5	101.4	1.07
最小	4,470.60	188.45	4,259.68	95.3	144.2	59.6	0.85	21	212.9	88.0	0.92

令和6年度

年月	搬入量			浄化槽 汚泥 混入率	暦日平均		変動 係数	搬入 日数	搬入日数平均		変動 係数
	合計	し尿	浄化槽汚泥		搬入量	搬入率			搬入量	搬入率	
	kL/月	kL/月	kL/月		%	kL/月			%	日	
R4.4	5,128.10	212.46	4,915.64	95.9	170.9	70.6	1.02	23	223.0	92.1	0.97
5	5,136.83	233.56	4,903.27	95.5	165.7	68.5	0.99	23	223.3	92.3	0.98
6	5,296.94	211.99	5,084.95	96.0	176.6	73.0	1.05	22	240.8	99.5	1.05
7	5,022.58	203.00	4,819.58	96.0	162.0	66.9	0.96	24	209.3	86.5	0.91
8	5,223.24	200.23	5,023.01	96.2	168.5	69.6	1.00	24	217.6	89.9	0.95
9	4,928.23	189.27	4,738.96	96.2	164.3	67.9	0.98	21	234.7	97.0	1.03
10	5,310.53	216.31	5,094.22	95.9	171.3	70.8	1.02	24	221.3	91.4	0.97
11	5,160.22	220.81	4,939.41	95.7	172.0	71.1	1.02	22	234.6	96.9	1.03
12	5,167.22	211.84	4,955.38	95.9	166.7	68.9	0.99	22	234.9	97.1	1.03
1	4,661.15	209.68	4,451.47	95.5	150.4	62.1	0.90	21	222.0	91.7	0.97
2	4,786.81	200.18	4,586.63	95.8	171.0	70.7	1.02	20	239.3	98.9	1.05
3	5,504.86	212.23	5,292.63	96.1	177.6	73.4	1.06	22	250.2	103.4	1.09
合計	61,326.71	2,521.56	58,805.15	-	-	-	-	268	-	-	-
平均	5,110.560	210.13	4,900.43	95.9	168.0	69.4	-	22	228.8	94.5	-
最大	5,504.86	233.56	5,292.63	96.2	177.6	73.4	1.06	24	250.2	103.4	1.09
最小	4,661.15	189.27	4,451.47	95.5	150.4	62.1	0.90	20	209.3	86.5	0.91

表 計画処理量（市川市衛生処理場）（令和7年度～令和15年度）

年度	項目	計画処理量			1日あたり計画処理量	
		し尿	浄化槽汚泥		合計	搬入量
	搬入量		混入率			
	kL/年	kL/年	%	kL/年	kL/年	%
令和7年度	2,269	57,439	96.2	59,708	163.6	67.6
令和8年度	2,197	56,854	96.3	59,051	161.8	66.9
令和9年度	2,135	56,343	96.3	58,478	159.8	66.0
令和10年度	2,082	55,889	96.4	57,971	158.8	65.6
令和11年度	2,034	55,482	96.5	57,516	157.6	65.1
令和12年度	1,992	55,113	96.5	57,105	156.5	64.6
令和13年度	1,954	54,775	96.6	56,729	155.0	64.0
令和14年度	1,919	54,465	96.6	56,384	154.5	63.8
令和15年度	1,887	54,178	96.6	56,065	153.6	63.5

※浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示す。

※搬入率はし尿処理施設の規模（242kL/日）に対する比率を示す。

別紙5 搬入し尿等の性状

項目	設計値		実測値			
	し尿	浄化槽汚泥	混合し尿			実測値平均
			令和4年度 平均	令和5年度 平均	令和6年度 平均	
pH	8.0	7.4	6.92	6.89	6.85	7.0
BOD	11,000	5,500	3,256	3,814	3,614	3,561
COD	6,500	4,500	4,047	3,772	4,133	3,984
SS	14,000	13,000	8,165	7,693	7,249	7,702
蒸発残留物	27,000	16,000	—	—	—	—
全窒素	4,200	1,100	595	549	570	571
全リン	480	190	133	98	120	117
塩素イオン	3,200	360	207	224	217	216

別紙 6 市川市衛生処理場 用役使用量 実績

○用役使用量

月	電気使用量 [kWh]			水道料使用量 [m3]		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4	310,181	290,767	312,149	2,036	1,913	2,151
5	308,496	302,950	308,078	2,127	2,151	2,206
6	335,016	309,199	310,267	2,367	2,200	2,186
7	313,006	311,201	304,063	2,206	2,195	2,380
8	305,911	305,198	304,140	2,270	2,391	2,144
9	293,258	286,121	285,456	2,245	2,050	2,082
10	290,215	282,895	292,277	2,236	2,053	2,133
11	288,566	263,554	272,474	2,078	1,972	1,935
12	279,924	274,702	258,276	2,037	1,971	1,735
1	255,722	256,500	259,303	1,929	1,699	1,925
2	258,442	263,978	244,682	1,951	1,823	1,734
3	312,271	291,379	289,462	2,192	2,009	2,076
計	3,551,008	3,438,444	3,440,627	25,674	24,427	24,687

月	プロパンガス購入量 [m3]			灯油購入量 [L]		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4	265	270	280	0	0	0
5	234	236	235	14,000	14,000	0
6	235	234	271	0	0	14,000
7	235	240	260	0	0	0
8	240	240	260	0	0	0
9	227	230	252	0	0	0
10	230	233	244	0	0	0
11	272	258	278	0	0	0
12	268	257	315	14,000	14,000	14,000
1	305	298	320	0	0	0
2	310	310	353	0	0	0
3	255	281	300	0	0	0
計	3,076	3,087	3,368	28,000	28,000	28,000

○薬品使用量

薬品名	仕様	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
苛性ソーダ	25%溶液	109,700 kg	102,700 kg	116,800 kg	pH調整用(反応槽・中和槽)、臭気物質中和除去用(脱臭塔)
硫酸バンド	8%溶液	161,800 kg	157,500 kg	174,700 kg	生物膜処理水中の溶解性有機物・リン酸等凝集除去用(混和凝集槽)
次亜塩素酸ソーダ	低食塩4%以下 有効塩素12%以上	41,000 kg	56,800 kg	45,100 kg	放流水消毒用(接触槽) 臭気物質酸化除去用(混和凝集槽)
高分子凝集剤	ファインロック FC7500X(三菱重工 環境・エンジニア リング株式会社 製)溶解濃度20% 指定品	7,155 kg	5,400 kg	4,740 kg	汚泥の凝集性及び脱水効率向上用 (汚泥脱水機)
冷却塔防食剤	-	180 kg	144 kg	120 kg	スケール防止用(減温塔・冷却塔)
酸膜洗浄剤	-	350 kg	300 kg	300 kg	生物処理膜・凝集処理膜洗浄用(膜分離装置)
アルカリ膜洗浄剤	-	218 kg	269 kg	233 kg	生物処理膜・凝集処理膜洗浄用(膜分離装置)
希硫酸	-	260 kg	260 kg	310 kg	臭気物質(アンモニア・トリメチルアミン) 中和除去用(脱臭塔)※概ね、3年に1回購入
メタノール	メタノール50%	590 kg	1,030	540 kg	窒素除去用(攪拌槽)
ポリ硫酸第二鉄	11%溶液	9,680 kg	8,650 kg	10,050 kg	汚泥脱水用の無機凝集剤
古紙	-	34,485 kg	32,485 kg	33,240 kg	汚泥脱水処理の凝集用
清缶剤	ボイラメイト IS-102L	260 kg	270 kg	390 kg	汚泥脱水機に使用するボイラー用
工業塩	エコソルト	80 kg	100 kg	120 kg	汚泥脱水機に使用するボイラー用

別紙 7 市川市衛生処理場 特定部品リスト

設備名	特定部品名	特定部品の区分	特定部品の納期	備考
前処理設備	し渣沈砂移送コンベヤ	●	3か月	
	細砂除去装置(マイクロリムーバ)	●	3か月	
高負荷処理設備	ロータリアトマイザ	●	3か月	
	消泡機	●	6か月	
膜処理設備	繊維除去装置	●	3か月	
	生物系チューブラー膜	△	6か月	
	凝集系チューブラー膜	△	6か月	
	膜洗浄設備	△	6か月	
	その他付帯設備	△	6か月	
脱水設備	古紙脱水機本体	△	6か月	脱水設備に係るシステムとして特許取得
	古紙解識機	△	6か月	
	古紙装填機	△	6か月	
	濃縮機	△	6か月	
	古紙脱水設備制御盤	△	6か月	
	その他付帯設備	△	6か月	
電気・計装設備	DCS (分散型制御システム)	●	6か月	
	中央監視制御盤	●	6か月	
	シーケンスプログラム	●	3か月	
	自家発電装置	△	3か月	
	MaiDAS (遠隔監視システム)	●	3か月	

注1 特定部品の区分：● 特許権等により設計施工メーカーへの発注が不可欠なもの

△ 施工企業等において製作図を保有しており、施工企業等以外の者では性能・機能を満足する製品を製作できないおそれがあるもの

注2 特定部品の納期は、受託者が発行する注文書を施工企業が受領した日からの公称納期とする。

別紙 8 責任分担

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者 ○：主担当、△：一部負担		
				本市	受託者	既存運営事業者
共通	法令変更リスク (税制度含)	1	本事業に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○		
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○	
	住民対応リスク	3	運営・維持管理に関する住民反対運動等に関するもの等	○	△	
	事業の中止・遅延に関するリスク	4	本市の指示等によるもの	○		
		5	本市の債務不履行によるもの	○		
		6	受託者が行う運営・維持管理に必要な許認可等の遅延によるもの		○	
	物価変更リスク	7	受託者の責による事業の中止及び受託者の事業放棄、破綻によるもの		○	
			8	運営・維持管理事業開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ	○	△ (一定範囲内の物価変動には対応)
	不可抗力リスク	9	天災・暴動等による事業変更・中止等が生じるリスク	○	△	
	入札説明書等変更リスク	10	入札説明書、仕様書、その他本市が提示した図面、履歴データ等の変更・不備等	○		
運営・維持管理	運営費上昇リスク	11	本市の責による事業内容の変更等に起因する	○		
		12	受託者の責による運営費用の増大		○	
	施設性能確保リスク	14	本事業開始時の施設の性能の未達	○		
		15	要求水準不適合(設計施工の瑕疵を除く。)		○	
	受入廃棄物の量・性状の変動リスク	16	受入廃棄物の量・性状に起因するもの	○		
	第三者賠償リスク	17	運営・維持管理において第三者に損害を与えるリスク		○	
	事故の発生リスク	18	運営・維持管理での事故の発生		○	
環境保全リスク	19	運営・維持管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○		
事業終了後	施設の性能確保リスク	20	事業終了(引渡し)時における施設の性能確保に関するもの		○	
	終了手続き	21	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、受託者の清算手続きに伴う評価損益等		○	
事業終了時段階での施設の性能確保	22	事業契約終了後1年に亘る施設の性能確保		○	○	
運営準備段階での引継ぎ	23	運営事業開始までの引き継ぎによる要求性能不適合		○	○	

別紙 9 市川市衛生処理場 管理体制

項目		内容
管理体制	運転管理人員	委託：10名
	夜間の管理	機械警備（警備保障会社に委託）
	休日の管理	機械警備（警備保障会社に委託）
勤務時間	月曜日～金曜日	8：15～16：45
	土曜日（隔週）	8：15～16：00
	日曜日、祝祭日、年末年始（12/31～1/3）	休日
有資格者状況	し尿・汚泥再生処理施設技術管理士	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条同施行規則第17条
	危険物取扱者（乙4類）	消防法第13条 危険物の規制に係る政令第31条
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法第14条 酸素欠乏症等防止規則第11条
	特定化学物質作業主任者	労働安全衛生法第14条 特定化学物質障害予防規則第27条
	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法第14条 有機溶剤中毒予防規則第19条
	電気工事士（二種）	電気工事士法第3条 電気工事士法施行規則第2条
	電気主任技術者	株式会社千葉施設管理センターへ委託
収集体制	し尿収集	委託：1社
	浄化槽汚泥収集	委託：8社

環廃対発第 16033010 号
平成 28 年 3 月 30 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく
業務委託における P F I 事業等の取扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、今般、市町村が官民連携（P P P）の活用により、一般廃棄物処理施設の維持管理運営に係る業務を S P C（特別目的会社）に委託していたところ、当該 S P C が請け負った業務において生じた残さの運搬又は処分を S P C から一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に抵触するとの問題が生じたところである。

このため、標記について、下記のとおり取りまとめたので、業務の際に御留意いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市町村が他者に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 4 条第 3 号において、再委託を認めていないところである（市町村からの委託を受けた

者が非常災害時において環境省令に従って他人に委託をする場合を除く。)

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業(PFI事業)等の官民連携を活用し、市町村とSPCが業務委託契約を交わし、当該SPCが請け負った業務において生じた残さである一般廃棄物の収集、運搬又は処分を、SPCが当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者(以下「処理業者」という。)に委託する場合、廃棄物処理法上の再委託に該当するが、次のいずれかに該当する場合は再委託に該当しない。

- 1 市町村、SPC及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合
- 2 SPCが契約の事務手続や取次ぎのみを行い、市町村と処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る委託契約が締結されている場合

なお、市町村における一般廃棄物の処理責任については、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。このため、市町村は、令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、処理業者が令第3条各号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを確保しなければならない。このことは、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結する場合においても同様であり、市町村は受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払わなければならない。

また、結果的に、処理業者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、処理業者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

参 考

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（市町村の処理等）

第六条の二（略）

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（抄）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
 - イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。
 - (1) ～ (4) （略）
 - ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

市川市衛生処理場脱水汚泥等運搬業務委託契約書（案）

市川市（以下、「委託者」という。）と〇〇〇（以下、「受託者」という。）と◇◇◇（以下、「処理業者」という。）は、委託者と受託者で令和●年●月●日付けで締結した市川市衛生処理場長期責任包括運営委託契約（以下、「本契約」という。）の契約書（以下、「本契約書」という。）により委託者が受託者に委託した業務のうち、市川市衛生処理場（以下、「本施設」という。）の運営により排出される脱水汚泥等（沈砂、し渣及び脱水汚泥をいう。以下同じ。）の運搬に係る業務（以下、「運搬業務」という。）に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて」（平成28年3月30日環廃対発第16033010号。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に従い、委託者、受託者及び処理業者との間で三者契約を次のとおり締結する。

（業務内容）

第1条 運搬業務の内容は、別紙脱水汚泥等運搬業務仕様書のとおりとする。

（運搬業務に係る費用等）

第2条 受託者が処理業者に支払う運搬業務に係る費用は、次のとおりとする。契約金額には消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税等相当額」という。）を含むものとする。なお、費用の請求方法及び支払方法は、受託者と処理業者の間で別に定める。

運搬業務に係る費用 月額 ●円

- 2 委託者は、受託者に対し、本契約書に定める委託料のほかには、一切の金銭を支払わないものとする。
- 3 委託者は、処理業者に対し、別段の定めがある場合を除き、委託料、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、一切の金銭を支払わないものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委託者、受託者及び処理業者の間で同項本文に定める期間の変更について合意された場合におけるこの契約の委託期間は、それに従うものとする。

(権利義務の譲渡)

第4条 処理業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(運搬業務の実施等)

第5条 受託者は、処理業者に対し、本契約書第7条第4項の規定により、受託者の責任において、本契約書等に定められたとおり運搬業務を行わせるものとする。この場合において、受託者及び処理業者は、この契約に関し受託者と処理業者との間で定めるべき事項は、別に定めるものとする。

2 この契約により生じる費用（本契約及びこの契約が解除されたことにより生じる処理業者に対する損害賠償及び処理業者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を生じさせた場合における損害賠償を含む。）は、本契約書第7条第4項の規定により、全て受託者が負担するものとする。ただし、委託者は、受託者が処理業者に対し、処理業者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を生じさせた場合における損害賠償を請求することを妨げない。

3 この契約書に従い運搬業務を行った処理業者及びその行為は、本契約書第6条第4項の規定により、委託者と受託者との関係においては、それぞれ受託者及び運搬業務に関し受託者が行った行為とみなす。この場合において、処理業者は、運搬業務に関し本契約書等に定めがある事項については、受託者として当該事項の適用を受けるものとする。

(運搬業務の委託等の禁止)

第6条 処理業者は、運搬業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持等)

第7条 処理業者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 処理業者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 処理業者は、本件業務に関する情報の取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(この契約の解除)

第8条 本契約書第42条第2項（第5号を除く。）、第3項及び第4項（第2号を除く。）、第44条第1項、第45条第1項、第47条第1項、第48条第1項並びに第4

別紙 11

9条前段の規定は、この契約を解除することができる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「本委託」とあるのは「運搬業務」と、「受託者」とあるのは「処理業者」と、「本契約」とあるのは「この契約」と読み替えるものとする。

- 2 委託者は、前項に規定するもののほか、受託者と処理業者の間でこの契約に関し別に定める契約が解除されたとき又は処理業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、この契約を解除することができる。

（管轄裁判所）

第9条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

（補則）

第10条 契約書及びこの約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者と処理業者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、委託者、受託者、処理業者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年4月1日

	住所	千葉県市川市八幡1丁目1番1号			
委 託 者		市 川 市			
	氏名	代表者	市川市長	田中 甲	印
	住所	〇〇〇			
受 託 者		〇〇〇			
	氏名	〇〇〇			印
	住所	◇◇◇			
処理業者		◇◇◇			
	氏名	◇◇◇			印

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(市川市財務規則(昭和60年規則第4号)第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあつては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
 - (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するかどうかについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

（遵守義務違反）

- 第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この委託契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受託者は、この委託契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この委託契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受託者は、この委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、この委託契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず委託者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、委託者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この委託契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この委託契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この委託契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受託者がこの委託契約の事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受託事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、この委託契約の事務に係る受託者の受託事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受託者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受託者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別紙 11

別記 2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 委託者が本件業務を履行させるために受託者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受託者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受託者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受託者は、本件業務の履行に当たり委託者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、委託者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、本件業務に関する情報を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず委託者の承諾を得るものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、委託者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受託者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、本件業務に関する情報を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、本件業務に関する情報について、委託者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受託者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受託者が開発し、又は開発させ委託者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、委託者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、委託者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受託者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受託者は、直ちに、委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を委託者に報告しなければならない。

3 委託者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受託者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について委託者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受託者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受託者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって委託者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 委託者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受託者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 委託者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受託者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受託者は、委託者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受託者は、受託者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって委託者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

別紙 11

別紙

脱水汚泥等運搬業務 仕様書

この仕様書は、本契約書により委託者が受託者に委託した業務のうち、受託業者が処理業者に行わせる下記の運搬業務に関して、処理業者が当該運搬業務を履行するために必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1. 搬出場所

市川市二俣新町15番地 市川市衛生処理場

2. 脱水汚泥運搬先

市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター

項目	適用・数量等	備考
対象物	脱水汚泥	一般廃棄物
状態	混合媒体（古紙）との混合物	含水量70%以下の脱水汚泥物
搬出日	受託者が指定する日	
搬出時間	受託者が指定する時間	
計量	市川市クリーンセンター	衛生処理場の脱水汚泥等をクリーンセンターへ運搬し、トラックスケールにて計量
使用車両	コンテナ車(アームロール式)	
積載(運搬車両)	搬出見込み量に適した車両を使用	道路交通法遵守
運転者・作業員	受託者が指定する人数	登録時の風袋重量厳守

※ 詳細は協議の上確定するものとし、また災害時等の対応についてはその都度協議する。

※ し尿・浄化槽汚泥搬入量により搬出回数の変更あり。
(受託者からの連絡があった場合、処理業者は速やかに対応すること。)

3. 脱水汚泥搬出方法詳細

搬出方法詳細及び処理棟配置図は図1のとおり。

4. 指示事項

指示事項は、受託者と処理業者とで協議の上、決定する。

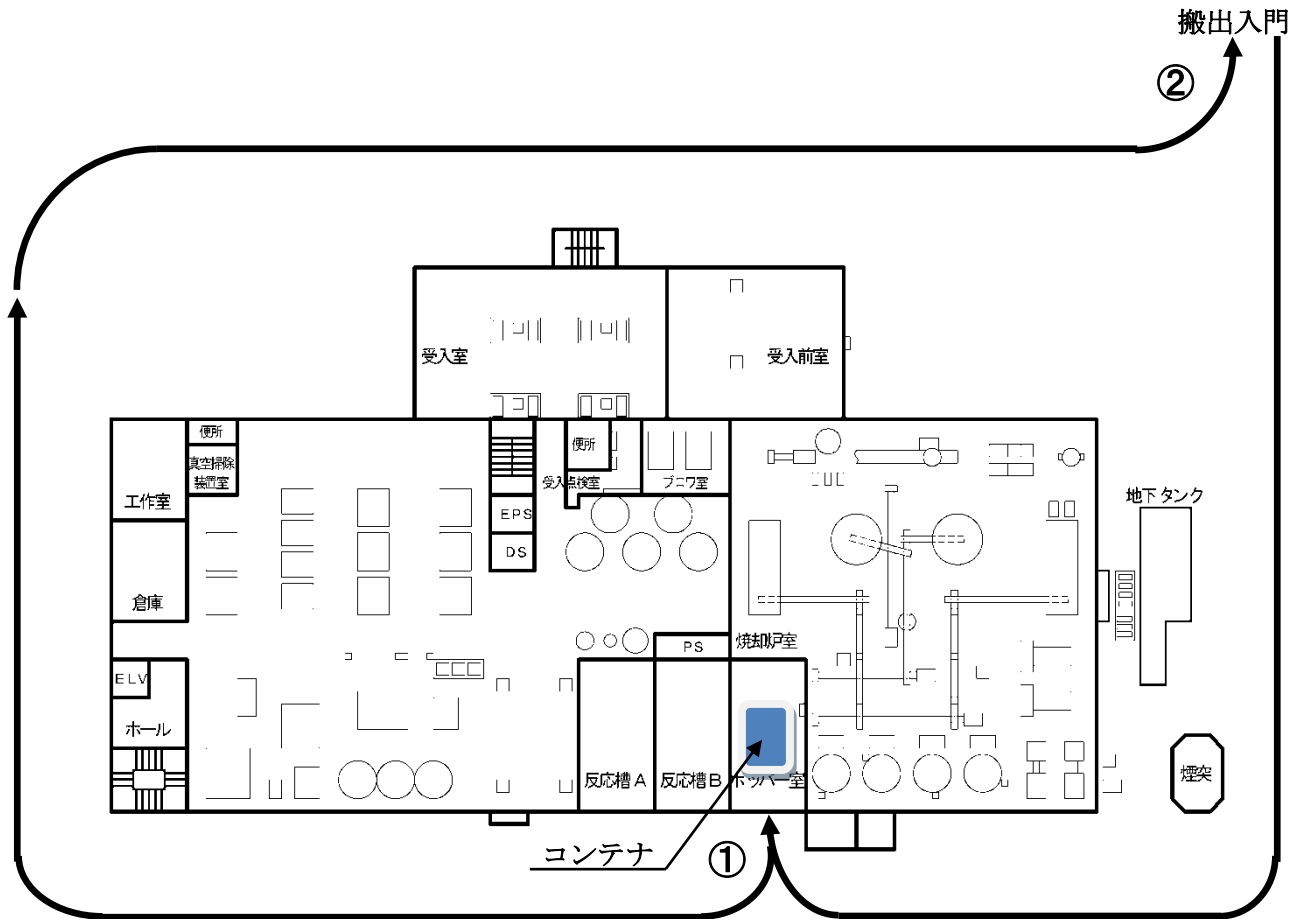


図 1 処理棟配置図

【前処理設備】

令和 年 月 日 ()

前 処 理 設 備 作 業 日 報

確 認	作 成 者

作業者 (_____)

本日の作業

区 分	系 列	運 転 時 刻 ~ 停 止 時 刻	運 転 時 間	備 考
沈砂槽清掃	No. 1 No. 2	: ~ :	:	
	No. 3 No. 4	: ~ :	:	
夾雑物除去	No. 1	: ~ :	:	
	No. 2	: ~ :	:	
繊維・細砂除去	No. 1	: ~ :	:	
	No. 2	: ~ :	:	
汚泥脱水	No. 1	: ~ :	:	
	No. 2	: ~ :	:	

作 業 内 容	作 業 開 始 時 刻 ~ 作 業 終 了 時 刻	作 業 時 間	備 考
	: ~ :	:	
	: ~ :	:	
	: ~ :	:	

夾 雑 物 除 去

項 目	搬 入 量	ドラムスクリーン処理量	し 渣 発 生 量
夾 雑 物 除 去 1 系	/	(m ³)	(kg)
夾 雑 物 除 去 2 系		(m ³)	(kg)
1 系 2 系 合 計 量	(t)	(m ³)	(kg)

繊 維 ・ 細 砂 除 去

項 目	繊 維 ・ 細 砂 除 去 装 置 処 理 量	繊 維 ・ 細 砂 除 去 ケ ー キ 量	繊 維 ・ 汚 泥 ケ ー キ 量 合 計
繊 維 ・ 細 砂 除 去 1 系	(m ³)	(kg)	(kg)
繊 維 ・ 細 砂 除 去 2 系	(m ³)	(kg)	(kg)
1 系 2 系 合 計 量	(m ³)	(kg)	(kg)

汚 泥 脱 水

項 目	汚 泥 脱 水 機 処 理 量	汚 泥 脱 水 ケ ー キ 量	高 分 子 凝 集 剤 原 液 使 用 量
汚 泥 脱 水 1 系	(m ³)	(kg)	/
汚 泥 脱 水 2 系	(m ³)	(kg)	
1 系 2 系 合 計 量	(m ³)	(kg)	(%)

備 考

前処理運転記録(1)

令和 年 月 日()

記録項目	定格	9:00	13:00	備考
ドラム 流量 [m ³ /h]	35			
スクリーン (No.1) ロール状態	○			
ドラム 流量 [m ³ /h]	35			
スクリーン (No.2) ロール状態	○			
スクリープレス (No.1) 電流値 [A]	11.1			
(No.1) 圧力 [MPa]	1			
スクリープレス (No.2) 電流値 [A]	11.1			
(No.2) 圧力 [MPa]	1			
し渣含水率 (No.1)	○			
(No.2)	○			
繊維細砂 (No.1) 主機周波数 [Hz]	60			通常は60Hz
補機周波数 [Hz]	54~60			通常は59Hz
差速 [rpm]	7~5			通常は 5rpm
主機電流値 [A]	85			定格流量時は50~55A前後
補機電流値 [A]	14.9			通常は6~9A ※9A以上は注意!
流量 [m ³ /h]	35			通常は35m ³ /h前後
繊維細砂 (No.2) 主機周波数 [Hz]	60			"
補機周波数 [Hz]	54~60			
差速 [rpm]	7~5			
主機電流値 [A]	85			
補機電流値 [A]	14.9			
流量 [m ³ /h]	35			
汚泥脱水機 (No.1) (旧) 主機周波数 [Hz]	60			通常は60Hz
補機周波数 [Hz]	54~60			通常は59Hz
差速 [rpm]	7~5			通常は 5rpm
主機電流値 [A]	55			定格流量時は30A前後
補機電流値 [A]	14.9			通常は6~9A ※9A以上は注意!
流量 [m ³ /h]	21			通常は12m ³ /h前後
汚泥脱水機 (No.2) (新) 主機周波数 [Hz]	60			/
補機周波数 [Hz]	54~60			
差速 [rpm]	7~5			
主機電流値 [A]	55			
補機電流値 [A]	14.9			
流量 [m ³ /h]	21			
汚泥分離液 (No.1) (旧)	○			
(No.2) (新)	○			
汚泥含水率 (No.1)	○			
(No.2)	○			
高分子凝集剤周波数 [Hz]				(旧)添加率(%) = 0.20 × 注入量(m ³ /h) × 1000 ÷ 処理量(m ³ /h) × (MLSS/1000)
注入ポンプ (No.) 注入量 [m ³ /h]				
圧力 [MPa]	0.1			
添加率 [%]	±1.5			
高分子凝集剤周波数 [Hz]				
注入ポンプ (No.) 注入量 [m ³ /h]				
圧力 [MPa]	0.1			
添加率 [%]	±1.5			
溶解濃度 [%]	0.20			
高分子凝集剤原液液位 [L]	L1000			運転前・後に記録
汚泥濃度 MLSS [mg/L]	±8000	(No.1)		(No.2)

※0.1 [Mpa] ≒ 1.0 [kgf/cm²] ≒ 10 [mAq] ≒ HEAD10 [m]

前処理運転記録(2)

令和 年 月 日()

記 録 項 目	定 格	9:00	13:00	備 考
脱水汚泥 電流値 [A]				
移送ポンプ 圧力 [MPa]				
汚泥 (1) 電流値 [A]	7.5			
コンベア (2) 電流値 [A]	7.5			
高分子原液 ダイヤル	5.5			
移送ポンプ() 圧力 [MPa]	0.3			
破砕ポンプ 電流値 [A]	40.5			
(NO.) 圧力 [MPa]	0.2			圧力測定後はドレン抜き
破砕ポンプ 電流値 [A]	40.5			
(NO.) 圧力 [MPa]	0.2			圧力測定後はドレン抜き
除渣し尿 電流値 [A]	22			
ポンプ() 圧力 [MPa]	0.2			
除渣し尿 電流値 [A]				
ポンプ() 圧力 [MPa]	0.2			
中継槽 電流値 [A]	0.1			
スクラムポンプ() 圧力 [MPa]	0.1			圧力測定後はドレン抜き
貯留槽 電流値 [A]	28			
スクラムポンプ() 圧力 [MPa]	0.1			圧力測定後はドレン抜き
予備貯留槽 電流値 [A]	28			
スクラムポンプ() 圧力 [MPa]	0.1			圧力測定後はドレン抜き
予備貯留槽 電流値 [A]	28			
スクラムポンプ() 圧力 [MPa]	0.1			圧力測定後はドレン抜き
予備貯液 電流値 [A]	11			
移送ポンプ() 圧力 [MPa]	0.1			圧力測定後はドレン抜き
計装用 電流値 [A]	15			
コンプレッサ() 圧力 [MPa]				除湿器ドレン抜き
汚泥供給 電流値 [A]	11.5			
ポンプ() 圧力 [MPa]	0.2			
汚泥供給 電流値 [A]	11.5			
ポンプ() 圧力 [MPa]	0.2			
汚泥貯留槽 (NO.1) [m ³]	40~			
液量 (NO.2) [m ³]	40~			
汚泥貯留槽 (NO.1) [m ³ /h]	20~			汚泥貯留槽液量の1/2
曝気風量 (NO.2) [m ³ /h]	20~			"
汚泥貯留槽 (NO.1) 入口弁	自開閉			
余剰凝集弁 (NO.2) 入口弁	自開閉			

※0.1 [MPa] ≒ 1.0 [kgf/cm²] ≒ 10 [mAq] ≒ HEAD 10 [m]

汚泥脱水機運転記録場所

記 録 項 目	定 格	記 録 場 所		
汚泥脱水機 (No.1)	主機周波数 [Hz]	60	前処理監視室GOT盤	
	補機周波数 [Hz]	54~60		
	差 速 [rpm]	7~5		
	主機電流値 [A]	55		
	補機電流値 [A]	14.9		
	流 量 [m ³ /h]	21		
			通常は60Hz	
			通常は59Hz	
			通常は5rpm	
			定格流量時は30A前後	
			通常は6~9A ※10A以上は注意!	
			通常は14m ³ /h	
汚泥脱水機 (No.2)	主機周波数 [Hz]	60	"	
	補機周波数 [Hz]	54~60		
	差 速 [rpm]	7~5		
	主機電流値 [A]	55		
	補機電流値 [A]	14.9		
	流 量 [m ³ /h]	21		
			通常は60Hz	
			通常は59Hz	
			通常は5rpm	
			定格流量時は30A前後	
			通常は6~9A ※10A以上は注意!	
			通常は14m ³ /h	
高分子凝集剤注入ポンプ (No.1)	周波数 [Hz]			
	注入量 [m ³ /h]			
	圧 力 [MPa]	0.1		
添加率 [%]	±1.5			
高分子凝集剤注入ポンプ (No.2)	周波数 [Hz]			
	注入量 [m ³ /h]			
	圧 力 [MPa]	0.1		
添加率 [%]	±1.5			
高分子凝集剤注入ポンプ (No.3)	周波数 [Hz]			
	注入量 [m ³ /h]			
	圧 力 [MPa]	0.1		
添加率 [%]	±1.5			
溶解濃度 [%]	0.27			
分離液 (No.1)		○	分離液タンク	分離液の色等の状態確認
	(No.2)	○	"	"
含水率 (No.1)		○	移送コンベア点検口	脱水汚泥の状態確認
	(No.2)	○	"	"
汚泥 (1) 電流値 [A]	7.5	前処理監視室GOT盤		
コンベア (2) 電流値 [A]	7.5	"		
高分子凝集 原液液位 [L]	L1000	薬品タンク前GOT盤	運転前・終了時のタンク液位記録	
高分子原液 移送ポンプ(1) 圧 力 [MPa]	ダイヤル	5.5	高分子移送ポンプ	
		0.3	高分子移送ポンプ圧力計	
高分子原液 移送ポンプ(2) 圧 力 [MPa]	ダイヤル	5.5		
		0.3		※1台は予備
計装用 (1) 電流値 [A]		15	地下プロワ室GOT盤②	除湿器ドレン抜き
	コンプレッサー (2) 電流値 [A]	15	"	1台予備
汚泥供給ポンプ(1) 電流値 [A]		11.5	前処理監視室GOT盤	圧力記録時は地下ポンプGOT盤③
	圧 力 [MPa]	0.2	"	圧力測定後は圧力計ドレン抜き
汚泥供給ポンプ(2) 電流値 [A]		11.5	"	"
	圧 力 [MPa]	0.2	"	"
汚泥供給ポンプ(3) 電流値 [A]		11.5	"	"
	圧 力 [MPa]	0.2	"	※1台は予備
汚泥貯留槽 (No.1) [m ³]		40~	前処理監視室GOT盤	汚泥供給ポンプ画面
	液量 (No.2) [m ³]	40~	"	"
汚泥貯留槽 (No.1) [m ³ /h]		20~	受入室	汚泥貯留槽液量の1/2程度に調整
	曝気風量 (No.2) [m ³ /h]	20~	"	"
汚泥貯留槽 (No.1) 入口弁		自開閉		
余剰凝集弁 (No.2) 入口弁		自開閉		
汚泥濃度 [mg/L]	±8000	(No.1)	(No.2)	

※0. 1[MPa] ≒ 1. 0[kgf/cm²] ≒ 10[mAq] ≒ HEAD10[m]

令和 年 月 日 () :

令和 年 月 日 () :

汚泥処理状況

汚泥貯留槽 MLSS		mg/L
汚泥供給量		m ³ /h
汚泥処理量		kgds/h

汚泥処理状況

汚泥貯留槽 MLSS		mg/L
汚泥供給量		m ³ /h
汚泥処理量		kgds/h

古紙添加率	%	m ³ /h
ポリ鉄添加率	%	ストーク
高分子凝集剤 添加率	%	m ³ /h

古紙添加率	%	m ³ /h
ポリ鉄添加率	%	ストーク
高分子凝集剤 添加率	%	m ³ /h

令和 年 月 日 () :

令和 年 月 日 () :

汚泥処理状況

汚泥貯留槽 MLSS		mg/L
汚泥供給量		m ³ /h
汚泥処理量		kgds/h

汚泥処理状況

汚泥貯留槽 MLSS		mg/L
汚泥供給量		m ³ /h
汚泥処理量		kgds/h

古紙添加率	%	m ³ /h
ポリ鉄添加率	%	ストーク
高分子凝集剤 添加率	%	m ³ /h

古紙添加率	%	m ³ /h
ポリ鉄添加率	%	ストーク
高分子凝集剤 添加率	%	m ³ /h

古紙補充記録表

令和 年 月分		朝		夕		備考
日付		時刻	個数	時刻	個数	
1日	木	:		:		
2日	金	:		:		
3日	土	:		:		
4日	日	:		:		
5日	月	:		:		
6日	火	:		:		
7日	水	:		:		
8日	木	:		:		
9日	金	:		:		
10日	土	:		:		
11日	日	:		:		
12日	月	:		:		
13日	火	:		:		
14日	水	:		:		
15日	木	:		:		
16日	金	:		:		
17日	土	:		:		
18日	日	:		:		
19日	月	:		:		
20日	火	:		:		
21日	水	:		:		
22日	木	:		:		
23日	金	:		:		
24日	土	:		:		
25日	日	:		:		
26日	月	:		:		
27日	火	:		:		
28日	水	:		:		
29日	木	:		:		
30日	金	:		:		
31日	土	:		:		
合計						

令和 年 月分		朝		夕		備考
日付		時刻	個数	時刻	個数	
1日	日	:		:		
2日	月	:		:		
3日	火	:		:		
4日	水	:		:		
5日	木	:		:		
6日	金	:		:		
7日	土	:		:		
8日	日	:		:		
9日	月	:		:		
10日	火	:		:		
11日	水	:		:		
12日	木	:		:		
13日	金	:		:		
14日	土	:		:		
15日	日	:		:		
16日	月	:		:		
17日	火	:		:		
18日	水	:		:		
19日	木	:		:		
20日	金	:		:		
21日	土	:		:		
22日	日	:		:		
23日	月	:		:		
24日	火	:		:		
25日	水	:		:		
26日	木	:		:		
27日	金	:		:		
28日	土	:		:		
29日	日	:		:		
30日	月	:		:		
31日	火	:		:		
合計						

※古紙1束6kg = 解繊古紙150L分(0.15m³)

汚泥脱水設備 運転日誌			
担当者			
令和 年 月 日 ()	記録担当者		
汚泥引抜量	前日	(m ³ /日)	
	本日	(m ³ /日)	
汚泥濃度	(昨日)	⇒ (本日)	(mg/ℓ)
実際の汚泥処理量	⇒	⇒	(m ³ /日)
乾物汚泥処理量	⇒	⇒	(kgds/時)
解繊古紙供給量	⇒	⇒	(m ³ /日)
古紙解繊機の運転時間	:	,	:
ボイラ一点検補充時間	1回目 :	, 2回目 :	
汚泥脱水機運転時間	:	~	: 連続
【点検項目・箇所】	【午前】	時 分	【午後】 時 分
古紙装填機	充填数	(個)	充填数 (個)
古紙解繊機	解繊濃度	4、 (%)	解繊濃度 4、 (%)
	□電極清掃 □落下物確認 □バルブ操作 □電極清掃 □落下物確認 □バルブ操作		
解繊古紙供給ポンプ	供給量	(m ³ /時)	供給量 (m ³ /時)
	周波数	(Hz)	周波数 (Hz)
解繊古紙攪拌装置	電流値	(A)	電流値 (A)
混合液供給ポンプ供給量	⇒	⇒	(m ³ /日)
混和槽攪拌機	□電極清掃 □液位確認		□電極清掃 □液位確認
凝集槽Ⅰ攪拌機	周波数	(Hz)	周波数 (Hz)
凝集槽Ⅱ攪拌機	周波数	(Hz)	周波数 (Hz)
ポリ硫酸第二鉄	スパン	(SPM)	スパン (SPM)
	添加率	(%)	添加率 (%)
高分子凝集剤	注入量	(m ³ /時)	注入量 (m ³ /時)
	添加率	(%)	添加率 (%)
汚泥濃縮機	周波数	(Hz)	周波数 (Hz)
汚泥脱水機	周波数	(Hz)	周波数 (Hz)
	トルク	(%)	トルク (%)
	電流値	(A)	電流値 (A)
蒸気ボイラ	薬注、塩の補充 済・済 フロー・済		薬注、塩の補充 済・済 フロー・済
	圧力	(MPa)	圧力 (MPa)
	ドレン回収タンク温度	(°C)	ドレン回収タンク温度 (°C)
	灯油タンクレベル	(ℓ)	灯油タンクレベル (ℓ)
汚泥含水率			
作業内容			

2ヶ月周期メンテナンス表

令和 年度分

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	月												時期
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
スクリーブレス No.1	②スライドアーム	補給	10g	15													150h
	③ヘッドレジスター	補給	20g	15													150h
	⑥中間軸受	補給	5g	15													150h
	⑦駆動軸受	補給	5g	15													150h
	⑧圧送ホイル	補給	5g	15													150h
スクリーブレス No.2	②スライドアーム	補給	10g	15													150h
	③ヘッドレジスター	補給	20g	15													150h
	⑥中間軸受	補給	5g	15													150h
	⑦駆動軸受	補給	5g	15													150h
	⑧圧送ホイル	補給	5g	15													150h
ドラムスクリーン No.1	①ビローブロック(1)	入替	50g	15													150h
	①ビローブロック(2)	入替	50g	15													150h
ドラムスクリーン No.2	①ビローブロック(1)	入替	50g	15													150h
	①ビローブロック(1)	入替	50g	15													150h
繊維細砂除去装置 No.1	内胴軸受(大)	入替	0.5kg	15													150h
	内胴軸受(小)	入替	0.5kg	15													150h
繊維細砂除去装置 No.2	内胴軸受(大)	入替	0.5kg	15													150h
	内胴軸受(小)	入替	0.5kg	15													150h
中継槽スクラム破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	補給	10g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	10g	15													1ヶ月
中継槽スクラム破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	補給	10g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	10g	15													1ヶ月
貯留槽スクラム破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
貯留槽スクラム破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
予備貯スクラム破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
予備貯スクラム破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
予備貯スクラム破砕ポンプ No.3	②上部(Aカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	30g	15													1ヶ月
予備貯留液移送ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	補給	15g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	15g	15													1ヶ月
予備貯留液移送ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	補給	15g	15													1ヶ月
	③上部(Bカバー)	補給	15g	15													1ヶ月
混和槽攪拌機	中間軸受	補給	30g	15													1ヶ月
凝集槽III攪拌機	中間軸受	補給	30g	15													1ヶ月
古紙解繊機	軸受部(含支持ロー)	入替	適量	15													1ヶ月
	チェーン・スプロケット	入替	適量	CRC													1ヶ月
汚泥脱水機 (新)	出口側ベアリングケース減速機側	補給	0.1kg	19													1ヶ月
	出口側ベアリングケース出口スタンド側	補給	0.1kg	19													1ヶ月
	入口側ブラシロック	補給	0.3kg	19													1ヶ月
	ロータリージョイント	補給	適量	22													1ヶ月
汚泥移送コンベア No.2	中間軸受	補給	20g	自動													1ヶ月
汚泥移送コンベア No.3	中間軸受	補給	20g	自動													1ヶ月
し渣ホッパ切出機	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
	平歯車	補給	適量	15													1ヶ月
	減速機サイクロ部	補給	20g	15													1ヶ月
沈砂ホッパ切出機	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
し渣・沈砂移送コンベア	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
し渣・沈砂投入コンベア No.2	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
珪砂移送コンベア	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
	中間メタル	補給	適量	15													1ヶ月
不燃物移送コンベア1	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
	中間メタル	補給	適量	15													1ヶ月
不燃物移送コンベア2	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
不燃物ホッパ切出機	ローラーチェーン	補給	適量	CRC													1ヶ月
	減速機サイクロ部	補給	20g	15													1ヶ月

4ヶ月周期メンテナンス表

令和 年度分

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	月												時期
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
繊維細砂除去装置 No.1	キヤボックス	入替	3.8L	3													3ヶ月
	主軸受(1)	入替	0.75L	1													3ヶ月
	主軸受(2)	入替	0.75L	1													3ヶ月
繊維細砂除去装置 No.2	キヤボックス	入替	3.8L	3													3ヶ月
	主軸受(1)	入替	0.75L	1													3ヶ月
	主軸受(2)	入替	0.75L	1													3ヶ月
汚泥脱水機 No.1 (旧)	キヤボックス	入替	3.8L	3													3ヶ月
	主軸受(1)	入替	0.75L	1													3ヶ月
	主軸受(2)	入替	0.75L	1													3ヶ月
	内胴軸受(大)	入替	0.5kg	15													150h
汚泥脱水機 (新)	減速機部(カップリング側)	入替	21L	11													3ヶ月
	減速機部(モーター側)	入替	0.9L	11													3ヶ月
汚泥移送コンベア No.3	軸受・スタフingボックス	補給	30g	15													3ヶ月
雑用コンプレッサ	モーターアリング(2箇所)	補給	35g	15													3ヶ月
硅砂移送コンベア	駆動側軸受	補給	9g	15													300h
	従動側軸受	補給	5g	15													300h
不燃物移送コンベア1	駆動側軸受	補給	9g	15													300h
	従動側軸受	補給	5g	15													300h
破碎ポンプ No.1	スタフingボックス	交換	2個	自動													随時
	No.2	スタフingボックス	交換	2個	自動												随時
	No.3	スタフingボックス	交換	2個	自動												随時
中継槽スクラム 破碎ポンプ No.1	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
破碎ポンプ No.2	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
貯留槽スクラム 破碎ポンプ No.1	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
破碎ポンプ No.2	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
予備貯留スクラム 破碎ポンプ No.1	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
破碎ポンプ No.2	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
予備貯留液移送ポンプ No.1	①スタフing部	交換	1個	自動													随時
	No.2	①スタフing部	交換	1個	自動												随時

適時メンテナンス表

令和 年度分

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	月												時期
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
沈砂洗浄搬出機	①ハウジング上部	補給	適量	5													
スクリーブレス No.1	①油圧ユニット	補給	不足分	1													
	⑤サイクロ減速機	補給	不足分	10													
スクリーブレス No.2	①油圧ユニット	補給	不足分	1													
	⑤サイクロ減速機	補給	不足分	10													
計装コンプレッサー No.1	①注油口	補給	不足分	8													
	No.2	①注油口	補給	8													
除渣し尿供給ポンプ No.1	③軸封オイルポット	補給	不足分	1													
	No.2	③軸封オイルポット	補給	不足分	1												
	No.3	③軸封オイルポット	補給	不足分	1												
汚泥供給ポンプ No.1	③軸封オイルポット	補給	不足分	1													
	No.2	③軸封オイルポット	補給	不足分	1												
	No.3	③軸封オイルポット	補給	不足分	1												
混合液供給ポンプ	軸封オイルポット	補給	適量	1													
エアコンプレッサー	①給油栓	入替	1.5L	7													780h
		補給	0.85L	7													260h
雑用コンプレッサ	注油口	補給	適量	6													

隔週メンテナンス表

令和 年度分

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	4月分(週目)					5月分(週目)					備考	時期	
					1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
ドラムスクリーン	No.1	③ローラーチェーン	補給	不足分	15												40h
	No.2	③ローラーチェーン	補給	不足分	15												40h
スクリーンプレス	No.1	④ローラーチェーン	補給	不足分	15												40h
	No.2	④ローラーチェーン	補給	不足分	15												40h
し渣移送コンベア	No.1	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
	No.2	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
脱水汚泥移送コンベア	No.1	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
	No.2	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
し渣移送コンベア	No.2	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
	No.3	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
し渣移送コンベア	No.5	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
	No.5	ローラーチェーン	補給	適量	15												10日
破碎ポンプ	No.1	①アカハ-上部	補給	2~3g	15												100h
		②フレーム上部	補給	2~3g	15												100h
破碎ポンプ	No.2	①アカハ-上部	補給	2~3g	15												100h
		②フレーム上部	補給	2~3g	15												100h
破碎ポンプ	No.3	①アカハ-上部	補給	2~3g	15												100h
		②フレーム上部	補給	2~3g	15												100h
古紙装填機		チェーン・スプロケット・メタル	入替	適量	CRC												1週間
汚泥濃縮機		アイドラスプロケット・チェーン	入替	適量	CRC												1週間

2年周期メンテナンス表

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	年度														時期
					23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
エアコンプレッサー	①給油栓	入替	1.5L	7															780h
脱水汚泥移送コンベア(2)	減速機	入替	0.7L	10															3年
脱水汚泥移送コンベア(3)	減速機	入替	50g	15															4~5年
混和槽攪拌機	グリスニップル	入替	0.5L	19															4~5年
凝集槽I,II攪拌機	グリスニップル	入替	0.5L	19															4~5年
汚泥移送コンベアNo.3	減速機部	入替	50g	15															4~5年
し渣ホッパ切出機	減速機サイクロ部	入替	1765g	15															4~5年
不燃物ホッパ切出機	減速機サイクロ部	入替	1765g	15															4~5年

10年周期メンテナンス表

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	年度														
					23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
高分子原液	No.1	変速部	入替	1L	13														
移送ポンプ	No.2	変速部	入替	1L	13														

半年及び1年周期メンテナンス表

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	年度					
					26	27	28	29	30	31
沈砂洗浄搬出機	①ハウジング上部	入替	5.8L	5						
	②減速機部	入替	2.2L	5						
	③配管口(上1)	補給	適量	15						
	③配管口(上2)	補給	適量	15						
	③配管口(下1)	補給	適量	15						
	③配管口(下2)	補給	適量	15						
エアコンプレッサー	①給油栓	補給	0.85L	7						
中継槽スクラム 破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	入替	40g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	30g	15						
中継槽スクラム 破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	入替	40g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	30g	15						
貯留槽スクラム 破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	入替	165g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	130g	15						
貯留槽スクラム 破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	入替	165g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	130g	15						
予備貯スクラム 破砕ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	入替	165g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	130g	15						
予備貯スクラム 破砕ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	入替	165g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	130g	15						
予備貯スクラム 破砕ポンプ No.3	②上部(Aカバー)	入替	165g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	130g	15						
予備貯留液 移送ポンプ No.1	②上部(Aカバー)	入替	65g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	50g	15						
予備貯留液 移送ポンプ No.2	②上部(Aカバー)	入替	65g	15						
	③上部(Bカバー)	入替	50g	15						
し渣移送コンベア No.3	②ローラーチェーン	補給	適量	10						
	No.4	②ローラーチェーン	補給	適量	10					
沈砂移送コンベア	②ローラーチェーン	補給	適量	10						
汚泥脱水機 (新) 破砕ポンプ No.1	ギヤカップリング	入替	1.2kg	19						
	①Aカバー上部	入替	80g	15						
破砕ポンプ No.2	②フレーム上部	入替	60g	15						
	①Aカバー上部	入替	80g	15						
破砕ポンプ No.3	②フレーム上部	入替	60g	15						
	①Aカバー上部	入替	80g	15						
ドラムスクリーン No.1	②パイル部	入替	0.7L	4						
	No.2	②パイル部	入替	0.7L	4					
スクリーブレス No.1	①油圧ユニット	入替	20L	1						
	⑤サイクロ減速機	入替	2L	10						
スクリーブレス No.2	①油圧ユニット	入替	20L	1						
	⑤サイクロ減速機	入替	2L	10						
計装コンプレッサー No.1	①注油口	入替	1.4L	8						
	No.2	①注油口	入替	1.4L	8					
前処理チェーンブロック	①トロー減速部	補給	20g	17						
	④減速ギヤ部	補給	0.5L	14						
古紙解繊機	減速機部	入替	0.7L	11						
解繊古紙攪拌装置	攪拌機	入替	1.25L	2						
混合液供給ポンプ	軸封オイルポット	入替	0.18L	1						
計装用コンプレッサ	軸受部	入替	30g	15						
雑用コンプレッサ	注油口(ランプ点灯)	入替	60L	6						
沈砂ホッパ切出機	減速機サイクロ部	入替	0.7L	4						
	減速機パイル部	入替	1.5L	4						
し渣・沈砂移送コンベア	減速機サイクロ部	入替	0.7L	4						

業者メンテナンス表

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	周期 (年)	年度																
						23	24	25	26	27	28	29	30	31	32							
沈砂洗浄搬出機	③配管口(上1)	入替	~200g	15	分解時																	
	③配管口(上2)	入替	~200g	15	分解時																	
	③配管口(下1)	入替	~200g	15	分解時																	
	③配管口(下2)	入替	~200g	15	分解時																	
真空ポンプ	①深溝玉軸受	入替	10g	15	1																	
	②深溝玉軸受	入替	10g	15	1																	
除渣し尿 供給ポンプ No.1	①ジョイント部	入替	0.41L	12	4																	
	②軸受部	入替	46g	5	4																	
除渣し尿 供給ポンプ No.2	①ジョイント部	入替	0.41L	12	4																	
	②軸受部	入替	46g	5	4																	
除渣し尿 供給ポンプ No.3	①ジョイント部	入替	0.41L	12	4																	
	②軸受部	入替	46g	5	4																	
汚泥供給ポンプ No.1	①ジョイント部	入替	0.17L	12	4																	
	②軸受部	入替	30g	5	4																	
汚泥供給ポンプ No.2	①ジョイント部	入替	0.17L	12	4																	
	②軸受部	入替	30g	5	4																	
汚泥供給ポンプ No.3	①ジョイント部	入替	0.17L	12	4																	
	②軸受部	入替	30g	5	4																	
高分子凝集剤 注入ポンプ No.1	①ジョイント部	入替	0.03L	12	4																	
	②軸受部	入替	16g	5	4																	
高分子凝集剤 注入ポンプ No.2	①ジョイント部	入替	0.03L	12	4																	
	②軸受部	入替	16g	5	4																	
脱水汚泥移送ポンプ	①ジョイント部	入替	530cc	12	4																	
	②ポンプベアリング	入替	550cc	5	1																	
	⑤フイターベアリング	入替	80g	15	4																	
し渣移送コンベア No.3	①減速機	入替	380g	16	5																	
し渣移送コンベア No.4	①減速機	入替	380g	16	5																	
沈砂移送コンベア	①減速機	入替	380g	16	5																	
古紙装填機	軸受部	入替	適量	15	分解時																	
	減速機部				メンテナンスフリー																	
汚泥濃縮機	支持ローラ(上下)	入替	適量	15	分解時																	
	減速機部				メンテナンスフリー																	
混和槽攪拌機	下部軸受	入替	30g	15	交換時																	
凝集槽II攪拌機	下部軸受	入替	30g	15	交換時																	
し渣・沈砂投入コンベア No.2	減速機部	入替	380g	16	交換時																	
不燃物移送コンベア2	減速機部	入替	380g	16	交換時																	

初回メンテナンス表

機器名称	注油箇所	内容	油量	種類	周期 (ヶ月目)	作業日	備考
破碎ポンプ No.1	①Aカバー上部	入替	80g	15	3		
	②フレーム上部	入替	60g	15	3		
破碎ポンプ No.2	①Aカバー上部	入替	80g	15	3		
	②フレーム上部	入替	60g	15	3		
破碎ポンプ No.3	①Aカバー上部	入替	80g	15	3		
	②フレーム上部	入替	60g	15	3		
ドラムスクリーン No.1	②バイエル部	入替	0.7L	4	3		
	③サイクロ部	入替	0.7L	15	120		
ドラムスクリーン No.2	②バイエル部	入替	0.7L	4	3		
	③サイクロ部	入替	0.7L	15	120		
スクループレス No.1	⑤サイクロ減速機	入替	2L	10	3		
	No.2	⑤サイクロ減速機	入替	2L	10	3	
エアコンプレッサー	給油栓	入替	1.5L	6	6		
計装コンプレッサー No.1	①注油口	入替	1.4L	8	3		
	No.2	①注油口	入替	1.4L	8	3	
脱水汚泥移送ポンプ	⑥減速部	入替	8.5L	4	3		
	⑦変速部	入替	10L	4	3		
	⑧減速機	入替	6L	10	3		

令和 年 月 日

機器メンテナンスオイル一覧

機器名称	注油箇所	内容	時期	油量	潤滑油脂名称
ドラムスクリーン (2台)	①ピロブロック	入替	150時間	50g	マルチパーパス2号
		補給	150時間	不足分	
	②減速機バリエル部	入替	初回500時間	0.7L	FBKオイルRO100
		補給	2000時間	0.7L	
	②減速機サイクロ部	入替	初回20000時間	0.7g	マルチパーパス2号
補給		30時間	不足分	マルチパーパス2号	
スクリープレス (2台)	①油圧ユニット	入替	2000時間	20L	FBKタービン32
		補給	適時	不足分	
	②スライドアーム	補給	150時間	10g	マルチパーパス2号
	③ヘッドレジスター	補給	150時間	20g	マルチパーパス2号
	④ローラーチェーン	補給	40時間	不足分	マルチパーパス2号
	⑤サイクロ減速機	入替	初回500時間	2L	ホンノックM100
		補給	2000時間	2L	
	⑥中間軸受	補給	適時	不足分	
		補給	150時間	5g	マルチパーパス2号
	⑦軸受(駆動側)	補給	150時間	5g	マルチパーパス2号
⑧圧送ホイル	補給	150時間	5g	マルチパーパス	
⑨従動側フランジユニット	補給	150時間	5g	マルチパーパス	
繊維細砂除去装置 (2台)	キヤボックス	入替	3ヶ月	3.8L	FBKタービン68
	主軸受	入替	3ヶ月	1.5L(両側)	FBKタービン32
	内胴軸受	入替	1ヶ月	1kg(両側)	マルチパーパス2号
汚泥脱水機(旧) (1台)	キヤボックス	入替	3ヶ月	3.8L	FBKタービン68
	主軸受	入替	3ヶ月	1.5L(両側)	FBKタービン32
	内胴軸受	入替	1ヶ月	1kg(両側)	マルチパーパス2号
エアコンプレッサ (1台)	①給油栓	入替	初回260時間	1.5L	タフニスパーCS46
		補給	780時間	1.5L	
計装用コンプレッサ (2台)	①注油口	補給	260時間	0.85L	
		入替	初回200時間	1.4L	タフニスパー68
		補給	600時間	1.4L	
真空ポンプ (1台)	①深溝玉軸受	入替	1年毎	10g	マルチパーパス2号
		補給	6ヶ月毎	7g	
	②深溝玉軸受	入替	1年毎	10g	マルチパーパス2号
		補給	6ヶ月毎	7g	
沈砂洗浄搬出機 (1台)	①ハウジング上注油口	入替	6ヶ月毎	5.8L	FBKオイルRO150
		補給	適時	適量	
	②ハウジング上注油口	入替	6ヶ月毎	2.2L	FBKオイルRO150
沈砂移送コンベア	③集中配管口	入替	分解点検時	150~200g	マルチパーパス2号
		補給	6ヶ月毎	適量	
①変速機	入替	5年	380g	アルバニアグリスRA	
	②ローラーチェーン	補給	6ヶ月毎	適量	ホンノックM100
①変速機	補給	約10日	適量	ハイグリス	
②ローラーチェーン	補給	約10日	適量	ハイグリス	
①変速機	入替	5年	380g	アルバニアグリスRA	
	②ローラーチェーン	補給	6ヶ月毎	適量	ホンノックM100
①変速機	入替	5年	380g	アルバニアグリスRA	
	②ローラーチェーン	補給	6ヶ月毎	適量	ホンノックM100
①ローラーチェーン	補給	約10日	適量	アルバニアグリス2	
①ローラーチェーン	補給	約10日	適量	ハイグリス	
①中間軸受	補給	1ヶ月毎	20g	自動給油機	
②軸受・スタフィングボックス	補給	3ヶ月毎	30g	アルバニアグリス	
③減速機	入替	3年毎	0.7L	ホンノックM100	
①中間軸受	補給	1ヶ月毎	20g	自動給油機	
	②軸受・スタフィングボックス	補給	3ヶ月毎	30g	アルバニアグリス
	③減速機	入替	4~5年毎	50g	コスモグリスダイナマックスSH No.2

機器名称	注油箇所	内容	時期	油量	潤滑油脂名称
破砕ポンプ (3台)	①アカバー上部	入替	初回400時間	80g	マルチパーパス2号
			2400時間	80g	
		補給	100時間	2~3g	
	②フレーム上部	入替	初回400時間	60g	マルチパーパス2号
			2400時間	60g	
		補給	100時間	2~3g	
	スタフイングボックス部	交換	3ヶ月	2個	自動給油機
除渣し尿供給ポンプ (3台)	①ジョイント部	入替	8000時間	0.41L	ホンノックM460
	②軸受部	入替	8000時間	46g	FBKオイルRO150
	③軸封部(オイルホット)	補給	適時	不足分	FBKタービン32
汚泥供給ポンプ (3台)	①ジョイント部	入替	8000時間	0.17L	ホンノックM460
	②軸受部	入替	8000時間	30g	FBKオイルRO150
	③軸封部(オイルホット)	補給	適時	不足分	FBKタービン32
高分子原液ポンプ(2台)	変速部	入替	20000時間	1L	ダイヤモンドTDオイル10
高分子凝集注入ポンプ (3台)	①ジョイント部	入替	8000時間	0.03L	ホンノックM460
	②軸受部	入替	8000時間	16g	ダイヤモンドTDオイル10
中継槽スカム破砕ポンプ (2台)	①スタフイングボックス部	交換	3ヶ月	1個	自動給油機
	②シリンダー上(アカバー)	入替	6ヶ月毎	40g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	10g	
	③シリンダー上(BCカバー)	入替	6ヶ月毎	30g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	10g	
貯留槽スカム破砕ポンプ (2台)	①スタフイングボックス部	交換	3ヶ月	1個	自動給油機
	②シリンダー上(アカバー)	入替	6ヶ月毎	165g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	30g	
	③シリンダー上(BCカバー)	入替	6ヶ月毎	130g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	30g	
予備貯留槽スカム破砕ポンプ (3台)	①スタフイングボックス部	交換	3ヶ月	1個	自動給油機
	②シリンダー上(アカバー)	入替	6ヶ月毎	165g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	30g	
	③シリンダー上(BCカバー)	入替	6ヶ月毎	130g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	30g	
予備貯留槽液移送ポンプ (2台)	①スタフイングボックス部	交換	3ヶ月	1個	自動給油機
	②シリンダー上(アカバー)	入替	6ヶ月毎	65g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	15g	
	③シリンダー上(BCカバー)	入替	6ヶ月毎	50g	マルチパーパス2号
		補給	1ヶ月	15g	
脱水汚泥移送ポンプ (3台)	①ジョイント部	入替	8000時間	530mL	ホンノックM460
	②ポンプベアリング	入替	3000時間	550mL	FBKオイルRO150
	③④軸封部オイルホット	補給	適時	不足分	FBKタービン32
	⑤フィーダーベアリング	入替	8000時間	80g	マルチロックグリース2
	⑥減速部	入替	初回500時間	8.5L	FBKオイルRO150,100
		入替	2500時間	8.5L	
	⑦変速部	入替	初回500時間	10L	FBKオイルRO150,100
		入替	2500時間	10L	
	⑧減速機	入替	初回500時間	6L	ホンノックM100,150
		入替	2500時間	6L	
⑨チェーン及びsprocket	補給	1ヶ月週間毎	適量	FBKオイルRO150	
脱水機室チェーンブロック (1台)	①トローリー減速機部	補給	年次点検時	20g	マルチパーパスM1号
	②トローリー車輪部	補給	月例点検時	5g	マルチパーパスM1号
	③ロードチェーン	補給	月例点検時	0.5L	ダイヤモンド HD30
	④減速ギヤ部	補給	年次点検時	0.5L	ダイヤモンド HD30

機器名称	注油箇所	内容	時期	油量	潤滑油脂名称
古紙装填機 (1台)	減速機部	-	メンテナンスフリー	-	-
	軸受部	入替	分解点検整備時	適量	マルチロックグリース2
	チェーン・スプロケット・メタル	入替 補給	1週間毎 適時	適量 適量	CRC556 CRC556
古紙解繊機 (1台)	減速機部	入替 補給	1年毎 適時	0.7L 適量	ボンロックM150 ボンロックM150
	軸受部(含支持ローラ)	入替	1ヶ月毎	適量(10g)	マルチロックグリース2
	チェーン・スプロケット	入替	1ヶ月毎	適量	CRC556
		補給	適時	適量	CRC556
汚泥濃縮機 (1台)	減速機部	-	メンテナンスフリー	-	-
	支持ローラ(上下)	入替	分解点検整備時	適量(16g)	マルチロックグリース2
	アイトラスプロケット・チェーン	入替 補給	1週間毎 適時	適量 適量	CRC556 CRC556
汚泥脱水機(新) (1台)	減速機部(カップリング側)	入替	2500h又は半年	21L	ボンロックM150
	減速機部(モーター側)	入替	2500h又は半年	0.9L	ボンロックM150
	ギヤカップリング	入替	6ヶ月毎	1.2kg	アルバニヤ EP1
	出口側ベアリングケース減速機側	補給	1ヶ月毎	0.1kg	アルバニヤ EP2
	出口側ベアリングケース出口スタンド側	補給	1ヶ月毎	0.1kg	アルバニヤ EP2
	入口側フランジブロック	補給	1ヶ月毎	0.3kg	アルバニヤ EP2
	ロータリージョイント	補給	1ヶ月毎	適量	ダフニーエホネックスSR No.2
一軸ネジポンプ	解繊古紙供給ポンプ	-	メンテナンスフリー	-	-
	混合液供給ポンプ	入替	1年毎	0.18L	FBKタービン32
混和槽攪拌機 (1台)	グリースニップル	入替	4~5年毎	0.5L	アルバニヤグリースEP R000
	中間軸受	補給	1ヶ月毎	30g	マルチロックグリース2
	下部軸受	入替	部品交換時	30g	マルチロックグリース2
凝集槽I,II攪拌機	グリースニップル	入替	4~5年毎	0.5L	アルバニヤグリースEP R000
	中間軸受	補給	1ヶ月毎	30g	マルチロックグリース2
	下部軸受	入替	部品交換時	30g	マルチロックグリース2
攪拌装置(1台)	解繊古紙攪拌装置	入替	1年毎	1.25L	FBKタービン46
計装用コンプレッサ(1台)	軸受部	補給	3000h	30g	マルチロックグリース2
雑用コンプレッサ (1台)	オイルチャンバー	補給 入替	適宜 ランプ点灯	適量 60L	フェアコールNS32 or RA32 三井コンプレッサオイルZ6000
	モータベアリング(2箇所)	補給	3ヶ月毎	35gずつ	マルチロックグリース2
	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
し渣ホッパ切出機 (1台)	平歯車	補給	1ヶ月毎	適量	マルチロックグリース2
	減速機サイクロ部	補給	1ヶ月毎	20g	マルチロックグリース2
		入替	6~7年毎	1765g	マルチロックグリース2
沈砂ホッパ切出機	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	減速機サイクロ部	入替	2500h	0.7L	FBKオイルRO100
	減速機バイエル部	入替	2500h	1.5L	FBKオイルRO100
し渣・沈砂移送コンベヤ	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	減速機サイクロ部	入替	2500h	0.7L	FBKオイルRO100
No.2 し渣・沈砂投入コンベヤ	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	減速機	入替	分解点検整備時	380g	アルバニヤグリースRA
珪砂移送コンベヤ	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	中間メタル	補給	1ヶ月毎	適量	マルチロックグリース2
	駆動側軸受	補給	300~700h	9g	東レ シリコンSH44M
	従動側軸受	補給	300~700h	5g	東レ シリコンSH44M
不燃物移送コンベヤ1	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	中間メタル	補給	1ヶ月毎	適量	マルチロックグリース2
	駆動側軸受	補給	300~700h	9g	東レ シリコンSH44M
	従動側軸受	補給	300~700h	5g	東レ シリコンSH44M
不燃物移送コンベヤ2	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	減速機	入替	分解点検整備時	380g	アルバニヤグリースRA
不燃物ホッパ切出機	ローラーチェーン	補給	1ヶ月毎	適量	ハイグリース
	減速機サイクロ部	補給	1ヶ月毎	20g	マルチロックグリース2
		入替	6~7年毎	1765g	マルチロックグリース2

汚泥脱水機運転予定表

日付	曜日	月		火		水		木		金		土		日		月		火		最大	最低	
		朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕			
週間予定	汚泥貯留槽(1) [m ³]																				350	40
	汚泥貯留槽(2) [m ³]																				350	40
	分離液槽 [m ³]																				450	40
	分離液処理量 [m ³ /日]																				汚泥処理量と分離液流入量は同量	
	汚泥流入量 [m ³ /日]																					
	汚泥処理量 [m ³ /日]																					
	汚泥ケーキ量 [Kg/日]																					
翌日予定	発生汚泥量 [kg/日]																					
	汚泥貯留槽(1) [m ³]																			350	40	
	汚泥貯留槽(2) [m ³]																			350	40	
	分離液槽 [m ³]																			450	40	
	分離液処理量 [m ³ /日]																			貯留槽液位 = 液位 + 流入量 - 汚泥処理量		
	汚泥流入量 [m ³ /日]																					
	汚泥処理量 [m ³ /日]																					
当日区分	汚泥ケーキ量 [kg/日]																					
	発生汚泥量 [kg/日]																			350	40	
	汚泥貯留槽(1) [m ³]																			350	40	
	汚泥貯留槽(2) [m ³]																			450	40	
	分離液槽 [m ³]																			5	0	
	汚泥ホッパーレベル [m]																					
	汚泥流入量 [m ³ /日]																			汚泥ケーキ量 [kg/日] 汚泥処理1m ³ 当たりの発生量 × 汚泥処理量 [m ³ /日]		
	汚泥処理量 [m ³ /日]																			分離液槽液位 = 液位 + 流入量 - 汚泥処理量		
	分離液流入量 [m ³ /日]																					
	分離液処理量 [m ³ /日]																					
汚泥ケーキ量 [kg/日]																			繊維ケーキ量 [kg/日] 除渣し尿1m ³ 当たりの発生量 × 除渣し尿供給量 [m ³ /日]			
繊維ケーキ量 [kg/日]																						
発生汚泥量 [kg/日]																						
し渣発生量 [kg/日]																						

前処理運転予定表

日付	曜日	月		火		水		木		金		土		日		月		火		最大	最低	
		朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕			
週間予定	受入槽 [m ³]																				170	3
	中継槽 [m ³]																				80	3
	貯留槽 [m ³]																				520	40
	予備貯留槽(1) [m ³]																				390	40
	予備貯留槽(2) [m ³]																				390	40
	搬入量 [m ³ /日]																					
	除渣し尿供給量 [m ³ /日]																				原則として受入槽及び中継槽は毎日空にする事	
翌日予定	投入量 [m ³ /日]																					
	繊維ケーキ量 [kg/日]																					
	し渣発生量 [kg/日]																					
	受入槽 [m ³]																			170	3	
	中継槽 [m ³]																			80	3	
	貯留槽 [m ³]																			520	40	
	予備貯留槽(1) [m ³]																			390	40	
予備貯留槽(2) [m ³]																			390	40		
当日区分	搬入量 [m ³ /日]																			貯留槽液位 = 液位 - 投入量 + 除渣し尿供給量		
	除渣し尿供給量 [m ³ /日]																					
	投入量 [m ³ /日]																					
	繊維ケーキ量 [kg/日]																					
	し渣発生量 [kg/日]																					
	受入槽 [m ³]																			170	3	
	中継槽 [m ³]																			80	3	
貯留槽 [m ³]																			520	40		
予備貯留槽(1) [m ³]																			390	40		
予備貯留槽(2) [m ³]																			390	40		
搬入量 [m ³ /日]																			繊維ケーキ量 [kg/日] 除渣し尿1m ³ 当たりの発生量 × 除渣し尿供給量 [m ³ /日]			
除渣し尿供給量 [m ³ /日]																			除渣し尿供給量 = 搬入量 + 残量			
投入量 [m ³ /日]																						

前処理用水質分析結果

令和 年 月 日 ()

前処理分析結果					
受入槽			処理量1m ³ 当たりのし渣発生量[kg/m ³] (破砕液 [mg/ℓ] - 除渣液 [mg/ℓ]) ÷ (100 - 含水率 [%]) ÷ 10 = [kg/m ³] 処理量1m ³ 当たりの繊維ケーキ量[kg/m ³] (除渣液 [mg/ℓ] - 分離液 [mg/ℓ]) ÷ (100 - 含水率 [%]) ÷ 10 = [kg/m ³]		
破砕液 SS	[mg/ℓ]	回収率			
中継槽		[%]			
除渣液 SS	[mg/ℓ]				
繊維細砂(1)		回収率			
分離液 SS	[mg/ℓ]	[%]			
繊維細砂(2)		回収率			
分離液 SS	[mg/ℓ]	[%]			
し渣(1)		含水率			
含水率	[%]	60%以下			
し渣(2)		含水率			
含水率	[%]	60%以下			
繊維細砂(1)		ケーキ含水率			
ケーキ含水率	[%]	85%以下			
繊維細砂(2)		ケーキ含水率			
ケーキ含水率	[%]	85%以下			
1 系		2 系			
ドラムスクリーン	流量	[m ³ /h]	ドラムスクリーン	流量	[m ³ /h]
スクリュープレス	圧力	[MPa]	スクリュープレス	圧力	[MPa]
繊維細砂除去装置	流量	[m ³ /h]	繊維細砂除去装置	流量	[m ³ /h]
"	差速	[rpm]	"	差速	[rpm]
"	DAM	[番]	"	DAM	[番]

汚泥脱水分析結果					
汚泥貯留槽(1)		処理量1m ³ 当たりの汚泥ケーキ量[kg/m ³] (貯留槽 [mg/ℓ] - 分離液 [mg/ℓ]) ÷ (100 - 含水率 [%]) ÷ 10 = [kg/m ³]			
MLSS	[mg/ℓ]				
汚泥貯留槽(2)					
MLSS	[mg/ℓ]				
汚泥脱水(1)			回収率		
分離液 SS	[mg/ℓ]		[%]		
汚泥脱水(2)		回収率			
分離液 SS	[mg/ℓ]	[%]			
汚泥脱水(1)		ケーキ含水率			
ケーキ含水率	[%]	85%以下			
汚泥脱水(2)		ケーキ含水率			
ケーキ含水率	[%]	85%以下			
1 系		2 系			
汚泥脱水機	流量	[m ³ /h]	汚泥脱水機	流量	[m ³ /h]
"	差速	[rpm]	"	差速	[rpm]
"	添加率	[%]	"	添加率	[%]
"	DAM	[番]	"	DAM	[番]

灯油地下タンク点検記録（令和 年度）

灯油使用状況

	使用量	入荷量	差
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計	0	0	0

漏洩検知管の点検

月	日	点検状況	月	日	点検状況
4月	()		10月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	
5月	()		11月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	
6月	()		12月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	
7月	()		1月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	
8月	()		2月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	
9月	()		3月	()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	

年次点検実施状況

実施日	点検状況
月 日()
	詳細は別紙点検表

消防査察実施状況

実施日	指摘内容
月 日()

別記 1-1

製造所等定期点検記録表 (令和 年度)

令和 年 月 日()

事業所名	市川市衛生処理場				
所在地	市川市二俣新町15番地				
点検対象	製造所等の区分	地下タンク貯蔵所			
	設置許可 年月日・番号	平成 10 年 9 月 17 日 第 2362 号			
	完成検査年月日	平成 11 年 8 月 12 日			
	施設名又は 呼称番号	市川市衛生処理場			
	危険物の種類別、 品名(品目)、最大 貯蔵量又は最大 取扱量、倍数	第4類 第2石油類(灯油) 30KL 指定数量の倍数 30			
点検実施者	危険物取扱者	所 属	清掃部 クリーンセンター 衛生処理場		
		氏 名	印		
		免状の区分	乙 種 4 類	免状番号	
	危険物施設保安員	所 属			
		氏 名	印		
	上記以外の者	会 社 名			
		所 属			
		氏 名	印		
	立会危険物取扱者	所 属			
		氏 名	印		
		免状の区分		免状番号	
	点検年月日	令和 年 月 日	保存期限	令和 年 月 日	

別記 5

地下タンク貯蔵所点検表(令和 年度)

令和 年 月 日()

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
上部スラブ	亀裂、崩壊、不等沈下の有無	目視		
タンク本体	漏洩の有無	*注1		
通気管等	通気管	固定状況の適否	目視	
		腐食、損傷の有無	目視	
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視	
	安全装置	腐食、損傷の有無	目視	
		動作状況	取外し等による機能試験	
可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視		
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視	
		動作状況及び指示の適否	目視	
		指示状況	目視	
	圧力計	損傷の有無	目視	
		取付部のゆるみ等の有無	目視	
計量口	蓋の閉閉状況	目視		
	変形、損傷の有無	目視		
漏えい検査管	変形、損傷、土砂等堆積の有無	*注2		
漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
	警報装置の機能の適否	動作確認		
注入口	変形、損傷、の有無	目視		
	設置電極損傷の有無	目視		
	接地抵抗の適否	設置抵抗計による測定		
注入口ピット	亀裂、損傷、帯油、帯水、土砂等の堆積の有無	目視		
配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	*注1	
		変形、損傷の有無	目視	
		塗装状況及び腐食の有無	目視	
		固定の適否	目視	
	点検ボックス	亀裂、損傷、帯油、帯水、土砂等の堆積の有無	目視	
	バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視	
		閉閉機能の適否	目視	
電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
	防食電位(電流)の適否	電位計による測定		
ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視	
		変形、損傷の有無	目視	
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視	
		塗装状況及び腐食の有無	目視	
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等による。	
	ポンプアース	断線の有無	目視	
		取付部のゆるみ等の有無	目視	
		接地抵抗地の適否	設置抵抗計による測定	
	困い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷の有無	目視	
		帯油、帯水、土砂等の堆積の有無	目視	
建屋及び附属設備		屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視	
	換気・排気設備等の損傷の有無及び機能の適否	目視及び動作確認		
	照明設備の損傷の有無	目視		
電気設備	配線及び機器の損傷の有無	目視		
	機能の適否	動作確認		
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警報設備	損傷の有無	目視		
	機能の適否	動作確認		
その他				

注1 地下タンクの本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動タンク貯蔵所の漏れの点検にかかる運用上の指針について(平成16年3月18日消防危第33号)」により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

灯油地下タンク残量記録表

月	制 御 盤		検 量 棒		漏洩検知管 による点検	備 考
	運転前	運転後	運転前	運転後		
1 ()						
2 ()						
3 ()						
4 ()						
5 ()						
6 ()						
7 ()						
8 ()						
9 ()						
10 ()						
11 ()						
12 ()						
13 ()						
14 ()						
15 ()						
16 ()						
17 ()						
18 ()						
19 ()						
20 ()						
21 ()						
22 ()						
23 ()						
24 ()						
25 ()						
26 ()						
27 ()						
28 ()						
29 ()						
30 ()						
31 ()						

/ ()			/ ()			/ ()		
AM	PM	:	AM	PM	:	AM	PM	:
投入			投入			投入		
引抜			引抜			引抜		
分離			分離			分離		
/ ()			/ ()			/ ()		
AM	PM	:	AM	PM	:	AM	PM	:
投入			投入			投入		
引抜			引抜			引抜		
分離			分離			分離		

年度前処理月報 (月分)

日付	曜日	搬入量 [t]	ドラムスクリーン 流入量		繊維細砂除去装置 処理量		し滲発生量		繊維ケーキ量		汚泥脱水機 処理量		汚泥ケーキ量		繊維・汚泥 ケーキ 合計 [kg]	高分子 使用量 [L]	ポリ硝酸 使用量 [L]
			No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [kg]	No.2 [kg]	合計 [kg]			
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
稼働日数																	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働平均		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#

年度前処理年報

月	織入量 [t]	ドラムスクリーン 流入量			繊維細砂除去装置 処理量			し渣発生量			繊維クーキ量			汚泥脱水機 処理量			汚泥クーキ量			繊維・汚泥 クーキ 合計 [kg]	高分子 使用量 [L]	ホリ硝酸 使用量 [L]			
		No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]	No.1 [kg]	No.2 [kg]	合計 [kg]	No.1 [m ³]	No.2 [m ³]	合計 [m ³]				No.1 [kg]	No.2 [kg]	合計 [kg]
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
1																									
2																									
3																									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主処理設備機器点検表 (地下1階)

令和 年 月 日 ()

記入者:

No.	機 器 名	運転機器 No.	圧 力 kgf/cm ²	電流値 A	備 考
1	膜洗浄ポンプ				
2	雑排水ポンプ				
3	雑排水槽液位				m
4	再利用水ポンプ				
5	放流ポンプ				
6	放流水槽液位				m
7	逆洗ポンプ				
8	吸着塔原水ポンプ				
9	活性炭原水槽液位				m
10	活性炭処理水槽液位				m
11	分離液ポンプ				
12	分離液槽液位				m
13	投入ポンプ				
14	凝集膜循環ポンプ				
15	凝集分離原水槽液位				m
16	原水槽(A)液位				m
17	A系膜循環ポンプ				
18	原水槽(B)液位				m
19	B系膜循環ポンプ				
20	A系反応槽循環ポンプ				循環流量 m ³ /h
21	B系反応槽循環ポンプ				循環流量 m ³ /h
22	A系反応槽引抜ポンプ				引抜流量 m ³ /h
23	反応槽(A)液位				m
24	B系反応槽引抜ポンプ				引抜流量 m ³ /h
25	反応槽(B)液位				m
26	A系曝気ブロー				
27	B系曝気ブロー				
28	A系ガス攪拌ブロー				
29	B系ガス攪拌ブロー				
30	攪拌ブロー				

主処理設備機器点検表 (1階・2階)

令和 年 月 日 ()

記入者:

項目名		現在値		備考			
放流水pH				基準 : 5.8 ~ 8.6			
残留塩素濃度 mg/l				基準 : 400 ~ 500			
酸洗浄塔pH				基準 : 2.0 ~ 2.2			
アルカリ洗浄塔pH				基準 : 9.6 ~ 9.8			
項目名		1A	2A	3A	1B	2B	3B
生物膜	入口流量 m3/h						
	入口圧力 MPa						
	出口圧力 MPa						
	透過流量 m3/h						
項目名		1		2		3	
凝集膜	入口流量 m3/h						
	入口圧力 MPa						
	出口圧力 MPa						
	透過流量 m3/h						
ポンプ名		運転No.	操作切替		備考		
中和槽用苛性ソーダポンプ			自動・手動				
脱臭用苛性ソーダポンプ			自動・手動				
硫酸バンド注入ポンプ			中央・現場		No.2送り先: A系・B系		
			中央・現場				
脱臭用酸注入ポンプ			自動・手動				
消毒用次亜注入ポンプ			自動・手動				
脱臭用次亜注入ポンプ			自動・手動				
メタノール注入ポンプ			ON 分・OFF 分				
			ON 分・OFF 分				
機器名		運転No.	運転状態	電流値(A)	備考		
反応槽冷却水循環ポンプ			運転・停止		No.2送り先: A系・B系		
			運転・停止				
ロータリーアトマイザー		A-1	運転・停止				
		A-2	運転・停止				
		A-3	運転・停止				
		A-4	運転・停止				
		B-1	運転・停止				
		B-2	運転・停止				
		B-3	運転・停止				
		B-4	運転・停止				

薬品・水道使用量記録表

単位: m³

	苛性ソーダ			硫酸バンド			次亜塩素酸ソーダ		硫酸		水道	
	No.1	No.2	備考	No.1	No.2	備考	残量	備考	残量	備考	量水器目盛	使用量
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計												

週間調整表

M L S S	A							日	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	(日)	(月)
	B															
記録	受															
	中															
	貯															
	予①															
	予②															
	計															
	搬入															残量
	投入															t
	汚泥															
	分離															
計算	返送	A														
		B														
	引抜	A														
		B														
		凝														
		計														
	分離	A														
		B														
	雑排	A														
		B														

メンテナンス記録表

機器名	油脂名	充填量	回数	周期	実施日														
放流ポンプ 逆洗ポンプ 吸着塔原水ポンプ 反応槽循環ポンプ 冷却水循環P	マルチパーパス2号	10g~20g/台	7回	3ヶ月															
生物膜循環ポンプ	マルチパーパス2号	ポンプ側: 10g ベルト側: 40g	ポンプ側: 5回 ベルト側: 14回	3ヶ月															
凝集膜循環ポンプ	マルチパーパス2号	ポンプ側: 20g ベルト側: 50g	ポンプ側: 7回 ベルト側: 17回	3ヶ月															
	マルテンブSRL-3	モータ側: 70g	モータ側: 20回	3ヶ月															
反応槽循環ポンプ	パーマ	2個/台		3ヶ月															
薬注ポンプ	ギヤオイル80	0.18ℓ/台		6ヶ月															
曝気ブロウ	RO100	1.2ℓ+1.4ℓ/台		6ヶ月															
攪拌ブロウ	RO100	1.7ℓ/台		6ヶ月															
	マルチノックウレア	110g/台																	
ガス攪拌ブロウ	RO100	0.4ℓ/台		6ヶ月															
	マルチノックウレア	16g/台																	
プロセス用水ポンプ	RO46	0.19ℓ/台		6ヶ月															
混和凝集槽攪拌機	RO150	1.4ℓ/台		6ヶ月															

膜 洗 浄 予 定 表

日	曜日	生 物 膜						凝 集 膜						令和 年 月分
		A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	B-3	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	B-3	クリーンチーム 投入量(袋)
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														

※ 水洗浄：ミ アルカリ洗浄：ア 酸洗浄：サ 水リンス：リ

【電気設備】

受電日誌

主任技術者	計測者

測定日 令和 年 月 日 () 天候

気温 _____ °C 湿度 _____ % 測定時間: _____ 時 _____ 分

電 気 室										
取引用 計器盤	買電	乗率 2400 (: データ)			200V 高压 配電盤 (2)	変圧器 一次側	電流 (A)	R		
		全日電力量 (kWh)						S		
		力測用電力量 (kWh)	ト-ル力率					T		
		力測用無効電力量 (kvarh)			200V 動力 変圧器盤		温度 (°C)			
		最大需要電力 (kW)								
高压受電盤	受電電圧 (V)	RS		200V 動力 主幹盤		電圧 (V)	RS			
		ST					ST			
		TR					TR			
	受電電流 (A)	R			電流 (A)	R				
		S				S				
		T				T				
	電力 (kW)				非常用 変圧器盤		電力 (kW)			
	力率	cosφ						温度 (°C)		
1日換算	受電電力量 (kWh)			非常用動力 主幹盤	動力系	電圧 (V)	RS			
No.1 400V 高压 配電盤 (1)	変圧器 一次側	電流 (A)	R					ST		
			S			TR				
			T			電流 (A)	R			
No.1 400V 動力変圧器盤	温度 (°C)				S					
					T					
					電力 (kW)					
No.1 400V 動力主幹盤	電圧 (V)	RS		照明系		電圧 (V)	RO			
		ST					OS			
		TR					SR			
	電流 (A)	R			電流 (A)	R				
		S				O				
	T			S						
電力 (kW)					電力 (kW)					
No.2 400V 高压 配電盤 (1)	変圧器 一次側	電流 (A)	R		照明 変圧器盤	温度 (°C)				
			S							
			T							
No.2 400V 動力変圧器盤	温度 (°C)			照明 主幹盤		電圧 (V)	RO			
							OT			
							TR			
No.2 400V 動力主幹盤	電圧 (V)	RS		電流 (A)	R					
		ST			O					
		TR			T					
	電流 (A)	R								
		S								
	T									
電力 (kW)					電力 (kW)					
警報 有・無										
主処理1 V A 受入設備 V A 脱臭設備 V A										
主処理2 V A 汚泥脱水 V A 高度処理 V A										
非常設備 V A 汚泥焼却 V A										

D C S (: データ)									
受電電圧 (V)		受電電力量 (pulse)		200V非常用動力電圧 (V)					
受電電流 (A)				200V非常用動力電流 (A)					
受電電力 (kW)		照明用変圧器二次側電圧 (V)		200V非常用動力電力 (kW)					
受電力率		照明用変圧器二次側電流 (A)		100V非常用照明電圧 (V)					
		照明用変圧器二次側電力 (kW)		100V非常用照明電力 (kW)					
No.1 400V動力一次側電流 (A)		200V動力一次側電流 (A)							
No.1 400V動力二次側電圧 (V)		200V動力二次側電圧 (V)							
No.1 400V動力二次側電流 (A)		200V動力二次側電流 (A)		無停電電源装置交流電圧 (V)					
No.1 400V動力二次側電力 (kW)		200V動力二次側電力 (kW)		無停電電源装置交流電流 (A)					
No.2 400V動力一次側電流 (A)		非常用発電機電圧 (V)		無停電電源装置直流電圧 (V)					
No.2 400V動力二次側電圧 (V)		非常用発電機電力 (kW)		無停電電源装置直流電流 (A)					
No.2 400V動力二次側電流 (A)		非常用発電機周波数 (Hz)		無停電電源装置出力電圧 (V)					
No.2 400V動力二次側電力 (kW)		非常用発電機電流 (A)		無停電電源装置出力電流 (A)					

主任技術者

電気設備日常点検表

令和 年 月

直流電源装置														
日	交流電圧 (V)			交流電流 (A)			直流電圧 (V)			警報	直流電流 (A)	負荷電流 (A)	備考	計測者
	R	S	T	R	S	T	整流器	蓄電池	負荷					
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														

無停電電源装置											
日	インバータ電圧 (V)	周波数 (Hz)	バイパス電圧 (V)	周波数 (Hz)	出力電流実効値 (A)	出力電流ピーク値 (A)	直流電圧 (V)	故障	備考	計測者	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

発電機点検記録

主任技術者	計測者

維持点検表		点検年月日	年	月	日 (曜日)	時	分	
運 転 前	燃料油面の点検	自動補給	<input checked="" type="checkbox"/>	適量	<input type="checkbox"/>	不足		
	水漏れ、油漏れの有無		<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	エンジンオイルレベルの点検		<input checked="" type="checkbox"/>	適量	<input type="checkbox"/>	不足	(補給量)	
	表示灯の点検	制御電源、充電表示灯他の点検確認	<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	スイッチの選定条件点検	主回路NFB等のスイッチ 操作選択スイッチ	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	保温ヒータの作動の点検	定位 手で触れて温かいことを確認	<input type="checkbox"/>	入	<input checked="" type="checkbox"/>	切		
	冷却水元バルブ (開) の点検		<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	バッテリーの点検	外観の異常はないか 充電電圧、バッテリー電圧は	<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり	(充電電圧 V) (バッテリー電圧 V) (充電電流 A)	
	保守運転の方法		<input type="checkbox"/>	全自動方式	<input type="checkbox"/>	押しボタン方式		
	始動はスムーズにいったか		<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり	(電圧確立まで 秒)	
運 転	エンジン計器の指示は	指示不良はないか 電流計、電圧計、周波数計等の指示	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり	(電圧 V) (電流 A) (周波数 Hz) (回転数 r p m) (潤滑油圧力 kg/cm ²)	
		電源切り替えは実施したか	<input type="checkbox"/>	実施	<input type="checkbox"/>	未実施		
	運転中に異常振動、異臭はないか		<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	運転中に水漏れ、油漏れはないか		<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	冷却水排出は順調か	長時間運転による排水確認	<input type="checkbox"/>	実施	<input type="checkbox"/>	未実施		
			<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
	停止方法は		<input type="checkbox"/>	全自動方式	<input type="checkbox"/>	押しボタン方式		
	停止はスムーズにいったか	運転時間は 総計運転時間表示は (指示値×1)	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり	(運転時間 分) (総計 時間)	
	運 転 後	燃料の補給	自動補給	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり	
		スイッチの選定は	定位確認	<input type="checkbox"/>	自動	<input type="checkbox"/>	手動	
バッテリーの電圧は				(充電電圧 V)				
不具合事項は何かあったか			<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	異常あり		
その他所見								
次回点検予定日		(自動運転設定 4週間後月曜日10:00) 月 日						

注記：積算時間計の時間表示

エンジンの回転数により計数が異なります。下表を見て換算してください。

回転数 (r p m)	指示値 × 1
1 5 0 0	1
1 8 0 0	0.83
2 3 3 5	1.28
2 8 0 0	1.07
3 0 0 0	1
3 6 0 0	0.83

電気設備月例点検記録

令和 年 月 日

電気主任技術者

点検対象設備	項目	点検結果	
受変電設備	断路器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	遮断器、開閉器類	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	母線	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	受電用変圧器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	計器用変成器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	避雷器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	配電盤	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	電力用コンデンサ	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	蓄電池	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
配電設備	断路器、遮断器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	配電用変圧器	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	その他付属設備	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	電線及び支持物	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	ケーブル	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
負荷設備	電動機その他回転機	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	電熱乾燥装置	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	照明設備	(省略)	
	配線及び配線器具	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
発電設備	原動機関係	別紙による	
	発電機関係		
その他		<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり

場 長	電気主任技術者

別表 2 (高3)

点検年月日： 令和 年 月 日

【高圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検			備考
		点検項目	チェック欄	点検方法	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器 引込線等 (架空電線、 支持物、 ケーブル)	外観点検		1. 区分開閉器、制御箱 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱 2. キャビネット等 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、結露、 施錠状態 3. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との隔離 4. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐食、傾斜 5. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、 腐食、他物との隔離 6. 接続箇所 変色、過熱、異臭 7. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 8. マンホール 損傷 9. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	
	断路器	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	
	遮断器 開閉器	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示	
	電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ リアクトル 避雷器 母線 その他の高圧機器	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示 5. ヒューズ 溶断 6. 母線等 他物との隔離	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	変圧器	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示	
		漏洩電流測定		B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
	配電盤 制御回路	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、 指示・点灯状態	
		電圧・ 負荷電流測定		指示計器電圧、負荷電流測定	
受電設備の 建物・室 キュービクルの 金属箱	外観点検		1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、換気、 照度不足、雨漏り、 雨雪浸入、小動物等 侵入の有無、 鍵の状態、塗装剥離、 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐食 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態		
接地装置	外観点検		1. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態		

配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検		1. 架空電線 損傷、たるみ、他物との隔離 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐食、傾斜 3. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、腐食、他物との隔離	4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検		受電設備に準じる	
	接地装置	外観点検		受電設備に準じる	
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、損傷、外れ、腐食、漏水	4. 潤滑油装置 油量、損傷、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気・圧力 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食、異音、漏気 ※始動用蓄電池の点検は、蓄電池設備に準じる
		始動停止試験		1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力	
非常用予備発電装置	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検		1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状態、排気ガスの状態、換気、圧力	
		発電電圧・周波数測定		指示計器電圧、周波数測定	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検		受電設備に準じる	
		その他		受電設備に準じる	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態	
		液量点検		液量確認	
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検		1. 充電装置 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態	3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態
負荷設備	配線、配線機器 その他の低圧機器 接地装置	外観点検		1. 配線 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、他物との隔離 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態 3. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態	4. 分電盤、操作盤等 操作・点検用スペースの適否 5. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態

別表 2 (低 3)

【低圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検			備考	
		点検項目	チェック欄	点検方法		
引込配線	引込線等	外観点検		1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との隔離		
配電設備	配電線路 (架空電線、 支持物、 ケーブル)	外観点検		1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との隔離 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐食、傾斜 3. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、 腐食、他物との隔離 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭	5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	
	遮断器、開閉器 低圧変圧器 計器用変成器 コンデンサ	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 遮断機、開閉器等 開閉表示 3. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、 指示・点灯状態	4. 接続箇所 変色、過熱 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	
	接地装置	外観点検		1. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、 腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、 損傷、外れ、腐食、 漏水	4. 潤滑油装置 油量、損傷、外れ、 腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、 空気貯蔵槽の漏気・圧力 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食、異音、漏気 ※始動用蓄電池の点検は、 蓄電池設備に準じる	
		始動停止試験		1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、 排気ガスの状態、換気、圧力		
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検		1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状態、 排気ガスの状態、換気、圧力		
		発電電圧・ 周波数測定		指示計器電圧、周波数測定		
遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検		1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 遮断機、開閉器等 開閉表示 3. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、 指示・点灯状態	4. 接続箇所 変色、過熱 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態		

蓄電池設備	蓄電池	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態		
		液量点検	液量確認		
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	1. 充電装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態	3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	
負荷設備	配線、配線機器 その他の低圧機器 接地装置	外観点検	1. 配線 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 他物との隔離 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 3. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態	4. 分電盤、操作盤等 操作・点検用 スペースの適否 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	

月間作業計画実績表

年 月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
開機日																																				
【前処理・取水】																																				
ポンプ機器切替	予定																																			
	実績																																			
メンテナンス (オイル・グリース)	予定																																			
	実績																																			
沈砂槽 清掃	予定																																			
	実績																																			
機械部砂除去装置 清掃	予定																																			
	実績																																			
新設水機 清掃	予定																																			
	実績																																			
スクリーンブレス 清掃	予定																																			
	実績																																			
フィルター 清掃	予定																																			
	実績																																			
【主処理】																																				
機器切替	予定																																			
	実績																																			
水分計洗浄、校正	予定																																			
	実績																																			
中和・凝和薬劑計	予定																																			
	実績																																			
反応槽pH、ORP計	予定																																			
	実績																																			
攪拌槽ORP計	予定																																			
	実績																																			
放流次pH、脱臭装置計	予定																																			
	実績																																			
反応槽計量タンク清掃	予定																																			
	実績																																			
酸・アルカリ洗浄液水入替	予定																																			
	実績																																			
潤滑油交換	予定																																			
	実績																																			
各フロア 清掃	予定																																			
	実績																																			
特記事項・工事予定																																				

別紙13 市備品リスト

※備品シール貼付済み(旧備品シールのみ貼付してある物は備品対象外)

分類番号	分類名	備品番号	品名	規格	使用(保管)場所	備考
0101004	OA用机	0900000730	OA用机		水質	事務用机
0101005	片袖机	401053128	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053129	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053130	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053131	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053132	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053133	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053134	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053135	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053136	片袖机		事務室	9台
0101005	片袖机	401053137	片袖机		中央	
0101005	片袖机	401053138	片袖机		中央	
0101005	片袖机	401053139	片袖机		中央	3台
0101005	片袖机	401053140	片袖机		前処理	
0101005	片袖机	401053141	片袖机		焼却	
0101005	片袖机	401053142	片袖机		事務室	
0101005	片袖机	401053143	片袖机		焼却	
0101005	片袖机	401053144	片袖机		事務室	
0101015	卓子(テーブル)	401053145	卓子(テーブル)		食堂	6人用1
0101015	卓子(テーブル)	401053146	卓子(テーブル)		食堂	6人用2
0101015	卓子(テーブル)	401053147	卓子(テーブル)		食堂	6人用3
0101015	卓子(テーブル)	401053148	卓子(テーブル)		食堂	6人用4
0101015	卓子(テーブル)	401053149	卓子(テーブル)		食堂	4人用1
0101015	卓子(テーブル)	401053150	卓子(テーブル)		食堂	4人用2
0101015	卓子(テーブル)	401053151	卓子(テーブル)		食堂	低テーブル1
0101015	卓子(テーブル)	401053152	卓子(テーブル)		食堂	低テーブル2
0101015	卓子(テーブル)	401053153	卓子(テーブル)		食堂	低テーブル3
0101015	卓子(テーブル)	401053154	卓子(テーブル)		2F 休憩室	大テーブル1
0101015	卓子(テーブル)	401053155	卓子(テーブル)		2F 休憩室	大テーブル2
0101015	卓子(テーブル)	401053156	卓子(テーブル)		2F 休憩室	低テーブル1
0101015	卓子(テーブル)	401053157	卓子(テーブル)		事務室	キャスター付(プリンタ台)
0101015	卓子(テーブル)	401053158	卓子(テーブル)		1F 資料室	キャスター付(プリンタ台)
0101015	卓子(テーブル)	401053159	卓子(テーブル)		1F 資料室	キャスター付(プリンタ台)
0101016	長机	401053160	長机		2F 大会議室	32台
0101016	長机	401053161	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053162	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053163	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053164	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053165	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053166	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053167	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053168	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053169	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053170	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053171	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053172	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053173	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053174	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053175	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053176	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053177	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053178	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053179	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053180	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053181	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053182	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053183	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053184	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053185	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053186	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053187	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053188	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053189	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053190	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053191	長机		2F 大会議室	
0101016	長机	401053192	長机		1F 会議室	

別紙13 市備品リスト

※備品シール貼付済み(旧備品シールのみ貼付してある物は備品対象外)

分類番号	分類名	備品番号	品名	規格	使用(保管)場所	備考
0101016	長机	401053193	長机		事務室	打合せ机1
0101016	長机	401053194	長机		事務室	打合せ机2
0101016	長机	401053195	長机		事務室	打合せ机3
0101016	長机	401053196	長机		事務室	打合せ机4
0101016	長机	401053197	長机		前処理監視室	
0101016	長机	401053198	長机		中央監視室	
0101016	長机	401053199	長机		処理棟 工作室	
0101016	長机	900000725	長机		水質	
0102015	長椅子	401053205	長椅子		1F ロビー	
0102015	長椅子	401053206	長椅子		食堂	2脚
0102015	長椅子	401053207	長椅子		食堂	
0102015	長椅子	401053208	長椅子		2F 休憩室	5脚
0102015	長椅子	401053209	長椅子		2F 休憩室	
0102015	長椅子	401053210	長椅子		2F 休憩室	
0102015	長椅子	401053211	長椅子		2F 休憩室	
0102015	長椅子	401053212	長椅子		2F 休憩室	
0102017	肘付回転椅子	401053213	肘付回転椅子		1F 会議室	9脚
0102017	肘付回転椅子	401053214	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053215	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053216	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053217	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053218	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053219	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053220	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102017	肘付回転椅子	401053221	肘付回転椅子		1F 会議室	
0102018	肘なし椅子	401053222	肘なし椅子		2F 大会議室	94脚
0102018	肘なし椅子	401053223	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053224	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053225	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053226	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053227	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053228	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053229	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053230	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053231	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053232	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053233	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053234	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053235	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053236	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053237	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053238	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053239	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053240	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053241	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053242	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053243	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053244	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053245	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053246	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053247	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053248	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053249	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053250	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053251	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053252	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053253	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053254	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053255	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053256	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053257	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053258	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053259	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053260	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053261	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053262	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053263	肘なし椅子		2F 大会議室	
0102018	肘なし椅子	401053264	肘なし椅子		2F 大会議室	

別紙13 市備品リスト

※備品シール貼付済み(旧備品シールのみ貼付してある物は備品対象外)

分類番号	分類名	備品番号	品名	規格	使用(保管)場所	備考
0102018	肘なし椅子	401053333	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053334	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053335	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053336	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053337	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053338	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053339	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053340	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053341	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053342	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053343	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053344	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053345	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053346	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053347	肘なし椅子		食堂	
0102018	肘なし椅子	401053348	肘なし椅子		事務室	11脚
0102018	肘なし椅子	401053349	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053350	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053351	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053352	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053353	肘なし椅子		事務室	シールコピー貼付
0102018	肘なし椅子	401053354	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053355	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053356	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053357	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053358	肘なし椅子		事務室	
0102018	肘なし椅子	401053359	肘なし椅子		中央監視室	4脚
0102018	肘なし椅子	401053360	肘なし椅子		中央監視室	
0102018	肘なし椅子	401053361	肘なし椅子		中央監視室	
0102018	肘なし椅子	401053362	肘なし椅子		中央監視室	
0102018	肘なし椅子	401053363	肘なし椅子		2F 見学コーナー	ロボットガイドス用
0102018	肘なし椅子	401053364	肘なし椅子		1F 会議室	3脚
0102018	肘なし椅子	401053365	肘なし椅子		1F 会議室	
0102018	肘なし椅子	401053366	肘なし椅子		1F 会議室	
0102018	肘なし椅子	401012325	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	8脚
0102018	肘なし椅子	401012326	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012327	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012328	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012329	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012330	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012331	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102018	肘なし椅子	401012332	肘なし椅子	ITO 青ビニールレザー	事務室	
0102020	丸椅子	900000728	丸椅子		水質	事務用回転椅子(黒)
0102023	職員用肘付回転椅子	401053367	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	事務室8脚
0102023	職員用肘付回転椅子	401053368	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	401053369	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	焼却監視室	焼却監視室3脚
0102023	職員用肘付回転椅子	401053370	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	401053371	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	401053372	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	401053373	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	401053374	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-V	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011501	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011502	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	焼却監視室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011503	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	焼却監視室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011504	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	前処理監視室	前処理監視室4脚
0102023	職員用肘付回転椅子	600011505	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	事務室	事務室3脚
0102023	職員用肘付回転椅子	600011506	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	前処理監視室	シール無し
0102023	職員用肘付回転椅子	600011507	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	事務室	シール無し
0102023	職員用肘付回転椅子	600011508	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	前処理監視室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011509	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	事務室	
0102023	職員用肘付回転椅子	600011510	職員用肘付回転椅子	コクヨ CR-G201F4VN64-VN(青椅子)	前処理監視室	
0102023	職員用肘付回転椅子	1000000381	職員用肘付回転椅子	コクヨ GR-211F4VR64-V	水質(倉庫内)	グレー布張り
0104001	衣類ロッカー	401053375	衣類ロッカー		2F 大会議室	倉庫内
0104001	衣類ロッカー	401053376	衣類ロッカー		1F ロビー	下駄箱前
0104013	ファイリングキャビネット	401053379	ファイリングキャビネット		事務室	
0104013	ファイリングキャビネット	401053380	ファイリングキャビネット		事務室	
0104013	ファイリングキャビネット	401053381	ファイリングキャビネット		事務室	
0104014	マップロッカー	401053382	マップロッカー		書庫	

別紙13 市備品リスト

※備品シール貼付済み(旧備品シールのみ貼付してある物は備品対象外)

分類番号	分類名	備品番号	品名	規格	使用(保管)場所	備考
0104015	薬品保管庫	401053383	薬品保管庫		水質	薬品庫内・スチール青
0104015	薬品保管庫	401053384	薬品保管庫		水質	薬品庫内・スチール青
0104015	薬品保管庫	401053385	薬品保管庫		水質	薬品庫内・スチール青
0104015	薬品保管庫	900000726	薬品保管庫		水質	入口左
0105008	下駄箱	401053386	下駄箱		処理棟入口	
0106002	演台	401053387	演台		2F 大会議室	
0106003	演壇	401053388	演壇		2F 会議室	2台で一式
0106011	作業台	900000727	作業台		水質	
0106011	作業台	0900000776	作業台	DWC-1200F1 ユニオン キャスター付移動作業台	工作室	
0106012	実験台	401053389	実験台		水質	8台
0106012	実験台	0900000744	実験台	G1-CL42-B1T 中央実験台	水質	
0106012	実験台	0900000745	実験台	SW1-A18 サイド実験台	水質	
0106012	実験台	0900000746	実験台	SW1-B15 サイド実験台	水質	
0106012	実験台	0900000747	実験台	S1-PF15L サイド実験台	水質	
0106012	実験台	0900000748	実験台	S1-PK15R サイド実験台	水質	
0106012	実験台	0900000749	実験台	S1-FA12 サイド実験台	水質	
0106012	実験台	0900000750	実験台	VB-A9 サイド実験台	水質	
0106016	テレビ台	401053390	テレビ台		1F 会議室	
0107004	傘立	401053391	傘立		管理棟・正面玄関	丸型
0107014	スリッパ立	401053392	スリッパ立		管理棟・正面玄関	
0107014	スリッパ立	401053393	スリッパ立		管理棟・通用口	
0107014	スリッパ立	401053394	スリッパ立		処理棟・玄関	
0107017	チェーンスタンション	401053395	チェーンスタンション		1F 管理棟廊下	6本(立入防止用支柱)
0107017	チェーンスタンション	401053396	チェーンスタンション		2F 見学コーナー	
0107017	チェーンスタンション	401053397	チェーンスタンション		1F 管理棟廊下	
0107017	チェーンスタンション	401053398	チェーンスタンション		2F 見学コーナー	
0107017	チェーンスタンション	401053399	チェーンスタンション		1F 管理棟廊下	
0107017	チェーンスタンション	401053400	チェーンスタンション		2F 見学コーナー	
0107020	灰皿	401053401	灰皿		管理棟1F倉庫	
0402003	皿ばかり	900000741	皿ばかり	BW4200H 電子上皿天秤	水質	
0402007	天びんばかり	0900000737	天びんばかり	AW220 電子分析天秤	水質	
0404002	温湿度計	0900000777	温湿度計	2451-01 YEW デジタル温湿度計	2F 電気室	
0404014	風速計	0900000778	風速計	SK-27V 佐藤 熱線風速計	2F 電気室	
0405003	クランプメーター	0900000786	クランプメーター	2413F 共立	2F 電気室	
0405006	抵抗計	401053404	抵抗計		2F 電気室	
0405006	抵抗計	0900000780	抵抗計	ET-5 接地抵抗計	2F 電気室	
0405007	電圧計	0900000788	電圧計	3030-10 テスター	2F 電気室	
0405008	電流計	401053405	電流計		2F 電気室	
0405008	電流計	0900000787	電流計	5100A 共立 1ペン記録計	2F 電気室	
0406009	残留塩素測定器	401053408	残留塩素測定器		水質	
0406027	分光光度計	900000719	分光光度計	UV-1600	水質	
0406034	有害ガス検知器	900000130	有害ガス検知器	GX-2003タイプB 浮子式ガス採集器(8m)・ プロテクトカバー・充電器含	事務室ロッカー	
0406034	有害ガス検知器	900001018	PHメーター	F52S	前処理	
0501064	送風器	401053412	送風器		処理棟	サーキュレーター
0502003	攪拌機	1000007903	攪拌機	(株)スギヤマゲン シェーカー本体 EL 分液ロートホルダー(6本)EL-01	水質	倉庫内
0502008	恒温(水)槽	900000722	恒温(水)槽	COD-8EL ウォーターバス	水質	
0502008	恒温(水)槽	900000729	恒温(水)槽		水質	
0502010	試験管乾燥器	900000717	試験管乾燥器	ENS-114S 定温乾燥器	水質	
0502010	試験管乾燥器	900000724	試験管乾燥器	SKM-115S 乾熱滅菌器	水質	
0502017	水浴器	401053416	水浴器		水質	
0502018	窒素定量装置	900000721	窒素定量装置	P-26-6EL 窒素蒸留装置	水質	
0502019	窒素分解装置	0900000736	窒素分解装置	KJ-6HT 熱分解装置	水質	
0502021	超音波洗浄機	401053418	超音波洗浄機		水質	
0502021	超音波洗浄機	401053419	超音波洗浄機		水質	
0502021	超音波洗浄機	900000742	超音波洗浄機	W-231H 超音波洗浄装置	水質	倉庫内
0502022	定温器	900000716	定温器	BITEC-400 低温恒温器	水質	
0502025	電動マッフル炉	900000718	電動マッフル炉	ETR-28K	水質	倉庫内
0502025	電動マッフル炉	1200006792	電動マッフル炉	ヤマト科学(株) FP310(電源プラグ付き)	水質	
0506004	遠心分離器	0900000739	遠心分離器	SPN-400 多本架遠心機	水質	
0506007	加熱器	0900000740	加熱器	TAFS マントルヒーター	水質	倉庫内
0506026	純水製造装置	0900000738	純水製造装置	GSH-200	水質	
0506044	ポンプ	401053431	ポンプ	荏原 PONTOS717	1F 処理棟倉庫	シール無し
0506044	ポンプ	0900000753	ポンプ	CS-400 寺田 ステンレス水中ポンプ	1F 処理棟倉庫	シール無し
0506056	アスピレーター	0900000785	アスピレーター	SA-30 循環式アスピレーター	水質	入口
0601011	テレビ	1000000054	テレビ	東芝40型液晶テレビ40A9500形	1F 会議室	
0601011	テレビ	1000000055	テレビ	東芝40型液晶テレビ40A9500形	2F 大会議室	
0601012	ビデオデッキ	401053438	ビデオデッキ		1F 会議室	

別紙13 市備品リスト

※備品シール貼付済み(旧備品シールのみ貼付してある物は備品対象外)

分類番号	分類名	備品番号	品名	規格	使用(保管)場所	備考
1201024	コンプレッサー	0900000770	コンプレッサー	PA800S 日立 軽搬型ペビコン	工作室	
1201041	電気ドリル	401053440	電気ドリル	BOSCH	工作室	
1201041	電気ドリル	0900000763	電気ドリル	D13TA 日立	工作室	
1201042	電気鋸	0900000768	電気鋸	CR-17Y 日立 電子セーバーソー(バイス付)	工作室	
1201042	電気鋸	0900000769	電気鋸	GJ-65VC(K) 日立 電動ジグソー ケース付	工作室	
1201048	電動グラインダー	401053442	電動グラインダー	PDA-100E	工作室	シール無し
1201048	電動グラインダー	0900000765	電動グラインダー	PDA-100D	工作室	
1201048	電動グラインダー	0900000766	電動グラインダー	GR-26 据置型	工作室	
1201060	発電機	401053443	発電機		1F 処理棟倉庫	
1201067	ボール盤	900000762	ボール盤	ESD-460 遠洲 卓上ボール盤	工作室	
1201068	丸鋸盤	401053444	丸鋸盤		工作室	
1201072	溶接機	0900000755	溶接機	BS-300M ダイデン 小型アーク溶接機	工作室	
1201072	溶接機	0900000756	溶接機	51型1300W 松井 塩ビ溶接機	工作室	
1201083	高圧洗浄機	401053445	洗浄機		1F 処理棟倉庫	
1201083	高圧洗浄機	900000751	洗浄機	KYC-300EH2 洗浄機(エンジン型)	1F 処理棟倉庫	
1201083	高圧洗浄機	900000752	洗浄機	HC-100 高圧洗浄機	1F 処理棟倉庫	
1202029	排水管掃除機	1500000336	排水管掃除機	アサダ・ドレンクリーナーH-150(品番:DH150)	1F 処理棟倉庫	
1202035	ハンドブリケーター	1000000260	ハンドブリケーター	グリス用ルブリケーター ヤマダコーポレーションSKR-66	2F 処理棟	
1304003	運搬車	401053449	運搬車		1F 処理棟倉庫	
1304003	運搬車	0900000757	運搬車	306SS バンラック ハンドトラック	工作室	
1304003	運搬車	0900000759	運搬車	THP-103 カントー ハンドラー	1F 処理棟	電動式
1304007	リヤカー	0900000758	リヤカー	NS-8-A1 アルミ折りたたみ式	車庫棟	
1306008	フォーク	0900000760	フォーク	PLW-D650-25 をくだ屋 バッテリー式パワーリフター	1F 処理棟	リフト
1404015	防毒マスク	401053450	防毒マスク	送風機 HM-12	2F 処理棟保管庫	
1404015	防毒マスク	401053451	防毒マスク	送風機 HM-12	2F 処理棟保管庫	
1404015	防毒マスク	401053452	防毒マスク	面体・エアラインホース	2F 処理棟保管庫	シール無し
1404015	防毒マスク	401053453	防毒マスク	面体・エアラインホース	2F 処理棟保管庫	シール無し
1901002	国旗	401053454	国旗		事務室・ロッカー	
2001008	サーキュレーター	401053455	サーキュレーター		1F 処理棟	送風機
2001011	扇風機	0900000775	扇風機	FS-50FS-1V スイデン 大型扇風機	1F 処理棟	
2005049	掃除機	900000772	掃除機	SMV-101AT 作業用クリーナー	1F 処理棟倉庫	
2005049	掃除機	900000771	掃除機	SQ-K101SC スイデン	1F 処理棟倉庫	

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
1. 受入貯留設備													
M-1	2	基	-	2013			法定点検		● 法定実施		法定点検		法定点検
M-2	2	基	-	2013			法定点検		法定点検		法定点検		法定点検
M-3	1	式	-	2012					● PC交換				
M-4	1	基	-	1999					●				
M-5	1	台	-	1999									
M-6	1	台	-	1999					● ストレーナ含む				
M-7	3	台	有	1999	1	●	●	●	●	●	●	●	●
					2	●	●	●	●	●	●	●	●
					3	●	●	●	●	●	●	●	●
M-8	2	台	-	1999	1	●		●		●		●	
					2		●		●		●		●
M-9	2	台	-	1999	1	●		●		●		●	
					2		●		●		●		●
M-10	1	台	-	1999		●		●		●		●	
M-11	1	台	-	1999		●				●			
M-12	3	台	有	1999	1			●			●		
					2			●			●		
					3	●			●			●	
M-13	2	台	有	1999	1					●			
					2					●			
M-14	2	台	-	1999	1								
					2								
M-15	3	台	有	1999	1					●			
					2					●			
					3	●					●		
M-16	2	台	有	1999	1			●			●		
					2	●			●				
M-17	3	台	有	1999	1	●				●			
					2				●			●	
					3						●		
M-18	2	台	有	1999	1	●					●		
					2						●		
M-19	3	台	有	2019	1			●			●		
					2			●			●		
					3			●			●		
M-20	1	台	-	1999				●				●	

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	
2. 主処理設備 (水処理)															
M-21	ローリタマザ	10	台	有	1999	A-1	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						A-2	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						A-3	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						A-4	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						A-5									
						B-1	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						B-2	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						B-3	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						B-4	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	オイル	オイル	メカ	
						B-5									
M-22	曝気ア 7(IRW-125A)	4	台	有	1999	A-1		●			●			●	
						A-2			●		●				
						B-1		●			●			●	
						B-2			●		●				
M-23	反応槽循環ポンプ (LKSZ-100Y) (渦巻)	4	台	有	1999	A-1	●				●				
						A-2				●				●	
						B-1	●				●				
						B-2				●				●	
M-24	熱交換器	2	基	-	1999	1			●			●			
						2			●			●			
M-25	反応槽冷却塔	2	基	-	1999	1							●		
						2								●	
M-26	冷却水循環ポンプ (LKSZ-80Y)(LKS8-80Y) (渦巻)	3	台	有	1999	1	●				●				
						2		●				●			
						3			●				●		
M-27	反応槽消泡機	4	台	-	1999	A-1						●			
						A-2							●		
						B-1						●			
						B-2							●		
M-28	反応槽引抜ポンプ (NE80 4台) (一軸ねじ)	4	台	有	1999	A-1					●				
						A-2				●					
						B-1					●				
						B-2				●					
M-29	攪拌槽消泡機(220φ*FL-1300)	2	台	-	1999	1		●							
						2		●							
M-30	ガス攪拌ア 7(IRS-50H) A,B系	4	台	有	1999	A-1		●			●				
						A-2			●			●			
						B-1		●			●				
						B-2			●			●			

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
M-31	メタン注入ポンプ	3	台	有	1999	1						●		
						2		●						
						3					●			
M-32	反応槽用苛性ソーダ注入ポンプ	3	台	有	1999	1							▲	
						2								
						3								
M-33	原水槽消泡機(A B)	2	台	-	1999	1								
						2								
M-34	膜循環ポンプ(渦巻)	6	台	有	1999	A-1	●	●	●	●	●	●	●	●
						A-2	●	●	●	●	●	●	●	●
						A-3	●	●	●	●	●	●	●	●
						B-1	●	●	●	●	●	●	●	●
						B-2	●	●	●	●	●	●	●	●
						B-3	●	●	●	●	●	●	●	●
M-35	膜分離装置	6	台	有	1999	A-1						44		
						A-2				44				
						A-3		44						
						B-1						44		
						B-2				44				
						B-3		44						
M-36	膜洗浄ポンプ(UAS-100) (80x50IFWM2023)(渦巻)	2	台	有	1999	1								
						2		●						
M-37	膜洗浄タケ攪拌機(TM4-750GN)	2	台	-	1999	1							●	
						2								●
M-38	消泡剤注入ポンプ ※休止中	2	台	有	1999	1								
						2								
3. 高度処理設備														
M-39	混和凝集槽用攪拌機(TLM-3AM-83)	2	台	-	1999	1			●					●
						2			●					●
M-40	硫酸バンド注入ポンプ	3	台	有	1999	1							●	
						2							●	
						3							●	
M-41	中和槽用攪拌機	1	台	-	1999			●					●	
M-42	中和槽苛性ソーダ注入ポンプ	2	台	有	1999	1					●			
						2					●			
M-43	凝集用苛性ソーダ注入ポンプ(M-42と同じ)	3	台	有	1999	1								
						2								
						3								
M-44	凝集膜循環ポンプ (4-3D2AHEOR/L5VCM)(渦巻)	3	台	有	1999	1	●	●	●	●	●	●	●	●
						2	●	●	●	●	●	●	●	●
						3	●	●	●	●	●	●	●	●

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品 更新： 点検整備： 工場整備：

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
M-45	凝集膜用分離装置(1・2・3)	3	台	有	1999	1		68						
						2			68					
						3				68				
M-46	吸着塔原水ポンプ(LKSR-50Y)(渦巻)	2	台	有	1999	1			●					
						2				●				
M-47	活性炭吸着塔(1・2・3)	3	台	有	1999	1	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視
						2	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視
						3	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視
M-48	逆洗ポンプ(LKSR-100Y)(渦巻)	2	台	有	1999	1			●					
						2				●				
4. 消毒・放流設備														
M-49	消毒用次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	2	台	有	1999	1						●		
						2						●		
M-50	放流水ポンプ(LKSR-50Y)(渦巻)	2	台	有	1999	1			●				●	
						2				●				●
M-51	再利用水ポンプ(65BIPMD55.5)	1	組	-	2003			●						
5. 汚泥処理設備														
M-52	攪拌機(IRS-125L)	2	台	有	1999	1			●			●		
						2	●			●			●	
M-53	汚泥貯留槽攪拌ポンプ(SHG-102-LS)	2	台	-	1999	1			●				●	
						2				●				●
M-54	汚泥供給ポンプ(NE80)	3	台	有	1999	1		●					●	
						2	●			●				
						3				●			●	
M-55	高分子凝集剤原液移送ポンプ(NE10) ※休止中	2	台	有	1999									
M-56	高分子凝集剤溶解槽攪拌機(旧希釈槽)	2	台	-	1999	1				●				
						2				●				
M-57	高分子凝集剤注入ポンプ(NE30)	3	台	有	1999	1			●				●	
						2		●					●	
						3	●					●		
M-58	汚泥脱水機	1	台	-	1999									
M-58-1		1	台	-	2019									
M-59	分離液ポンプ(NE50)	3	台	有	1999	1		●				●		
						2	●			●				
						3				●			●	
M-60	脱水汚泥移送コンベア1(スクリーンベア)	1	台	-	1999	●		●		●		●		
M-61	脱水汚泥移送コンベア2(スクリーンベア)	1	台	-	1999	●		●		●		●		
M-62	脱水汚泥移送コンベア3(スクリーンベア)	1	台	-	2013	●		●		●		●		
M-63	脱水汚泥移送ポンプ (ハイジーンポンプ4NES80KMX12)	1	台	-	1999									
M-64	脱水汚泥ホッパー	1	槽	-	1999									

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
M-65 脱水汚泥ホッパー切出機	1	台	-	1999									
M-66 脱水汚泥移送ポンプフィーダ	2	台	-	1999									
M-67 脱水汚泥投入ポンプ (ハイフローポンプ 4NES60KMX12)	2	台	-	1999	1								
					2								
M-68 汚泥脱水機	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
M-69 古紙解繊機	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
M-70 ボイラー	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
M-71 古紙装填機	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
M-72 解繊古紙供給ポンプ	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
ポリ硫酸第二鉄注入ポンプ					1	●							
					2								
M-73 混合液供給ポンプ/タンク 混和槽(汚泥・古紙)攪拌機	2	台	有	2013	タンク	●							
					ポンプ	●							
						●		●		●		●	
M-74 汚泥搬出コンテナ用トラックスケール	1	基	-	2017			●						
M-158 高分子凝集剤自動溶解装置	1	台	-	2019					●				
M-159 汚泥濃縮機	1	台	-	2013		●	●	●	●	●	●	●	●
M-160 凝集槽攪拌機 (I)	1	台	-	2013			●			●			●
M-161 凝集槽攪拌機 (II)	1	台	-	2013			●			●			●
M-162 細砂除去装置	2	台	-	2018		●		●		●		●	
M-163 A系繊維除去装置	1	台	-	2018		●	●	●	●	●	●	●	●
M-164 B系繊維除去装置	1	台	-	2018		●	●	●	●	●	●	●	●
M-165 A系余剰汚泥ポンプ	1	台	-	2020							●		
M-166 B系余剰汚泥ポンプ	1	台	-	2020							●		
6. 取排水設備													
M-75 プレート用水ポンプ 1号(80UNBBMS255.5)	1	組	-	1999			●					●	
M-76 プレート用水ポンプ 2号(65BIPMD55.5)	1	組	-	1999			●					●	
M-77 雑排水ポンプ (NE40)	3	台	有	1999	1				●				●
					2	●			●				
					3			●			●		
M-78 床排水ポンプ	8	台	-	1999	1								
					2								
					3								
					4								
					5								
					6								
					7								
					8								

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
7. 脱臭設備														
M-79	中濃度脱臭ファン(FTF502-LH)	1	台	-	1999				●			●		
M-80	酸洗浄塔	1	塔	-	1999									内部点検 (FRP補修)
M-81	酸循環ポンプ (VEM-0803)	2	台	有	1999	1						●		
						2	●							
M-82	脱臭用酸注入ポンプ	2	台	有	1999	1		●						
						2		●						
M-83	アルカリ洗浄塔	1	塔	-	1999									内部点検 (FRP補修)
M-84	アルカリ循環ポンプ (VEM-0803)	2	台	有	1999	1						●		
						2	●							
M-85	脱臭用苛性ソーダ注入ポンプ	2	台	有	1999	1		●						
						2		●						
M-86	脱臭用次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	2	台	有	1999	1						●		
						2	●							
M-87	低濃度脱臭ファン(FTF-502)	1	台	-	1999		●			●			●	
M-88	中濃度活性炭吸着塔	2	基	-	1999		活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視
M-89	低濃度活性炭吸着塔	2	基	-	1999		活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視	活性炭交換時 目視
8. 汚泥焼却設備														
M-90	焼却灰ホッパーレール計 (ワイヤ式)	1	台	-	1999									
M-91	し渣ホッパーレール計 (ワイヤ式)	1	台	-	1999									
M-92	脱水汚泥ホッパーレール計 (ワイヤ式)	1	台	-	1999									
M-93	し渣移送コンベア3 (フライトコンベア)	1	台	-	1999									
M-94	し渣移送コンベア4 (フライトコンベア)	1	台	-	1999									
M-95	し渣移送コンベア5 (スクリーンコンベア)	1	台	-	1999									
M-96	し渣ホッパー	1	槽	-	1999									
M-97	し渣ホッパー切出機	1	台	-	1999									
M-98	沈砂移送コンベア (フライトコンベア)	1	台	-	1999									
M-99	沈砂ホッパー	1	槽	-	1999									
M-100	沈砂ホッパー切出機	1	台	-	1999									
M-101	し渣沈砂移送コンベア (スクリーンコンベア)	1	台	-	1999				●					●
	し渣沈砂移送インバースコンベア (スクリーンコンベア)	1	台		新設									
M-102	し渣・沈砂投入コンベア (フライトコンベア)	2	台	-	1999	1								
						2								
M-103	焼却物投入機	2	台	-	1999									
M-104	流動床焼却炉	2	基	-	1999									
M-105	起動バーナー	2	本	-	1999									
M-106	助燃バーナー(オイルガン)	8	本	-	1999									
M-107	ガス冷却塔	2	基	-	1999									
M-108	空気予熱器	2	塔	-	1999									
M-109	白煙防止器	2	塔	-	1999									
M-110	白煙防止ファン	2	台	-	1999									

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
M-111	給水加熱器	2	台	-	1999								
M-112	バグフィルタ	2	台	-	1999								
M-113	バグフィルタ灰搬出コンベア	2	台	-	1999								
M-114	バグフィルタ灰搬出機	2	台	-	1999								
M-115	特殊反応助剤サロ	1	塔	-	1999								
M-116	特殊反応助剤供給ポンプ	2	台	-	1999								
M-117	N01誘引ファン	1	台	-	1999								
M-118	N02誘引ファン	1	台	-	1999								
M-119	吸収塔	2	台	-	1999								
M-120	吸収塔循環ポンプ	2	台	-	1999								
M-121	減湿塔	2	台	-	1999								
M-122	減湿塔循環ポンプ (SPP-100FC)	3	台	-	1999								
M-123	減湿塔循環水冷却塔	2	台	-	1999								
M-124	減湿塔循環水冷却塔散水ポンプ	2	台	-	1999								
M-125	No.1灰移送コンベア	2	台	-	1999								
M-126	No.2灰移送コンベア	2	台	-	1999								
M-127	灰集合コンベア1	1	台	-	1999								
M-128	珪砂抜出コンベア	2	台	-	1999								
M-129	珪砂移送コンベア (スクリーンコンベア)	1	台	-	1999								
M-130	不燃物分離装置	1	台	-	1999								
M-131	珪砂循環コンベア	1	台	-	1999								
M-132	珪砂ホッパー	1	槽	-	1999								
M-133	珪砂ホッパー切出機	1	台	-	1999								
M-134	珪砂ホッパー切出コンベア	1	台	-	1999								
M-135	不燃物移送コンベア1 (スクリーンコンベア)	1	台	-	1999								
M-136	不燃物移送コンベア2 (ワイヤコンベア)	1	台	-	1999								
M-137	灰集合コンベア2	1	台	-	1999								
M-138	灰ホッパー	1	基	-	1999								
M-139	灰ホッパー切出機	1	台	-	1999								
M-140	灰ホッパー切出コンベア	1	台	-	1999								
M-141	不燃物ホッパー	1	槽	-	1999								
M-142	不燃物ホッパー切出機	1	台	-	1999				●				
M-143	流動ポンプ	2	台	-	1999								
M-144	焼却(燃焼)計装用空気圧縮機 ※休止中	1	台	-	1999								
M-145	焼却計装用空気槽	1	基	-	1999								
M-146	焼却計装用除湿器	1	台	-	1999	●		●		●		●	
M-147	焼却(燃焼)雑用空気圧縮機	1	台	-	1999								
M-148	焼却雑用空気槽	1	基	-	1999								
M-149	焼却雑用除湿器	1	台	-	1999								
M-150	吸収塔苛性ソーダ供給ポンプ	3	台	有	1999								
M-151	減湿塔苛性ソーダ供給ポンプ	3	台	-	1999								

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新: 点検整備: 工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	
M-152 灯油貯留タンク (隔年に清掃)	1	基	-	1999										
M-153 焼却用灯油供給ポンプ3台 (H26より2台のみ使用)	3	台	有	1999	1									
					2									
					3									
M-154 尿素水噴霧ポンプ	3	台	-	1999										
M-155 安定化剤供給ポンプ	2	台	-	1999										
9. 非常用発電設備														
M-156 非常用灯油供給ポンプ	1	台	-	1999										
M-157 非常用発電機	1	台	-	1999		●	●	●	●	●	●	●	●	
10. 計装設備														
【電磁流量計】														
E-1 No.1ドラムスクリーン流入流量	1	台	-	1999					▲					
E-2 No.2ドラムスクリーン流入流量	1	台	-	1999					▲					
E-3 No.1繊維・細砂除去装置流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-4 No.2繊維・細砂除去装置流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-5 A系投入量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-6 B系投入量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-7 反応槽(A)循環流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-8 反応槽(B)循環流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-9 A系返送汚泥流量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-10 B系返送汚泥流量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-11 反応槽(A)引抜き量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-12 反応槽(B)引抜き量	1	台	-	2013				▲					▲	
E-13 A系No.1膜分離装置流入量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-14 A系No.2膜分離装置流入量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-15 A系No.3膜分離装置流入量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-16 B系No.1膜分離装置流入量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-17 B系No.2膜分離装置流入量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-18 B系No.3膜分離装置流入量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-19 A系No.1膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-20 A系No.2膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-21 A系No.3膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-22 B系No.1膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-23 B系No.2膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-24 B系No.3膜分離装置透過流量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-25 混和凝集槽(A)流入量	1	台	-	2013			▲					▲		
E-26 混和凝集槽(B)流入量	1	台	-	1999			▲					▲		
E-27 No.1凝集分離用膜分離装置入口流量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-28 No.2凝集分離用膜分離装置入口流量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-29 No.3凝集分離用膜分離装置入口流量	1	台	-	1999		▲					▲			
E-30 No.1凝集分離用膜分離装置透過流量	1	台	-	2013				▲					▲	

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
E-31	No.2凝集分離用膜分離装置透過流量	1	台	-	2013				▲					▲
E-32	No.3凝集分離用膜分離装置透過流量	1	台	-	2013				▲					▲
E-33	放流水量	1	台	-	2013				▲					▲
E-34	A系余剰汚泥引抜量	1	台	-	2013				▲					▲
E-35	B系余剰汚泥引抜量	1	台	-	2013				▲					▲
E-36	凝集汚泥引抜量	1	台	-	2013				▲					▲
E-37	No.1汚泥脱水機流入量	1	台	-	1999			▲					▲	
E-38	No.2汚泥脱水機流入量	1	台	-	1999			▲					▲	
E-39	A系分離液移送量	1	台	-	1999				▲					▲
E-40	B系分離液移送量	1	台	-	2013				▲					▲
E-41	1系高分子凝集剤注入量	1	台	-	1999			▲					▲	
E-42	2系高分子凝集剤注入量	1	台	-	1999			▲					▲	
E-43	グロム用水量(1)	1	台	-	1999			▲					▲	
E-44	A系雑排水移送量	1	台	-	2013				▲					▲
E-45	B系雑排水移送量	1	台	-	1999				▲					▲
E-46	再利用水量(1)	1	台	-	1999			▲					▲	
E-47	グロム用水量(2)	1	台	-	1999			▲					▲	
E-48	再利用水量(2)	1	台	-	1999			▲					▲	
E-49	No.1減温塔苛性ソーダ注入量	1	台	-	1999									
E-50	No.2減温塔苛性ソーダ注入量	1	台	-	1999									
【フロッグ 式レベル発信器】														
E-51	受入槽液位	1	台	-	1999		▲					▲		
E-52	中継槽液位	1	台	-	1999		▲					▲		
E-53	貯留槽液位	1	台	-	1999		▲					▲		
E-54	予備貯留(1)槽液位	1	台	-	2013		▲					▲		
E-55	予備貯留(2)槽液位	1	台	-	2013		▲					▲		
E-56	原水槽(A)液位	1	台	-	2013			▲					▲	
E-57	原水槽(B)液位	1	台	-	2013			▲					▲	
E-58	反応槽(A)液位	1	台	-	1999								▲	
E-59	反応槽(B)液位	1	台	-	1999								▲	
E-60	凝集分離原水槽液位	1	台	-	1999								▲	
E-61	活性炭原水槽液位	1	台	-	1999								▲	
E-62	活性炭処理水槽液位	1	台	-	1999								▲	
E-63	放流水槽液位	1	台	-	1999				▲					▲
E-64	汚泥貯留槽(1)液位	1	台	-	1999				▲					▲
E-65	汚泥貯留槽(2)液位	1	台	-	1999				▲					▲
E-66	分離液槽液位	1	台	-	1999				▲					▲
E-67	グロム用受水槽液位	1	台	-	1999				▲					▲
E-68	雑排水槽液位	1	台	-	1999				▲					▲

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
【流量発信器】														
E-69	A系曝気空気量	1	台	-	2013				▲					▲
E-70	B系曝気空気量	1	台	-	2013				▲					▲
E-71	A系No.1攪拌槽が 流量	1	台	-	2013				▲					▲
E-72	A系No.2攪拌槽が 流量	1	台	-	2013				▲					▲
E-73	B系No.1攪拌槽が 流量	1	台	-	2013				▲					▲
E-74	B系No.2攪拌槽が 流量	1	台	-	2013				▲					▲
【差圧発信器】														
E-75	No.1炉出口圧力	1	台	-	1999									
E-76	No.2炉出口圧力	1	台	-	1999									
E-77	No.1散気管入口圧力	1	台	-	1999									
E-78	No.2散気管入口圧力	1	台	-	1999									
E-79	No.1 ^{バグ} フィル入口圧力	1	台	-	1999									
E-80	No.2 ^{バグ} フィル入口圧力	1	台	-	1999									
E-81	No.1 ^{バグ} フィル出口圧力	1	台	-	1999									
E-82	No.2 ^{バグ} フィル出口圧力	1	台	-	1999									
E-83	No.1流動空気流量	1	台	-	1999									
E-84	No.2流動空気流量	1	台	-	1999									
E-85	No.1OFA流量	1	台	-	1999									
E-86	No.2OFA流量	1	台	-	1999									
E-87	No.1煙突が 入口流量	1	台	-	1999									
E-88	No.2煙突が 入口流量	1	台	-	1999									
【圧力発信器】														
E-89	沈砂タケ真空計	1	台	-	1999				▲					
E-90	A系No.1膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-91	A系No.2膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-92	A系No.3膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-93	B系No.1膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-94	B系No.2膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-95	B系No.3膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-96	A系No.1膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-97	A系No.2膜分離装置出口圧力	1	台	-	2013		▲							
E-98	A系No.3膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-99	B系No.1膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-100	B系No.2膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-101	B系No.3膜分離装置出口圧力	1	台	-	2013		▲							
E-102	No.1凝集分離用膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-103	No.2凝集分離用膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					
E-104	No.3凝集分離用膜分離装置入口圧力	1	台	-	1999				▲					

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
E-105	No.1凝集分離用膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-106	No.2凝集分離用膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
E-107	No.3凝集分離用膜分離装置出口圧力	1	台	-	1999		▲							
【超音波式レベル計】														
E-108	消泡剤タンク	1	台	-	1999									
E-109	No.1苛性ソーダ貯槽	1	台	-	1999								●タンク	
E-110	No.2苛性ソーダ貯槽	1	台	-	1999								●タンク	
E-111	No.1硫酸バンド貯槽→硫酸バンド貯槽	1	台	-	1999							●タンク		
E-112	No.2硫酸バンド貯槽→ポリ鉄貯留 (H26変更)	1	台	-	1999							●タンク		
E-113	次亜塩素酸ソーダ貯槽	1	台	-	1999					●タンク				
E-114	高分子凝集剤原液貯槽 (廃止)	1	台	-	1999									
E-114-1	硫酸貯槽	1	台	-	1999					●タンク				
【DO計】														
E-115	反応槽(A)	1	台	-	1999					●				
E-116	反応槽(B)	1	台	-	1999					●				
【ORP計】														
E-117	反応槽(A)	1	台	-	1999				●					
E-118	反応槽(B)	1	台	-	1999				●					
E-119	攪拌槽(A1)	1	台	-	1999				●					
E-120	攪拌槽(A2)	1	台	-	1999				●					
E-121	攪拌槽(B1)	1	台	-	1999				●					
E-122	攪拌槽(B2)	1	台	-	1999				●					
【pH計】														
E-123	反応槽(A)	1	台	-	2013								●	
E-124	反応槽(B)	1	台	-	2013								●	
E-125	混和凝集槽(A)	1	台	-	2013								●	
E-126	混和凝集槽(B)	1	台	-	1999								●	
E-127	中和槽	1	台	-	2013								●	
E-128	放流水	1	台	-	2013								●	
E-129	酸洗浄塔	1	台	-	2013								●	
E-130	アルカリ洗浄塔	1	台	-	2013								●	
E-131	No.1吸収塔	1	台	-	1999									
E-132	No.2吸収塔	1	台	-	1999									
E-133	No.1減湿塔	1	台	-	1999									
E-134	No.2減湿塔	1	台	-	1999									
【MLSS計】														
E-135	反応槽(A)	1	台	-	1999							●		
E-136	反応槽(B)	1	台	-	1999					●				
【COD計】														
E-137	放流水	1	台		1999									

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
【残留塩素濃度計】														
E-138	残留塩素濃度計	1	台	-	1999		●			●			●	
【排ガス分析計】														
E-139	NOx・SOx・O ₂ 分析計	2	台	-	1999									
E-140	HCL分析計	2	台	-	1999									
E-141	ダスト分析計	2	台	-	1999									
E-142	CO・O ₂ 分析計	2	台	-	1999									
【イボータ】														
E-143	No.1投入ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-144	No.2投入ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-145	No.3投入ポンプ用	1	台	-	1999							▲		
E-146	No.1除渣し渣供給ポンプ用	1	台	-	2014				▲					
E-147	No.2除渣し渣供給ポンプ用	1	台	-	2014				▲					
E-148	No.3除渣し渣供給ポンプ用	1	台	-	2014				▲					
E-149	No.1繊維・細砂除去装置(主機)※休止中	1	台	-	2011									
E-150	No.1繊維・細砂除去装置(補機)	1	台	-	2011									
E-151	No.3汚泥脱水機(主機) (旧No.2繊維・細砂除去装置(主機))	1	台	-	2012									▲
E-152	No.3汚泥脱水機(補機) (旧No.2繊維・細砂除去装置(補機))	1	台	-	1999									
E-153	A系No.1ばっ気ポンプ用	1	台	-	2011								▲	
E-154	A系No.2ばっ気ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-155	B系No.1ばっ気ポンプ用	1	台	-	2011								▲	
E-156	B系No.2ばっ気ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-157	A系No.1ガス攪拌ポンプ用	1	台	-	2009				▲					
E-158	B系No.1ガス攪拌ポンプ用	1	台	-	2009				▲					
E-159	A系No.2ガス攪拌ポンプ用	1	台	-	2008								▲	
E-160	B系No.2ガス攪拌ポンプ用	1	台	-	2008				▲					
E-161	A系No.1膜循環ポンプ	1	台	-	2011								▲	
E-162	A系No.2膜循環ポンプ	1	台	-	2011								▲	
E-163	A系No.3膜循環ポンプ	1	台	-	2011								▲	
E-164	B系No.1膜循環ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-165	B系No.2膜循環ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-166	B系No.3膜循環ポンプ用	1	台	-	2012									▲
E-167	A系No.1反応槽引抜ポンプ	1	台	-	2010						▲			
E-168	A系No.2反応槽引抜ポンプ	1	台	-	2007									▲
E-169	B系No.1反応槽引抜ポンプ	1	台	-	2010						▲			
E-170	B系No.2反応槽引抜ポンプ	1	台	-	2013									
E-171	No.1凝集膜循環ポンプ	1	台	-	2009									
E-172	No.2凝集膜循環ポンプ	1	台	-	2009									
E-173	No.3凝集膜循環ポンプ	1	台	-	2010								▲	

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
E-174	No.1汚泥供給ポンプ用	1	台	-	2014				▲				
E-175	No.2汚泥供給ポンプ用	1	台	-	2014								
E-176	No.3汚泥供給ポンプ用	1	台	-	2014	▲							
E-177	No.1汚泥脱水機(主機)用	1	台	-	2011								●
E-178	No.1汚泥脱水機用(補機)	1	台	-	2012								
E-179	No.2汚泥脱水機用(主機)	1	台	-	2012								▲
E-180	No.2汚泥脱水機用(補機)	1	台	-	2012		▲						
E-181	No.1高分子凝集剤注入ポンプ	1	台	-	2013								
E-182	No.2高分子凝集剤注入ポンプ	1	台	-	2014					▲			
E-183	No.3高分子凝集剤注入ポンプ	1	台	-	2014								
E-184	No.1分離液ポンプ用	1	台	-	2008					▲			
E-185	No.2分離液ポンプ用	1	台	-	2008								
E-186	No.3分離液ポンプ用	1	台	-	2008								
E-187	中濃度脱臭ファン用	1	台	-	2011						●		
E-188	No.1雑排水ポンプ用	1	台	-	2007			▲					
E-189	No.2雑排水ポンプ用	1	台	-	1999			▲					
E-190	No.3雑排水ポンプ用	1	台	-	1999			▲					
E-191	特殊反応助剤定量供給器用	1	台	-	2012								
E-192	No.1特殊反応助剤定量供給器用	1	台	-	1999								
E-193	No.2特殊反応助剤定量供給器用	1	台	-	1999								
E-194	し道おバ切出機	1	台	-	2008								
E-195	No.1珪砂抜出コパア	1	台	-	1999								
E-196	No.2珪砂抜出コパア	1	台	-	1999								
E-197	No.1脱水汚泥投入ポンプ	1	台	-	1999								
E-198	No.2脱水汚泥投入ポンプ	1	台	-	1999								
E-261	(1F古紙解繊機操作盤5台) 古紙装填機	1	台	-	2013			●					
E-262	古紙解繊機	1	台	-	2013					●			
E-263	解繊古紙供給ポンプ	1	台	-	2013			●					
E-264	No.1混合液供給ポンプ	1	台	-	2013					●			
E-265	No.2混合液供給ポンプ	1	台	-	2013					●			
E-266	(LCP101盤4台) 汚泥脱水機	1	台	-	2013					●			
E-267	汚泥濃縮機	1	台	-	2013			●					
E-268	凝集槽Ⅰ攪拌機	1	台	-	2013			●					
E-269	凝集槽Ⅱ攪拌機	1	台	-	2013			●					
E-270	(LCP110盤7台) No.1排出機(ロータリーバルブ)	1	台	-	2018			●					
E-271	No.2排出機(ロータリーバルブ)	1	台	-	2018			●					
E-272	水切りコンベヤ	1	台	-	2018			●					
E-273	A系繊維除去装置	1	台	-	2018			●					
E-274	B系繊維除去装置	1	台	-	2018			●					
E-275	A系余剰汚泥ポンプ	1	台	-	2018			●					
E-276	B系余剰汚泥ポンプ	1	台	-	2018			●					

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
E-277 不燃物ホッパ切出機	1	台	-	2016				●					
1 1. 中央制御設備													
【DCS】*遠隔監視システムMaiDAS含む													
E-199 OPS(オペレータステーション)	4	式	-	1999		●			●			●	
E-200 DBS(データベースステーション)	2	式	-	1999		●			●			●	
E-201 RPS(レポートプリンティングステーション)	2	式	-	1999		●			●			●	
E-202 管理用PC(デスクトップ型)	2	式	-	1999		●			●			●	
E-203 管理用PC(ノート型)	1	式	-	1999		●			●			●	
E-204 カラーレーザープリンター(中央監視室用)	1	式	-	1999		●			●			●	
E-205 管理用プリンタ(水質分析用)	1	式	-	1999		●			●			●	
【制御・操作盤】													
E-206 制御盤			-	1999									
E-207 No.1ボック室操作盤	1	面	-	1999				●					
E-208 No.2ボック室操作盤	1	面	-	1999				●					
No.3ボック室操作盤								●					
E-209 プログラム室操作盤	1	面	-	1999				●					
E-210 膜分離装置操作盤	1	面	-	1999				●					
E-211 活性炭吸着塔操作盤	1	面	-	1999				●					
水槽上部室操作盤								●					
薬品設備操作盤								●					
古紙解繊機操作盤								●					
E-212 焼却設備監視室盤	1	面	-	1999									
E-213 受入貯留設備C/C	1	面	-	1999				●					
E-214 汚泥脱水処理設備C/C	1	面	-	1999				●					
E-215 中央監視盤用シーケンサ	1	台	-	2013									
E-216 受入貯留設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-217 主処理設備C/C用シーケンサ	1	台	-	2013									
E-218 高度処理設備C/C用シーケンサ	1	台	-	2013									
E-219 汚泥脱水処理設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-220 汚泥焼却共通設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-221 脱臭設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-222 非常用設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-223 汚泥焼却1号炉設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-224 汚泥焼却2号炉設備PLC盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-225 補助制御盤用シーケンサ	4	台	-	1999									
E-226 No.1ボック室操作盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-227 No.2ボック室操作盤用シーケンサ	1	台	-	1999									
E-228 No.3ボック室操作盤用シーケンサ	1	台	-	1999									

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新：

点検整備：

工場整備：

機器名称	数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
E-229	1	台	-	2013									
E-230	1	台	-	2013									
E-231	1	台	-	2013									
E-232	1	台	-	2013									
E-233	1	台	-	2013									
E-234	1	台	-	1999									
E-235	1	台	-	1999									
E-236	1	台	-	1999									
E-237	1	台	-	1999				●					
E-238	1	台	-	1999								●	
E-239	1	台	-	1999								●	
E-240	1	台	-	1999								●	
E-241	1	台	-	1999								●	
E-242	1	台	-	1999								●	
E-243	1	台	-	1999								●	
E-244	1	台	-	1999								●	
E-245	1	台	-	2013									
E-246	1	台	-	2013									
E-247	1	台	-	1999									
1.2. 電気設備													
E-248	2	面	-	1999				●					
E-249	1	面	-	1999									
E-250	1	面	-	1999									
E-251	2	面	-	1999									
E-252	3	面	-	1999									
E-253	3	面	-	1999									
E-254	3	面	-	1999									
E-255	1	面	-	1999				●					
E-256	1	面	-	1999									
E-257	1	面	-	1999									
E-258	1	面	-	1999									
E-259	1	面	-	1999									
E-260	1	面	-	1999				●					
1.3. 建築設備													
【空気調和・換気設備】													
K-1	1	式	-	1999		▲							
K-2	1	式	-	1999		●							
【衛生設備】													
K-3	1	式	-	1999								●	
K-4	1	式	-	1999									
						●						●	

別紙14 整備計画

●補修・更新 ▲点検 ■納品

更新:

点検整備:

工場整備:

機器名称		数量	単位	予備機の有無	設置年(年)	系統	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画
【消火設備】														
K-5	消火設備	1	式	-	1999							●		
【その他建築設備】														
K-6	エレベータ	1	式	-	1999							●		
	自動ドア											●		
	動力制御盤								●					
	電灯分電盤							●						
	ITV(監視カメラ)						▲							
1. 水槽設備														
	沈砂槽											▲		
	受入槽								▲					
	中継槽									▲				
	貯留槽					▲								
	予備貯留槽(1)													
	予備貯留槽(2)													
	汚泥貯留槽(1)											▲		
	汚泥貯留槽(2)												▲	
	分離液槽													
	雑排水槽													
	反応槽(A)								配管整備 ●					
	反応槽(B)								配管整備 ●					
	攪拌槽(A)									▲				
	原水槽(A)									▲				
	攪拌槽(B)									▲				
	原水槽(B)									▲				
	混和凝集槽(1)(2)													
	中和槽													
	接触層													
	放流水槽													
	凝集分離原水槽							▲				▲		
	活性炭原水槽													
	活性炭処理水槽													
	受水槽(プラント水)													
	浄化槽張水用水槽													
	受水槽(上水)													
	汚水槽(車庫塔)						▲							
	汚水槽(管理塔)						▲							

別紙15 市川市衛生処理場 槽内清掃実施参考予定表

清掃箇所	面積 [m ²]	容積 [m ³]	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
沈砂槽	3*4	1*4	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回			
受入槽	42	170	1回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
中継槽	18	70	1回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
貯留槽	115	490			1回									1回			1回				1回																		
予備貯留槽(1)	83	363	1回						1回					1回				(1回)					1回																
予備貯留槽(2)	82	363			1回					1回									1回																				
汚泥貯留槽(1)	65	305		1回			1回				1回												1回																
汚泥貯留槽(2)	65	305		1回			1回					1回												1回															
分離液槽	81	407											1回				1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回		
雑排水槽	97	484												1回										1回															
反応槽(A)	62	605					1回																	1回															
反応槽(B)	62	605								1回														1回															
攪拌槽(A)	24	121									1回							1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
原水槽(A)	12	61									1回							1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
攪拌槽(B)	24	121									1回							1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
原水槽(B)	12	61									1回							1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
混和凝集槽(1),(2)	0.9*2	1.5*2															1回						1回	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	
中和槽	1	2.5															1回					1回	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	
接触槽	1.2	6															1回					1回	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	
放流水槽	2.3	11															1回					1回	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	(1回)	
凝集分離原水槽	27	121																						1回														1回	
活性炭原水槽	5	25																																			1回		
活性炭処理水槽	8	40																																			1回	1回	

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

業務完了報告書（第 期支払分）

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____
2. 施行（納入）場所 _____
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 _____ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり